

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成15年第3回幕別町議会定例会
(平成15年9月4日 9時57分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条，第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
20番 大野和政 21番 瀬瀬太郎 1番 豊島善江
- 日程第2 会期の決定 9月4日～9月12日（9日間）
（諸般の報告）
- 日程第3 行政報告

会 議 録

平成15年第3回幕別町議会定例会

1. 開催年月日 平成15年9月4日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 9月4日 9時57分宣告
4. 応集議員 全議員
5. 出席議員 (22名)

議長 本保証喜

副議長 瀬瀬太郎

- | | | | | |
|---------|----------|---------|---------|---------|
| 1 豊島善江 | 2 中橋友子 | 3 野原恵子 | 4 牧野茂敏 | 5 前川敏春 |
| 6 助川順一 | 7 堀川貴庸 | 8 乾 邦広 | 9 小田良一 | 10 前川雅志 |
| 11 杉山晴夫 | 12 佐々木芳男 | 13 古川 稔 | 14 坂本 偉 | 15 芳滝 仁 |
| 16 中野敏勝 | 17 永井繁樹 | 18 伊東昭雄 | 19 千葉幹雄 | 20 大野和政 |

6. 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫

助 役 西尾 治

収 入 役 小野成義

代表監査 吉川 宏

教 育 長 沢田治夫

農業委員会会長 上田健治

総務部長 新屋敷清志

企画室長 金子隆司

民生部長 石原尉敬

経済部長 中村忠行

建設部長 三井 巖

教育部長 藤内和三

札内支所長 瀬瀬良征

総務課長 菅 好弘

企画参事 羽磨知成

企画参事 飯田晴義

町民課長 熊谷直則

税務課長 久保雅昭

保健福祉センター所長 佐藤昌親

農林課長 増子一馬

商工観光課長 本保 武

土木課長 田中光夫

施設課長 小野典昭

水道課長 前川満博

都市計画課長 高橋政雄

会計課長 堂前芳昭

車両センター所長 橋本孝男

経済部参事 古川耕一

学校教育課長 飛田 栄

生涯学習課長 長谷 繁

給食センター所長 加藤光人

監査事務局長 森 広幸

農業委員会事務局長 長屋忠弘

7. 職務のため出席した議会事務局職員

局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博

8. 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

9. 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

20番 大野和政 21番 瀬瀬太郎 1番 豊島善江

議 事 の 経 過

(平成15年9月4日 9:57 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 議長（本保証喜） ただ今から、平成15年第3回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

「議事日程の報告」

- 議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

「会議録署名議員の指名」

- 議長（本保証喜） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員に、20番大野議員、21番額額議員、1番豊島議員を指名いたします。

「会期の決定」

- 議長（本保証喜） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮り致します。本定例会の会期は、本日から12日までの9日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。したがって会期は、本日から12日までの9日間と決定いたしました。

「諸般の報告」

- 議長（本保証喜） 次に、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第199条第2項の規定による行政監査結果並びに同法第235条の2第3項の規定による、例月出納検査の報告が議長宛に提出されておりますので、お手元に配布してあります。後刻ご覧頂きたいと思っております。

「行政報告」

- 議長（本保証喜） 日程第3、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。
岡田町長。
○町長（岡田和夫） 平成15年第3回町議会定例会が開催されるにあたり、日頃より町政全般にわたってお寄せいただいております、議員の皆様方の暖かいご指導、ご協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げますとともに、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。
本年も、10月1日に107年目の開町記念日を迎えるにあたり、偉大な先人たちが理想郷の実現を目指し、不屈の努力で本町発展の礎を築かれたご遺徳を偲びますとともに、町民各位の限りない郷土愛により本町が発展を続けておりますことに、改めて深甚なる敬意と感謝を捧げるものであります。
さて、例年、開町記念日に本町の功労者を顕彰させていただいておりますが、過日、表彰者選考委員会からいただきました答申を尊重しながら、永年にわたり本町の自治、社会、産業の各分野においてご功績のありました方々に功労賞をお贈りさせていただくことといたしました。
自治功労賞といたしましては、町議会議員として、6期24年にわたり、地域住民の信託に応えられるとともに、副議長を務められるなど議会運営にご尽力された札内西町の前川正さん。
同じく、町議会議員として、5期20年にわたり、地域住民の信託に応えられるとともに、副議長を

務められるなど議会運営にご尽力された札内中央町の阿部確さん。

同じく、依田の浦田邦夫さん。

また、町議会議員として4期16年にわたり地域住民の信託に応えられるとともに、監査委員を務められるなど町政進展のため、熱心にご建議いただいた南勢の坂下庄蔵さん。

同じく、町議会議員として3期12年にわたり地域住民の信託に応えられるとともに、副議長を務められるなど議会運営にご尽力された札内桂町の貝森拓司さん。

同じく町議会議員として3期12年にわたり地域住民の信託に応えられるとともに、町政進展のため熱心にご建議いただいた札内青葉町の伊藤一男さん。

公営住宅入居者選考委員会委員及び公営住宅審議会委員として、28年有余にわたり務められ、この間、審議会会長の要職を担われるなど、町政の推進に多大な貢献をされました札内桂町の庄司盛さん。

以上7名の方々に、自治功労賞を贈らせていただきます。

次に、社会功労賞といたしましては、駒島の中村榮光さん、錦町の長谷川洋州さんにお贈りさせていただきます。

お二人につきましては、多年にわたり消防活動に従事され、地域住民の安全確保のために献身的な努力を重ねられ、地域防災に貢献された事績によるものであります。

次に、産業功労賞といたしましては、札内中央町の銚館三雄さんにお贈りさせていただきます。

銚館さんにつきましては、永年にわたり幕別町商工会理事及び副会長の要職を担われ、商工会活動の円滑な運営に努められるとともに、商工業の発展にご尽力された事績によるものであります。

以上10名の方にそれぞれの賞をお贈りすることといたしました。

受賞されます皆様のご功績に対しまして心より敬意を表し、感謝を申し上げる次第であります。

次に、特別職の給料及び報酬につきまして申し上げます。

特別職の職員で常勤の者の給与及び教育長の給与につきましては、近年の厳しい経済情勢や他町村の状況などに鑑み、報酬審議会に適正な額についての諮問をいたしたところではありますが、諮問どおり可とする旨の答申をいただきましたことから、今定例会に額の改定につきまして提案をさせていただいております。

また、議会議員の報酬の額につきましては、現行どおりとすることで諮問をいたしましたところ、諮問どおり可とする答申をいただきましたので、額の改定の提案はいたしておりません。

なお、審議会の附帯意見としまして、町長等特別職の給料については特別職の職責の重要性、困難性を考慮するとむやみに減額することは好ましいことではないこと。また、議会議員の報酬については、合併等の新たな行政課題に対応すべく、議員活動の一層の充実を期待するとの意見が付されておりますので報告させていただきます。

次に農作物の生育状況について申し上げます。

今年は、春先から天候にも恵まれ、生育も順調に推移しておりましたが、一時期、強風や霜の影響も心配された時期があったものの、その後は概ね良好な天気が続き、小麦など昨年並みの豊作を期待していたところでありました。

しかしながら、7月中旬より低温、日照不足の日が続き、さらには、小麦の収穫時期に入り雨の日が多く収穫作業の遅れが見られましたが、小麦については7月末から刈取り作業が開始され、8月17日までに全町での刈取りを終えたところでありました。収穫量については、豊作であった昨年よりは若干少ないものの、平年よりは多い反当り10.3俵程度が見込まれているところでありました。

なお、8月9日の台風による農作物の被害状況について若干申し上げますと、8月9日夜半から降り続いた雨によりまして、作付面積約14,000haに対する被害面積の比率は33.5haで0.24%となっております。被害の主なものは、スイートコーン・デントコーンの倒伏、あるいは馬鈴薯、豆類の冠水などでありましたが、今後の収穫期・収穫作業に向けて天候の回復を期待しているところでありました。

また、小麦以外の作物につきましては、9月1日付けの作況調査によりますと、豆類が3日から7日遅れ、長いも5日遅れ、馬鈴薯3日遅れとなっておりますが、生育状況については一部にやや不良の作

物が見られるものの全体的には平年並みが見込まれ、今後は各作物の収穫作業が順調に進み、平年以上の収穫量が確保されるよう願っているところであります。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

8月末現在におけます公共工事の発注済額は、約10億4,000万円で、発注率にいたしますと75%ほどになっております。建築工事におきましては、幕別北並びに千住西のふれあい交流館建設工事、本町1団地公営住宅建設工事、札内地区雨水流末整備関係の建物工事などをはじめ、そのほとんどの発注を終えたところであり、土木・水道関係におきましても、豊岡ごみ処理場適正閉鎖工事、古舞帯広線や春日10号通などの地方特定道路整備工事、桜町雨水幹線新設工事、個別排水処理施設整備工事など、本年度における大型工事の発注を完了しております。

依然として建設業を取り巻く環境は大変厳しい状況にありますので、未発注工事につきましても、早期発注・適期発注に意を用いながら、工事の遂行に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、ごみの有料化について申し上げます。

本年、第2回町議会定例会の執行方針でも申し上げましたごみの収集運搬の有料化についてであります。本町といたしましては、従来からごみの減量化やリサイクルを重点事項として取り組んでおりますが、昨今の社会情勢や町の財政状況等を鑑みますと、ごみの有料化は避けて通ることのできない状況にあると考えております。

今後、幕別町としてこの有料化について、町民のご理解を得ながら、具体的な検討を進めて参りたいと考えているところであります。

次に、市町村合併について申し上げます。

任意合併協議会設置の是非やその枠組などにつきましては、これまで住民説明会、出前講座などで町民の皆さん方のご意見を聞かせていただくとともに、本年2月以降、町民検討会議を設置し、集中的に検討していただいた結果、6月16日に中間報告書、6月30日には、最終報告書を提出していただいたところであります。

報告書の内容につきましては、既に、議会の市町村合併調査特別委員会にご報告させていただいたとおりであります。「農業を基盤とした産業の振興が期待できることや財政面の理由から、中札内村、更別村、忠類村のいわゆる、南部3村との枠組みの中で協議を進めることがベターである。」とのものであります。

一方、議会におきましては、5月23日以降、市町村合併調査特別委員会において継続的に審議がなされておりますが、同特別委員会におきましても、町民検討会議と同様の考え方が大勢を占めたものと受け止めさせていただいたところであります。

このようなことから、私といたしましては、東部3町に対する思いはありましたものの、議会を始めとする町民の意思を重く受け止め、南部3村との枠組みで任意協議会を設置し協議を進めていくことが、町の将来にとって最上の選択であるとの判断をさせていただき、7月7日に3村を訪れ、それぞれの村長に意向をお伝えしたところであります。

その後、中札内村からは、帯広市、芽室町との枠組みを優先したいとの返事がありましたものの、更別村、忠類村の2村からは快く応じていただきましたことから、8月5日に3町村による任意合併協議会設置合意書の調印式を執り行い、さらに、去る8月21日には、第1回目の協議会が開催されたところであります。

任意協議会は、各町村6名ずつ、合計18名の委員で構成されておりますが、本町からは、私、助役、議長、議会市町村合併調査特別委員会委員長のほか、町民検討会議会長の多田順一氏、副会長の若原輝男氏にそれぞれ住民委員をお願いしたところであります。

第1回協議会におきましては、規約、規程、予算のほか、役員を選任、協議の進め方などの議件が決定されたところであります。また、今月2日には、3町村の実情を理解し、委員相互の認識の統一を図ることを目的に、公共施設を中心とした視察が実施されたところであります。

第2回協議会は、明日、更別村で開催され、協議項目の調整に関する基本方針や27項目にわたる協議

項目の調整方針などが協議される予定となっております。

任意合併協議会につきましては、その性格上、拘束力をもった決定はできませんが、新しい町、新町の将来像や財政推計をはじめ、住民の皆さんにとって身近なサービス・負担などについて、できる限り具体的な方向性を見いだすとともに、さらに住民説明会や各種媒体を通じ、これらの情報を町民の皆さんにお示しをし、ご意見を伺った上で、次のステップである法定協議会を設置すべきかどうかにつきまして、判断をしてみたいと考えているところであります。

以上、当面する諸問題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆様には、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（本保証喜） これで行政報告は、終わりました。

「休 会」

○議長（本保証喜） お諮り致します。議事の都合により明5日から、9月8日までの4日間は、休会致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。したがって、9月5日から、9月8日までの4日間は、休会することに決定致しました。

「散 会」

○議長（本保証喜） 以上で、本日の日程は全部終了致しました。本日は、これをもって散会いたします。なお、議会再開は9月9日、午前10時からであります。

(10:14 散会)

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成15年第3回幕別町議会定例会
(平成15年9月9日 9時57分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条, 第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

2番 中橋友子 3番 野原恵子 4番 牧野茂敏

日程第2 一般質問(12名)

11 杉山晴夫	15 芳滝 仁	18 伊東昭雄	16 中野敏勝
10 前川雅志	13 古川 稔	17 永井繁樹	5 前川敏春
3 野原恵子	1 豊島善江	7 堀川貴庸	2 中橋友子

会 議 録

平成15年第3回幕別町議会定例会

1. 開催年月日 平成15年9月9日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 9月9日 9時57分宣告
4. 応集議員 全議員
5. 出席議員 (22名)
議長 本保証喜
副議長 瀬瀬太郎
 - 1 豊島善江
 - 2 中橋友子
 - 3 野原恵子
 - 4 牧野茂敏
 - 5 前川敏春
 - 6 助川順一
 - 7 堀川貴庸
 - 8 乾 邦広
 - 9 小田良一
 - 10 前川雅志
 - 11 杉山晴夫
 - 12 佐々木芳男
 - 13 古川 稔
 - 14 坂本 偉
 - 15 芳滝 仁
 - 16 中野敏勝
 - 17 永井繁樹
 - 18 伊東昭雄
 - 19 千葉幹雄
 - 20 大野和政
6. 地方自治法第121条の規定による説明員
 - 町 長 岡田和夫
 - 助 役 西尾 治
 - 収入役 小野成義
 - 代表監査 吉川 宏
 - 教育委員長 辺見政孝
 - 教育長 沢田治夫
 - 総務部長 新屋敷清志
 - 企画室長 金子隆司
 - 民生部長 石原尉敬
 - 経済部長 中村忠行
 - 建設部長 三井 巖
 - 教育部長 藤内和三
 - 札内支所長 瀬瀬良征
 - 総務課長 菅 好弘
 - 企画参事 羽磨知成
 - 企画参事 飯田晴義
 - 町民課長 熊谷直則
 - 税務課長 久保雅昭
 - 保健福祉センター所長 佐藤昌親
 - 農林課長 増子一馬
 - 商工観光課長 本保 武
 - 土木課長 田中光夫
 - 土地改良課長 土井昌一
 - 施設課長 小野典昭
 - 水道課長 前川満博
 - 都市計画課長 高橋政雄
 - 糠内出張所長 横山義嗣
 - 会計課長 堂前芳昭
 - 車両センター所長 橋本孝男
 - 経済部参事 古川耕一
 - 学校教育課長 飛田 栄
 - 生涯学習課長 長谷 繁
 - 監査事務局長 森 広幸
 - 農業委員会事務局長 長屋忠弘
7. 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
8. 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
9. 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
 - 2番 中橋友子
 - 3番 野原恵子
 - 4番 牧野茂敏

議事の経過

(平成 15 年 9 月 9 日 9:57 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（本保証喜） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[議事録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2 番中橋議員、3 番野原議員、4 番牧野議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（本保証喜） 日程第 2、これより一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。

最初に、杉山晴夫議員の発言を許します。

杉山晴夫議員。

[11 番 杉 山 晴 夫]

○11 番（杉山晴夫） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

最初に、就学前教育、幼保一体化についてでございます。

近年、少子化、女性の社会進出、核家族化、地域の子育て機能の低下、社会情勢が変容する中であって、子供たちを取り巻く教育、保育環境は急激に変化しております。社会の子育て支援が強く求められております。こうした中、就学前教育及び子育て機能の重要な一端を担っているのが、幼稚園と保育所だと思います。

幼児期が生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であるということを十分踏まえて、21 世紀を担う子供たちが健やかに成長するように、幼稚園と保育所の現状を見直し、既存の制度や従来の枠を超えた総合的な観点から、就学前教育を検討し、その在り方を考える必要があるのではないかと思います。考えがあるかお伺いをいたします。

2 点目は、小中校の 2 学期制についてでございます。

子供たちに 21 世紀という新しい世紀をたくましく生き抜く資質や能力を育むために、様々な教育改革が行われております。「生きる力」を育むために、自ら学び、自ら考える教育へと学校教育が変わっていく中、学習活動に対する子供の時間的、精神的な「ゆとり」が必要ではないかと考えられます。このゆとりある教育活動を行うための方策として、また学校の活性化につながると思われる 2 学期制を検討すべき時期にきていると思いますが、そのお考えはあるかお伺いをいたします。以上でございます。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 杉山議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、幼保一体化についてであります。最近「幼保一体化・一元化」という言葉がよく言われておりますが、ご承知のように保育所は、保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とした児童福祉施設であり、幼稚園は 3 歳以上の幼児を教育する学校教育施設で、機能が基本的に異なるものであります。

このように異なる機能、施設の一元化が検討されております。こうした背景には、全国的な傾向として、少子化の影響や女性の社会進出を背景とした保育ニーズの多様化があげられ、保育所では多数の待

機児童が生じている反面、幼稚園では定員に満たない状況となっているとともに、子育てへの支援や幼児教育の総合的な推進が求められていることなどがあります。

このようなことから、地域の実情に応じた施設の共用化、教育内容、保育内容の一元化が言われるようになり、保育所と幼稚園が一体となった総合施設が設置されるようになってきております。

本道では、上川の東川町において国の構造改革特区として、本年 10 月から認定されるというふうに聞いております。

この幼保一元化については、職員の資格、施設設備、保育料の負担など、まだまだ解決されていない問題もありますことから、国におきましては平成 18 年度までに検討することとされております。

本町におきましても、子育てのニーズが多様化していることから、施設の共用化や保育、教育内容の共通化、さらには就学前の子供たちがどうあるべきかなど、幼保一元化も含めた中で調査・検討をしまいたいと考えております。

以上で、杉山議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 私からは 2 点目のご質問「2 学期制について」お答えをさせていただきます。

ご質問にもありますように、新教育課程におきましては、児童生徒に「生きる力」を育むことが大きなねらいとなっていることから、このねらいを達成するための方策の一つとして、今、2 学期制が注目されているところであります。

文部科学省の調査によりますと、2 学期制を採用できる規則。いわゆる管理規則を定めた自治体は、全国で 190 団体、検討中は 175 団体にあるということから、文科省におきましては本年 5 月、中央教育審議会に「今後の初等中等教育改革の推進方策について」諮問をし、その理由説明の中で「長期休業日や学期の在り方」も検討内容に上げられていることから、今後、2 学期制採用の動きは一層広がることが予想されます。

ご承知のように、学期及び休業日の決定権は、学校教育法施行令 29 条により、公立学校については当該学校を設置する市町村又は都道府県教育委員会にあることから、こうした動きは教育行政の分権化の現れともとれるものだと考えております。

申し上げるまでもなく学期の区分には、教育内容の区切りをつけ、児童生徒の学習の成果、授業の効果を点検・評価して確認をする区切りでもありますし、学校の長期休業との関連による区切りでもあります。そのことによって、児童生徒や教職員も学校生活にメリハリをつけ、気分を一新にして学習・指導をするために「学期」が定められているところであります。

2 学期制のもとでは、一般に 4 月 1 日から 9 月 30 日、中には 10 月上旬ということもありますが、これを 1 学期とし、10 月 1 日、あるいは 10 月上旬から翌年の 3 月 31 日までが 2 学期の区分となります。

しかしながら、明治期から今日に至るまで、1 世紀以上にわたって我が国の初等中等学校で慣れ親しんできた 3 学期制を変えることは、児童生徒の学習活動や学校生活、教職員、そして保護者に及ぼす影響は極めて大きいものがあるだけに慎重に対処すべきと考えているところであります。

言い換えますと、2 学期制に対する確固たる必要性の確認と万全なる対策の準備が必要であると思えます。すなわち、2 学期制の利点と課題を確実に捉え、その上で児童生徒の学習の改善・促進と、教員の指導改善・向上に結びつくように学習活動は考慮されなければなりません。

そこで今年 7 月、十勝管内教育長部会において、これらのことを検討するための学習会を開催し、長年にわたって採用されてきた 3 学期制が 2 学期制に変わる背景は何か、予測されるメリット、デメリット、その及ぼす影響、その生かし方などを継続的に研究しようということにしているところであります。

学習会の中では、2 学期制意向に当たって重要なことは、単に改革のための改革であつたり、単に特色を出すための制度いじりであつてはならないという大原則のもとに、2 学期制は手段であつて、目的ではないという理念・方向性のもとに学校づくり、学校改革を進めようとするのが先決であり、その上で 2 学期制のもつ意義や可能性を明確にし、学校改革プランの中に位置づけることが必要ではないかと話し合われたところであります。

また2学期制で予測されるメリットにつきましては、一つには、充実した教育活動のもと基礎基本の確実な定着を図ることができること、二つ目には、時間的なゆとりを持って連続性のある学習活動が展開できること。三つ目には、学習内容の理解や習熟度など、個に応じた指導や評価が可能になることが指摘される一方で、デメリットとしては一つには、明治以来続いてきた3学期制にはそれなりの理由があるわけで、前段のメリットは同時にデメリットに転ずる恐れがあること。二つ目には、定期考査や通知書作成の回数が減ることで生じる学習意欲や学習の接続性、中でも小学校中・低学年に対する学習習慣への誘導などの問題解決。3点目には、通知表が年3回から2回となることで、保護者や児童生徒の不安への対応。4点目には、学期途中で長期の休業日、いわゆる冬休み、夏休みが入ることによって生じる課題への解決の必要性などが指摘されたところであります。

したがって、2学期制の導入に当たりましては、単に幕別町だけのものとして取り組むのではなく、教職員の異動や児童生徒の転入・転出などのこともありますので、引き続き十勝教育共通の問題として今後も検討してまいりたいというふうに考えております。

そしてその一方では、規則改正の決定権は各町村教育委員会にあることから、幕別町としても関係機関や保護者、協議員、教職員など幅広く意見を聞く場を設け、様々な視点で今後も研究してまいりたいというふうに考えております。

以上で、杉山議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 杉山議員。

○11番（杉山晴夫） 1番目でございますが、学校教育法と児童福祉法に基づき、幼稚園は文部科学省、保育園は厚生労働省と所管が異なっているということで、これまで連携を困難にしてきたのではないかとと思われるわけでございます。地方分権と規制緩和の流れの中で、一元化の方向は法の整備も含めて、これから大きく動いてくるのではないかと私は考えられるところでございます。現在のように全く異なった教育、保育を受け入れる小学校への移行もスムーズになると思われまますので、ご答弁では、国においては18年度までに検討を進めるということでございます。本町においても調査・研究をしたいということでございますが、私は一歩進んで幼保の一体化について検討委員会なり、プロジェクトチーム結成をして専門的にご検討をいただけたらということで、このことにつきまして再度お伺いをいたしたいと思っております。

2点目についてでございますが、130年続いた学校の6日制が5日制に変わり、学習指導要領の実施が学校運営に与えたインパクトは過去に例のない大きな改革であったと思っております。そして今、学校教育のありようの総点検を迫られているといっても過言ではないと私は思うわけでございます。そうした意味からも、従来の三つに分けた学年暦を2学期に改めるという取り組みが、管内の中学校でも試行的に実施されているというふうなこともお聞きをしております。

また、高校受験が早まったことから、3学期で、特に中学3年生はなかなか落ち着いて勉強ができないというようなこともお聞きをしております。ご答弁では教育長部会でも専門的に検討をしているというお話でございました。また、幅広く意見を聞く場を設け、様々な視点で研究調査をしていきたいということでございますので、さらなるご検討をお願いいたしたいと思っております。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 幼保一元化につきましては、先ほども申し上げましたように大きくいきますと国の縦割り行政の中から出てくるいろいろな問題、特に法的な垣根がどうしてもあるのだろうというふうに思っております。

したがって、私どもも庁内部におきましても、例えば施設整備に当たって、今後、保育所と幼稚園の一体化が図れないかどうか、そういったことを中心に十分協議を進めているわけでありまますけれども、ご提言のありました一体化に向けての検討委員会等の設置につきましては、これはまた教育委員会とも十分相談をしながら今後も対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、杉山晴夫議員の質問を終わります。

次に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

[15番 芳滝 仁]

○15番（芳滝 仁） 通告に従い質問をさせていただきます。

バリアフリーについて質問をさせていただきます。

幕別町の市街地において、古い歩道は車道との段差が大きく、凹凸も多く、高齢者や障害者の通行について不自由であり、危険であるとの声があります。

また、誘導ブロック等の視覚障害者や聴覚障害者のための施設の設置についての要望があります。

これからの町づくりにおいては、高齢者や様々な障害を持つ人々の声を聞き、ノーマライゼーションの理念を根底におくことが必要不可欠であると思いますが、考えを伺いたいと思います。

また、駅や公共施設や商店等のバリアフリー化についての指導や、人々の心の中のバリアフリー化の普及について力を入れるべきだと思いますが、考えを伺いたいと思います。

また、駅や公共施設や病院、商店街等をつなぐ車いすの通行に支障にならないよう誘導ブロックを設置したり、溝付きブロック縁石等を使用したバリアフリー通行網を整備していく必要があると思いますが、考えを伺いたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

バリアフリーについてであります。私もこれまで障害者や高齢者など、社会的にハンデを負う方々が当然として包含するのが通常の社会である。その中で、ほかの人々と同等の権利を享受できるようにする社会の実現、いわゆるノーマライゼーションの理念の実現に向けて取り組んできているところであります。

具体的には、平成13年度から平成17年度までの5年間を計画期間として策定した幕別町障害者福祉計画におきましても、町内の身体障害者団体連絡協議会をはじめ、幕別町社会福祉協議会や町内の医師、あるいは公募による委員の有識者の方々など、多くのおみなさんに委員として参画いただいたところであります。

本計画は、障害のある方が地域社会の一員として生活しやすいよう条件整備や基盤整備を進めるものでありまして、理解と交流の拡大という観点では住民への啓発、広報事業をさらに積極的にを行い、ボランティアの育成支援やイベントの参加など、社会参加しやすい体制の整備促進に取り組むこととしており、生活環境の整備という観点におきましては公共施設や道路、公園などの段差解消や点字誘導ブロックの設置など、バリアフリー化に努めることといたしております。

また、このたび策定をいたしました幕別町都市計画マスタープランにおいても多くの方々にご意見をいただくことを基本に考え、広く町民アンケートを実施するとともに、プラン検討会等のワークショップを設置し、皆さんから高齢者や障害者の方へ配慮した都市づくりを進めることが必要であるところのご意見をいただいたところであります。

このことから、本マスタープランの構想においては交通体系のほか、公園や公共施設の整備に際して、高齢者及び障害者の交通弱者といわれる方々にとって、活動しやすい交通手段の確保とユニバーサルデザインに基づいた道路等施設の整備を進めること。また、住宅地や商業地においても、地域福祉サービスやユニバーサルデザインによる市街地形成の推進を図ることといたしております。このうち、既に公共施設整備についてはスロープの設置や車いす対応のトイレの整備を実施しているほか、道路整備においても、ゆとりある歩行者空間の確保とユニバーサルデザインに基づいた施設整備を進めてきているところであります。

これからの町づくりにつきましても、ノーマライゼーションの理念を基本としながら、ソフト、ハードの両面から取り組んでいくべきものというふうに考えております。

以上で芳滝議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 芳滝議員。

○15番(芳滝 仁) ただいまのご答弁の中に、都市計画マスタープラン案の中にもユニバーサルデザインのことにつきまして、多くお示しされていると伺いをいたしまして、いいべや探検隊であるとか、各地域の人々のワークショップがたくさん行われてご苦労いただいておりますけれども、その中にどれほどの障害を持つ人々が参画をしておられたのか、そしてその意見が都市計画マスタープランの策定に反映されているのかどうかお伺いをしたいと思います。

また、札内周辺道路基本調査設計が載せていますが、2000年7月より施行されました交通バリアフリー法に準じた設計がなされているのか伺いたしたいと思います。

○議長(本保証喜) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 都市計画マスタープランの作成に当たりまして、先ほども申し上げましたように町民アンケートのほかにも、いいべや探検隊、いわゆる検討会を設けたわけでありまして、この委員の中にも障害者の方2名が参加をいただいております、それらの意見も十分の中で賜っておりますし、それらを反映した計画書の策定になっているのだろうというふうに思っております。

また、当然のことながら平成12年度に制定されました交通バリア法にかかわるものにつきましては、それらの趣旨を十分生かした中で今道路整備を進めているところであります。

○議長(本保証喜) 芳滝議員。

○15番(芳滝 仁) ノーマライゼーションの理念は障害者の自立を支援し、おっしゃられましたようにすべての人々が共に社会参画ができる環境づくりをしていくことでありまして、その中には人権の確立ということがその基本として押さえられていると思います。その実現の大前提は、その人々の声を聞き続けていくということにあるかと私は思っております。それを抜きにして、ユニバーサルデザインということは言えないのではないかと思います。

今後、都市計画マスタープラン案の中にあります幕別まちづくりネットワークやその核となる協議体制の構築について、いろいろな障害を持つ人々に参画をしていただくべきだと思いますが、考えを伺いたしたいと思います。

もう1点。これは9月の広報に身体障害者を対象とした幕別町職員採用資格試験の案内がありまして、その条件として、自力により通勤ができ介護者なしに一般事務職として職務の遂行が可能である方とあります。この文中には介助という言葉がありませんし、また障害者にとって自力通勤と介護なしという二つのバリアがあるのではないかと私は思っておりまして、少しの介助があれば通勤ができ、少しの介助があれば職務を遂行できる人は駄目なのでありますのでしょうか。

また、仕事をしたいと思っている障害者はたくさんいらっしゃると思いますが、その採用についてその人がどういう仕事ができるのか、そのためにどのように環境を整えていったら良いのかを考えて実現をしていくのがユニバーサルデザインの考え方であり、人に優しいまちづくりだと思いますが、考えを伺いたしたいと思います。

○議長(本保証喜) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 1点目のノーマライゼーション。多くの人々の声を聞くことが大事だ。私もそのとおりだと思います。今、お話がありましたような各種の委員会等に当然障害者の方々の意見を聞く場というものを、これからも設けていかなければならないというふうに思っております。

二つ目の職員採用のことは、ちょっとどうなのでしょう。よろしいですか。バリアフリーとはちょっとまた別な問題かと思っておりますけれども、今までも職員の採用試験の中で障害者の方を対象にした試験をやっております。その介護の問題があったわけでありまして、その介護といってもいろいろな程度があるのだろうというふうに思っております。単なる通勤のための介護が必要なだけなのか、あるいは町職員と採用されているいろいろな仕事をやっていただく中で、どの程度の介護が必要となるのか。全く介護がなければ仕事ができないということになりますと、これまたちょっと採用試験の対象としては難しいのかなということもありますけれども、いずれにしても、これから採用試験にどの程度の申込みがあって、どのような形になっていくかわかりませんが、障害者の方にも少しでもそういう雇用の場の機会を与えていきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で芳滝議員の質問を終わります。

次に、伊東昭雄議員の発言を許します。

伊東昭雄議員。

[18番 伊東昭雄]

○18番（伊東昭雄） 誠に申し訳ありませんけれども、4ページの上段の字句の訂正をお願いいたします。

次に、幕別札内線の「改善盤備」と書いてありますが、「改善整備」でございますので訂正願いたいと思います。

それでは、通告に基づきまして質問をいたします。

最初に、千住15号道路の整備についてお伺いいたします。

15号道路は、幕別南10線道路及び清柳大橋の完成により、札内幕別間の交通状況が変わり、特に大型自動車の交通量が増えました。

この15号道路の交通量の急増に伴い、幕別方面から帯広や芽室に向かう車、逆に帯広方面から来る車など、15号道路の使用が激しい状況であります。15号道路は簡易舗装のため、交通量の増大とともに道路の破損が目立っております。8月24日に現地を調査いたしましたところ、目にあまる大小の穴の数は数百カ所もあり、中にはタイヤが入るほど大きな穴もあり危険な状況にあります。

また、横ひび割れのところも数十カ所見受けられます。

また、路肩が低く下がっているため危険も伴います。現に数日前ですが、麦わらを運ぶトラックが横転し、幸い生命は無事でしたが、この事故も路肩の低いことが事故の原因と考えられます。

この15号道路の改良工事は既に簡易舗装として終わっていると聞いておりますが、今までのようなオーバーレイでの補修では私は無駄だと思います。本格的な舗装工事をすべきと考えます。

町長は、この15号道路の現状からみて、舗装工事を行う計画があるのかどうかをお伺いいたします。

次に幕別札内線の改善整備についてお伺いいたします。

13号の広域農道の路線計画は、当初、俗に言う「岩山」を掘り割って直線で稲志別線につなぐ計画が地権者の都合から余儀なく計画変更し、交差点は現在のような不都合な道路で工事が完了しました。

当時、この道路変更に伴い、地域住民と理事者間で約束の確認がありました。それは、13号踏切と町道との距離が非常に近いため、道路の左折や右折の安全、踏切の通過の安全を考えて町道の改善対策を講じるとのことでした。

地域住民との確約された改善対策の実行は、いつの時期にどのような工事を行うのかお伺いいたします。以上です。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 伊東議員のご質問にお答えいたします。

最初に千住15号道路の整備についてであります。

本路線は、昭和51年度から55年度にわたって国の補助を受け、道路改良工事の整備を行いましてから20年以上が経過いたしており、ひび割れ・穴などの危険箇所については、適時補修工事を実施しているのが現状であります。

しかしながら、かなり老朽化している状況にあり、また地元からも整備要請がありますことから、本年度より整備を実施すべく計画をいたしてございまして、本年度分の費用につきましては今議会で補正を致したく予算計上をしているところでありますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

なお、整備方法といたしましては、レベリングと車道全面の舗装を予定いたしているところであります。

次に幕別札内線と東13号踏切の交差点についてでございますが、ご承知のとおり幕別札内線の整備は防衛施設等周辺整備事業として採択され、現在整備中でございまして、来年度事業完了を予定いたしております。

事業の採択は交通量に合わせた路線の改修であり、用地買収等は含まれておらず、線形的にも見直す

考えは持っておりませんが、ご質問の交差点につきましては現在巻き込みになっておりますけれども、この幕札線の施工に合わせてスミ切で処理し安全を確保に努めたいというふうに考えおります。

また、交通の安全につきましては運転者のモラルが重要なわけではありますが、13号沿いにも「踏切あり」、「交差点あり」などの警戒標識を公安委員会などと協議しながら設置し、運転者に注意を喚起してまいりたいというふうに考えております。

以上で、伊東議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 伊東議員。

○18番（伊東昭雄） 今、15号通については、今年から補正予算をかけてやるということを知りて安心したのですけれども、方法として、下は路盤改良されているということを知りてはいるのですが、上の、今、ひび割れ、横割れしているものを全部剥がして、はじめから舗装をするのか、あるいはあの上に舗装をかけて完成させるのか。私は今朝も現地を回ってきて見たのですけれども、両肩がほとんど下がって水が溜まっております。あれをオーバーレイしてその上に舗装をかけるとするならば、一層ではまた中が弱いので二層をかけるのであればよろしいけれども、その辺を一つ聞かせていただきたいと思ひます。

次に、今、13号踏切の交通を安全にするといわれて、今、巻き込みとかという方法で安全にやるということを知りてはありますが、私は素人でござひますのでそういう技術的なことはわかりませんが、私は今の町道の南側を広げてもう一車線道路を造れば、非常に右折、左折がスムーズにいくのではないかと思ひます。したがって、そうすれば直線道路が曲がるわけではすけれども、私は急に曲げるということではなくて自然に曲げている道路であれば、必ずしも直線でもなくとも交通事故には及ばないと思ひております。少なくとも交差点の両端100メートルぐらひずつは、もう一車線増やして造ってはどうかと思ひますので、その点についてお伺ひいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 最初に15号の道路整備をどのようにしてやるのかというご質問でありますけれども、今考えておりますのは、現在ある舗装の上にさらに6センチほどの舗装をかけまして、今お話がありましたように路肩が下がっておりますから、先ほどの答弁でもレベリングというようなことを使ひましたけれども、いわゆる路肩と道路は平らになる、いわゆる高さを調整して舗装をかけていくというような手法で実施をしたいということでありまひす。

それから13号の踏切につきましては、これは13号の踏切と幕札線の間が狭いわけではすから、あれを延ばすということはなかなか難しいわけではすし、今ありましたように南側に新たに100メートルの用地を確保して道路を造成するというは、極めて私どもとしては難しいのではないかというふうに思ひますし、ましてや今整備をしております幕別札内線の補助事業の中では、当然認められるようなものではない、採択されるような状況にはないということでありまして、今後、先ほどの地域との約束ということがありましたが、これは岩山が将来なくなった段階で直線道路をつけていきたいというようなことでありまひす。

そういった中でどの程度そういった、いわゆる踏切と幕札線との改良ができるかと、その時点に委ねなければならぬ部分があるのだからというふうに思ひておりますので、現状ではできる限り、先ほども言ひましたようにスミ切等の対応で交通安全を図ってまいりたいというふうに思ひております。

○議長（本保証喜） 伊東議員。

○18番（伊東昭雄） 今、できる限り踏切のところを改善したいと申し上げましたが、私はそれではあんな岩山がいつなくなつて直線道路ができるのかわかりませんが、それでは非常に交通事故につながるのではないかと思ひるので、先ほども言ひましたように、できれば南側にもう一車線を造るべく強く要望いたします。

それから、先ほど申し上げました15号の舗装について、路肩の下がっているところを高く水平までにしてオーバーレイをして、その上に6センチの舗装をかけることと申し上げましたが、今現に、真ん中はひび割れ、そこもオーバーレイするのではありまひすけれども、6センチの舗装では私はもた

ないのではないかと。なぜならば、あそこには農家ばかりじゃなくて大きな作業の大型重量を使う業者がいるために、やはり常時、冬は使わないけれども、車ともに 30 トンから 40 トンぐらいの車で出入りしているというのが現状でございますので、できる限りそういう二層でやっていただきたいということ強く要望いたします。その点についてもう一つ答弁をお願いいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 路盤改良は先ほども言いましたように国の補助事業を受けて実施をしていると。その上に簡易舗装をかけて、さらにその上に 6 センチの舗装を全面にかけようとしているわけでありますから、ご心配の確かに大型車両が通行するという状況にあることは、私どもも認識いたしておりますけれども、この 6 センチの舗装で永久にとは勿論申しませんけれども、ある程度の期間なり、十分に対応していけるのではなからうかなというふうに思っておりますので、当面、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 以上で伊東昭雄議員の質問を終わります。

次に中野敏勝議員の発言を許します。

中野敏勝議員。

[16 番 中野敏勝]

○16 番（中野敏勝） 通告に従いまして質問をいたします。

まず第 1 に、交通安全対策と団地の景観について。

道路事情の変化に伴って、あかしや団地道路 12 号は交通量が大幅に増加しています。幕別帯広芽室線は現在道路の拡張工事が行われているところですが、鉄道のアンダーパス完成までしばらくかかるものと思います。あかしや団地のほぼ中央を東から西に向かって通じる道路、歩道があり、歩行者には利用されているが、障害者、高齢者の手押し車や車いす、自転車などの通行が困難であると。交差点ごとに 10 センチぐらいの段差があり、これらの車などは車道を通ることになります。交通量の少ないときは良かったのですが、最近では幕別方面から旧国道を通して入る車、帯広からは清柳大橋を經由して流れる車で交通量は増大しています。あかしや団地道路 12 号は、南あかしや団地が造成されたときに開通した道路で、その後、下水道、雨水管等の工事で補修はされているものの、歩道には手を付けられておりません。歩道には植樹柵があり、当時は全部の柵に枝垂れ柳が植えられていたが、交通の邪魔になったり、台風のときに倒れたり、現在はわずかしが残っておりません。残りの枝垂れ柳も大樹になっている。植樹柵を取り除き、段差を解消することによって、高齢者や障害者に優しく、歩行者と自転車が安全に通行共存できる歩道の確保になると思うが、次の点について町長のお考えをお伺いします。

①幕別帯広芽室線は現在、交通安全のための拡張工事が行われていますが、泉町から中央町につながる鉄道のアンダーパス完成までの年次計画はどのようになっているのでしょうか。

②あかしや団地道路 12 号道の段差の解消の予定はあるのでしょうか。

③狭い歩道に大樹があり、良好な団地景観が保たれているのでしょうか。

④枝垂れ柳の枝は成長も早く伸びて、剪定の計画はあるのでしょうか。

⑤交通安全対策の上から、植樹柵を閉鎖し、ゆとりある歩道として使用してはどうでしょうか。ということです。

次に、ごみの減量化と生ごみの資源化促進について。

このごみの資源化、減量化は地球の環境保全の第一歩と考えます。幕別町は平成 9 年から 14 年のごみ処理計画を、ごみを出さない生活様式、リサイクルシステムの確立、ごみの適正な処理体制の三つの基本目標を決めて取り組んできたところですが、有料化は避けられないところまできているのではないかと思います。

今年 4 月からはプラスチック類の資源分別が始まり、予想以上に効果が出ている反面、運搬処理費が増大している。さらに、毎日一般家庭から出る生ごみの 83% が燃やせるごみとして、ごみに一緒にごみステーションに出されている。これを処理するために帯広の発電能力を兼備した焼却施設で焼却し、

売電されているが、焼却するときの費用も莫大にかかっているとのこと。この生ごみも、取り組み次第ではまだまだ減量化ができると思う。この生ごみを簡単なダンボールコンポストを使って堆肥化、資源化、減量化に取り組むことによって、有料化の先送りにもつながっていくとも考えます。

ダンボールのコンポストとは、ダンボールの中にピートモスともみ殻くん炭を混ぜ合わせたもので、その中に生ごみを入れて混ぜるだけのこと。簡単に堆肥化することができるのです。堆肥化されたものは有機肥料として家庭菜園や園芸、野菜農家などで活用し、自然の形で土に戻すことが大切と感じています。

ごみの減量化対策、資源化として利用促進をすべきと考えますが、次の点について町長のお考えをお伺いします。

①三つの基本目標の効果、成果はどのぐらい出たのでしょうか。

②平成 15 年度以降の基本目標はどのように示されているのか。

③今年 4 月からプラスチックの資源分別によって、可燃ごみ、不燃ごみが大幅に減っていると思う。これらの回収回数の見直しはないのでしょうか。

④平成 15 年度の促進助成制度の活用はどれだけ進んでいるのか。また、これによって減量効果はどのぐらい出ているのでしょうか。

⑤ダンボールコンポストはごみの減量と資源化の重要な課題として調査研究を行い、講習なども必要ではないか。

⑥学校での子供たちの環境教育として今から身につけるため、給食の残食処理として取り組むことによって、自然の形で微生物の働きなどを学ぶ機会ができ、さらにごみ減量に対する意識も高まり、将来の減量対策に効果が出るものと思うが。

以上、それぞれお考えをお伺いいたします。以上でございます。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中野議員のご質問にお答えいたします。

最初に、交通安全対策と団地の景観についてであります。

1 点目の道道幕別帯広芽室線の鉄道アンダーパスの完成までの年次計画についてであります。現在進められております札内南 5 線の交通安全施設整備事業は、今年度で東 8 号までの拡張整備が完了し、東 8 号から東 9 号のアンダーパス工事と札内南通の国道側からの拡幅整備が平成 16 年度より工事着手となる予定であり、平成 19 年度の完了を目標に、現在、用地買収と物件補償を進めているところであります。

次に、あかしや団地道路 12 号に関わります歩道の段差解消、団地景観、あるいは枝垂れ柳の剪定計画、植樹升について申し上げます。

枝垂れ柳の大木が団地景観として保たれているかとのことではあります。確かに風の影響とか、立ち枯れなどにより本数は減ってはいますが、一定の景観としての役割は果たしているものと考えておりますし、空いた植樹枡については、地域においても花を植えていただくなど、良好な景観づくりにご協力をいただいているところであります。

また、枝垂れ柳に剪定につきましては、通行に支障を及ぼす場合など適時実施いたしているところであります。

次に、歩道の段差解消と植樹枡の閉鎖についてであります。この路線につきましては、高齢者や札内南小学校・札内中学校の通学にも利用されており、歩道の重要度は大変高いものだろうというふうに認識いたしております。

このような中で、歩道に設置されている植樹枡につきましては、先ほど申し上げましたとおり、景観上は一定の役割は果たしているわけではあります。一方では歩道を狭くし、冬期には歩道除雪の効率が悪いこともありますので、植樹枡の廃止を含め、地域とも十分協議をさせていただき対応をしてまいりたいというふうに考えております。

また、歩道段差につきましては、植樹枡と合わせて検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、ごみ処理計画に係る基本目標の成果等についてであります。ごみ、つまり廃棄物につきましては、豊かな時代とともに生活様式も多様化し、利便性の追求から、ものを単に消費し、余ったものは捨てるといった使い捨てにより、廃棄物の量は年々増加してまいりましたことから、本町においては平成9年度から平成14年度までの6年間を計画期間として、「ゴミを出さない生活様式の追求」、「リサイクルシステムの確立」、「ゴミの適正処理体制の整備」の三つを基本目標として、幕別町ごみ処理基本計画を策定したところであります。

ごみになるようなものは、「買わない」、「使わない」、「作らない」ということで、これらを実践することが必要であることから広報等で働きかけてきたところであり、さらには、生ゴミ処理機等の購入に対し補助をすることにより量の抑制を図ってきたところであります。

本事業の推進を図ることを目的として、資源をリサイクルするための一時保管場所として、札内泉町に幕別町リサイクルセンターを設置し、資源ゴミを分別後それぞれの処理業者に売り渡してきたところでありますし、公区等における資源回収については交付金を支給することにより、リサイクルの意識向上のため引き続き支援をいたしているところであります。

また、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法の施行により、さらに分別が細分化されてきており、これらごみの問題に対し町民参加型のまちづくりを推進するため公募を含めた委員を選任し、平成13年3月に「廃棄物減量等推進審議会」を設置し幅広い意見を求めているところであります。

平成14年度までの6年間の計画でありましたが、ダイオキシンの発生防止のため家庭等での焼却炉の使用中止によるごみの排出、資源ごみに係る再生処理事業の遅れなど、プラスチック類の分別収集ができなかったことから、一人当たりのごみの量は平成9年当初と大きくは変わっておりませんが、総合的に判断したときには一定の評価ができるものというふうに考えております。

次に平成15年度からの基本目標であります。幕別町ごみ処理基本計画につきましては、平成15年から平成24年までの10年間とし、ごみの減量に対する様々な取り組みをし、住民の皆様のごみに関する意識の向上を図っているところであります。

こうしたことから、ゴミの発生抑制・リサイクルを目標に、資源循環型の地域社会づくりを進めていくものであります。

これからも、生ゴミの堆肥化、容器の助成等、引き続き有効な対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

次に、プラスチック類の分別による可燃・不燃ゴミの減に伴う収集回数の見直しについてであります。4月から新たにプラスチック類も資源ごみとして分別収集することになり、2週間に1回収集していたものを1週間に1回としたところであります。

これら資源ゴミの分別に当たっては、1月から24会場での説明会、27回の出前講座を開催させていただきましたことから、資源ごみとしては、昨年同時期より2.5倍の量が排出されているところであります。

これにより、不燃・可燃ゴミについてのくりりんセンターへの搬入量は、本年4月より7月までの4か月間では、昨年同時期より417トン少ない14.14%の減となっております。

このように、多くの量の資源ごみが排出されていることから、冬期間での資源ごみの収集については、一部の地域で収集に困難を来す状況が予測されますことから、10月1日より一部の公区で収集日を変更させていただきたく手続中であります。

また、不燃・可燃ごみの収集回数については、資源ゴミの収集がまだ5か月しか経過していない状況にありますことから、もう少し様子を見させていただいた中で判断してまいりたいというふうに考えております。

次に、促進助成制度の活用、また減量効果についてであります。生ごみ処理容器・コンポストであります。平成元年から購入助成をいたしております。平成14年度末までに1,456個、また、電動生ごみ処理機につきましては、平成13年度から対象とさせていただいておまして、2年間で40個、合わせて1,496個を助成させていただいております。

この生ごみは、可燃ごみの約半分以上占めているといわれており、これら全てのコンポストなどを1年間利用したとしまして、全体で約330トンの減量効果があったものと推測されるところであり、今後におきましても継続して助成してまいりたいというふうに考えております。

次に、段ボールコンポストについてであります。本町においては、コンポストなどを購入するための一部助成をすることにより、ごみの減量や資源化を図っているところではありますが、これらと同じ効果があるとして、ダンボールを利用しての堆肥化をしている人もいることは承知いたしております。ダンボールを使用することで、土壌改良剤の購入費用だけで、室内で簡単に処理ができることとありますが、臭いが気になるというような方もいらっしゃるようでありまして、そういったような意見も聞いているようなこともあり、現在実際に取り組んでいらっしゃる方々の意見も伺いながら、さらに調査研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、給食の残食処理による子供たちの環境教育であります。確かに子供たちが給食の残食で堆肥化を実践することは、生きた環境教育として大変良いことだというふうに私も思っております。しかしながら、堆肥化の実施につきましては、油とか塩分等の処理に非常に困難性があるというふうにも聞いております。多くの解決しなければならないことがあります。必要な努力を今後も続けていきたいというふうに考えております。

これからも、子供たちが小さい頃から家庭におけるごみの分別や子供会による資源回収、さらには地域での清掃と、いろいろな形で環境問題に接することにより、中野議員がおっしゃいますように環境問題としてのごみに対する意識の高揚が図られることを願っているところであります。

以上で、中野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 中野議員。

○16番（中野敏勝） 今、ご答弁をいただきましたけれども、団地内では高齢化が進み、散歩や買物に行くのにも車いす、あるいは手押し車、これらを利用して出掛けているわけです。少しの段差も登ることができず、転んでなかなか起き上がれない。怪我をしたり、ほかに事故が起きることも考えられるわけです。町全体では、順次、段差の解消を行っているようですが、このあかしや団地12号道路は緊急の対応が必要ではないかというふうに感じております。

さらに、この景観の部分なのですが、人口密度の高いところに緑が必要ということは十分理解しております。しかし、事故を想定した場合、現在ある大樹を公園やパークゴルフ場に移動して交通安全を充実すべきだと思います。

ちなみに、植樹柵の状況をお話いたしますけれども、道路の南側には29個ございます。北側には32個。合わせて61個の植樹柵があります。枝垂柳が9本、白樺の木が3本、桜、もみじ、ななかまどなど、各1本ずつが残っているのです。桜やもみじ、ななかまどなどは、勝手に地域の人が植樹したものだと思われまして。あかしや南第2公区の方が木のあるないにかかわらず、その地域にはマリーゴールドの花を植えて草が生えないように管理しているわけです。しかし、地域の方に伺いますと、この植樹柵も、あるから自分らで手入れをしなければならないというようなことを聞いております。枝垂柳もこの大樹であり、台風などがあれば倒れる危険性もあるわけです。

さらに、子供たちが通学で使っている道路でもあり、この枝の垂れ下がったところから虫がいると飛び出す危険性もあるわけです。そういったこともありますので、どうか早い時期にこの部分を改善していただきたい。

また、この標識が、それぞれ「生まれ」の標識があるわけですが、古く使われているところは白くなって「生まれ」が見えなくなっているというような箇所も何か所かございます。これも緊急に対応していただきたいというふうに思うわけです。この点もお伺いいたします。

さらに、この生ごみの資源促進についてですけれども、今答弁の中で臭いが出るというようなことをおっしゃいましたけれども、臭いは全く出ません。土の臭いだけです。このダンボールコンポストというのは、既に全国的にも取り組みがなされております。北海道では札幌市がダンボールコンポスト専用のダンボールを市民に供給をしております。また釧路市では、生ごみ堆肥化相談窓口を設けて、促進助

成制度のほかにダンボール堆肥化による生ごみの減量化に努め、6月には講習会などを行い、各地域を回り作り方の指導促進を図っております。

また、帯広市においても生ごみを含む有機性資源の持続的な利用など、地域循環型システムの構築の可能性の調査研究を進め、費用のかからないダンボールコンポストの紹介、市民啓発に取り組んでいるのです。ダンボールコンポストは季節を問わずいつでも簡単に取り組むことができ、特に冬季においては戸外のコンポストでは分解もしない。そのためにほとんどの家庭では燃えるごみとして出されているのが現状です。最近では家の中も暖かい環境にあり、生ごみ減量の意欲さえあれば誰でもできる。ごみ減量対策、そして自治体職員自ら指導できる体制で、公区などで講習を行い、生ごみのリサイクルの意識の高揚が必要と思うが、この点についてもお伺い申し上げます。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目のあかしや団地道路12号にかかわっての植樹柵、あるいは枝垂柳についてでありますけれども、これはお話にありましたように、以前から、例えば学校の通学路としての安全性ということからも何回かお話を伺っております。

ただ、今お話がありましたように、私どもも地域と何回か相談をさせていただいて、できれば地域の了解を得た中で今言った植樹柵の廃止なり、枝垂柳を廃止し、いわゆる全面歩道として使えるような体制をとるというふうに思っております。

ところが、公区の中でもやっぱりいろいろなご意見があって、せっかくある木を何で切ってしまうのだ。せっかくある植樹柵なら、今言われましたように花でも植えて景観を保てばいいのではないかと、いろいろな意見があって、実は公区長さんの方もなかなか私どもへ返ってくる回答といたしますか、私どもが投げかけた「どうしたらいいか」ということに対する回答に大変悩んでいらっしゃるのが現状だろうというふうに思っておりますので、私どもも今ご指摘をいただきましたようなことにつきましては、引き続き公区長さん、公区のみなさんと相談をさせていただきながら、良い方向で何とか進めていきたいというふうに思っていますし、そうした植樹柵を撤去するようなこととなりますとそれに合わせて、できれば段差の解消も一緒にさせていただければより効率的かなというふうにも実は考えているところであります。

さらに、ご指摘がありました標識等については、十分現地を見させていただきながら対応をしてまいりたいというふうに思っております。

それから生ごみについてでありますけれども、ダンボールによる生ごみ対策、大変効果的だというようなお話がありました。私どもの方はまだまだ十分その辺の承知をしていない部分があるのだらうと思っておりますので、実際に見せていただくなどしながら、これからそれらの対応をしていきたいというふうに思いますし、いずれにしてもそれが減量対策として大きな効果があるということであれば、また、今ご提言いただきましたようないろいろな施策をもって普及していくことも当然必要であろうというふうに思いますが、まずは調査研究に当たっていききたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 質問の途中でありますけれども、11時20分まで休憩をいたします。

(11:06 休憩)

(11:18 再開)

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中野議員。

○16番（中野敏勝） ごみの問題なのですが、最近の新聞などでもごみの有料化問題が話題になっている。十勝管内でも10月から8町村が有料化になっていくと。せめて生ごみだけでも自己負担の軽減のために、私も幕別町の1町民として、今年1月からダンボールコンポストによってごみの減量に努めております。一人一人ができることから、できるものから取り組むことによって、町長がおっしゃっている協働の町づくりにもつながっていくものと思います。

このダンボールコンポストは1つ作ると、普通の家庭、4人家族ぐらいで約3か月以上は使用するこ

とができます。堆肥化されたものは家庭菜園や花壇に活用しています。個人で活用できないものは農協などとも話し合い、町で回収して野菜農家やフラワーガーデン、町内会や学校の花壇や果実の肥料に活用することによって肥料代の節約にもなるのではないかと思います。

先の町長の行政報告でもごみの有料化は財政状況からみても避けられないといわれています。仮に有料化になったとしても、家庭から出る量が少なくなれば個人の負担も当然少なく済むことになるわけです。行政も積極的に取り組む価値があると考えますが、町長のお考えを伺って質問を終わります。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど来申し上げておりますように、ごみの減量化に行政、そして町民の皆さんの理解をいただきながら進めていく。このことについては、もちろん、異論のないところだろうというふうに思っております。ただいまお話がありましたように、コンポストに助成をしておりますけれども、ダンボールについてはまだまだ十分な知識等が得られていないのが現状でありますので、これらは先ほども申しましたけれども、実証見聞をしながら、これからどのように活用がされていくのか、十分私どもも内部で調査をした中で、これから対応をしまいたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で中野敏勝議員の質問を終わります。

次に、前川雅志議員の発言を許します。

前川雅志議員。

[10番 前川雅志]

○10番（前川雅志） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

第4期幕別町総合計画の中に「情報基盤」の項目があり、「デジタル化を軸とした情報通信技術・機器の目覚ましい進歩と、地上系・衛星系の電波を通じた様々なネットワークの形成などにより、高度情報化社会が現実のものとなりつつあります」と述べられております。

国は、前森首相以来、IT改革を強く押し進めてきました。道におかれましても、前堀知事、高橋新知事の下、IT産業を軸とした政策を打ち出しております。国も道も高度情報化社会の現実に向け動いているところであります。

第2回定例会において、行政執行方針の中で、岡田町長の思い・考えを項目ごとに語られていますが、「情報基盤」について触れられていませんでした。なぜ「情報基盤」だけ触れられていないのかお伺いいたします。

また、情報通信基盤の整備、情報に対応した人材の育成につきまして、それぞれどこまで進んでいるのかお伺いいたします。

最後に、速度・料金などの面からNTT回線以外の手法でインターネットサービスを行っている企業がありますが、現在の幕別町のインフラ整備では、企業の参加が望めるものではありません。

また、IT産業を主としたベンチャーを受け入れるには、超高速・低料金の回線が必要と考えます。私は行政がすべて整備するものとは思いませんが、国の制度などを活用し、一定の整備はできないのかと日頃より考えております。そこで町長のお考えをお伺いいたします。以上です。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前川議員のご質問にお答えいたします。

情報基盤についてであります。第2回定例会の執行方針の中で「情報基盤」について触れられていなかったという質問であります。全ての項目に及ばなかったということでありまして、決して情報基盤の整備が不要だとか、軽視しているということではないことを最初にご理解を願いたいというふうに思います。

現在、町の施策といたしましても、パソコンの職員一人当たり1台体制の完成に向けたパソコンの導入事業や、各公共施設間を結ぶ高速通信ネットワークの構築に向けた準備を進めているところであります。さらに、本年度は地方自治体や国を安全に結ぶネットワークとして構築されている総合行政ネットワークにも接続をいたします。今後も総合計画などの長期的な計画に基づいて情報基盤の整備を進めて

まいりたいというふうに考えております。

次に、情報通信基盤の整備・情報に対応した人材の育成の進捗状況についてであります。現在、企画室内に担当部署を設けまして、先ほど申し上げましたパソコンネットワークの構築及び公共施設間的高速通信ネットワークの構築を推進しているところであります。これらの推進に当たりましては、専門的知識、技術を要するものであります。全てを業者に任せにするのではなく、担当部署以外の職員も含めまして、職員自らが庁舎内部のネットワークの配線やパソコンの設定等を行い、積極的に知識、技術の習得を図っております。

また、パソコンを使用する職員の対応であります。北海道が実施しておりますパソコンリーダー研修に一般職員を派遣しているほか、日常的な利用に際しましても職員間の情報共有ソフトを利用した日程調整ですとか、施設予約、電子メールの活用のほか、各種ソフトの活用を進めているところであります。

町民に対しましてはパソコン教室を開催し、インターネットの使用方法などの基礎的な使用方法の研修を実施しているところであります。そのほか、町内の各学校においても、町民にパソコン教室を開放して研修会等が開催されております。また、北海道などが主催する専門的な研修も開催されておりますので、町民の皆さんへこれらの情報の提供も努めてまいりたいというふうに思います。

次に、超高速・低料金の回線についてであります。ご質問のとおり超高速・低料金の回線はIT産業の誘致や農業の近代化にとっても重要な要素の一つというふうに認識いたしております。

しかしながら、町が事業主体となって町民を対象とした回線提供に取り組むことにつきましては、投資費用が莫大なことから利用料金が高額となることや、将来性について不安があるため、積極的に取り組む段階にはないものというふうに今考えております。

現在、北海道でも民間の通信事業者などに対してサービスエリアの拡大の要望を行っているところでありますので、本町といたしましても、北海道と歩調をあわせてサービス地域の拡大の要望に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上で、前川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 前川雅志議員。

○10番（前川雅志） ただいまの答弁の中に、役場庁内のパソコンの完備が終わったとお答えがございましたが、情報通信基盤の整備の目的としてそういったITの利活用をするということのほかにも、デジタル化による職員の職務の効率化ということが一つにあると思うのですが、そういったところにつきましてどのような効果が上がっているのかお答えいただきたいということと、エコオフィス幕別プランの中にコピー用紙の購入を5%削減すると謳われています。節約する気持ちということも大切なものかもしれませんが、デジタル化によってコピー用紙の消費を削減するものと私は理解しているのですが、最終年度を迎えている本年、どのような結果になっているのかお伺いしたいと思っております。

また、インフラ整備の方であります。町としては今の段階ではなかなか難しいということではあります。市街地、農村部、それぞれどのような方法で国の制度などを利用して町の負担金を極力少なくして整備する方法があるかどうか、さらに検討をいただきたいと思っておりますので、再度町長の見解をお伺いいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の庁内のパソコンにかかわっての職務の効率的なこと、効果がどうかということでもありますけれども、この場で具体的にどのような効果があったかというようなことが数字的には出ておりませんが、例えば庁舎内の連絡調整、あるいは先ほど申し上げましたけれども、行事予定一つとっても、ひとつパソコン上を見ればすべてが分かるというようなことで、間違いなくそうしたITの導入、パソコンの導入によっての効果というものは上がってきているのだろうというふうには思っておりますし、さらにせっかく整備されたこうしたパソコンのシステムでありますから、さらに職員それぞれが一層効率的な活用を図っていくことを私どもも望んでおりますし、これからそのように努めていかなければならないものだというふうに思っております。

それからコピー用紙の削減、これも今この場で数字的にどのぐらいというものは持っておりませんが、こうしたパソコン等がより普及され、活用されることによってコピー枚数が減っていくと、これは当然であろうというふうに思っておりますし、これからもそういった意味でいろいろな面での経費の削減につながっていけばというふうに思っております。

それからインフラ整備については、今ご指摘、あるいはご提言がありましたように、私どももこれからの時代に、当然のことながら、こういった体制作りというのは求められてくるのだろうというふうに思います。国の補助、道の補助、あるいはいろいろな民間の力も活用しながら、こういったインフラ整備に当たっていくように、なお一層、内部でも検討を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で前川雅志議員の質問を終わります。

次に、古川稔議員の発言を許します。

古川稔議員。

[13番 古川 稔]

○13番（古川 稔） 通告に従いまして、2点について質問をさせていただきます。

最初に生分解生産資材に補助制度をとということで、今まさに日本農業がどうなるのかということで、明日からメキシコのカンクンでもって開かれますWTOの閣僚会議で農業分野の関税問題が注目を与えております。しかし、そのことはともかく、近年、我々農業者の政府管掌作物の価格がジリ貧状態であり、本町の農業も経営を拡大しつつ、さらに蔬菜面積が急速に増加しているということでもあります。

そんな中で、特に技術的にも高品質、高収量を確保するためにマルチ栽培が主流となりました。レタス、白菜、キャベツ、カボチャ、大根、長芋など、多くの作物にプラスチックフィルムが使用されております。現在農民同盟調べで、今年度326町6反に及んでおります。しかし、産業廃棄物処理法の改正により、使用後のプラスチックフィルムの処理に苦慮しているところであります。

近年、成分改正プラスチックフィルムが開発されまして、この生分解フィルムというのは土壌中の微生物の働きによって生分解され、最終的に水と炭酸ガスに分解するというので、収穫後、ロータリー等にて土壌を混和させるだけでよく、今後普及に大きな期待が寄せられております。現在、57.2町歩でもって使用されているというふうに農民同盟調べではなっております。

ただ、価格的に約3倍ということで一般プラスチックフィルム比ではありますが、生産費の増加となるために普及の足かせとなっております。

産廃再生処理対策補助金も平成18年3月までということでもありますし、産廃減量の達成のためにも生分解性プラスチックフィルムの普及のためにも補助制度をお願いしたいというふうに考えております。

なお、一方、長芋栽培で一番今期待をされておりますのが、生分解性ネットであります。帯広市、あるいは十勝農協連等も試験でもってかなりされておりますが、まだ強度の問題等があるようで、本町でも試験研究をする必要があると考えております。今年3月に幕別町農民同盟からこの件についての要請を出されておりますが、そういったことについても合わせて町としての考え方をお伺いしたいと思います。

もう1点につきまして、児童虐待についてということで、昨年第3回の定例会のときに佐々木議員とともに一般質問をいたしました、児童虐待について再度、質問させていただきます。

年が明けてからも全国的に依然として児童虐待は繰り返され、多くの子供たちが犠牲になっているという深刻な状況にあります。これらの主な原因というのは少子化や核家族化、あるいは夫婦の仲が悪い、人付き合いが苦手といった家庭環境、そのほかにも育児の悩みや疲れ、子供の将来についての悲観、さらには子供が自分の意のままにならないといった、育児の意志がないということなどが根本的な原因と思っております。また、最近、小中学生が小さな子供を虐待したというような件もありますけれども、それにつかれても同じようなことが原因ではないかというふうに感じております。

そこで、前にも指摘いたしました、町民が気軽に相談できる体制の整備と事業の充実、強化に向け

てどのような取り組みをしたのかお伺い申し上げます。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 古川議員のご質問にお答えいたします。

最初に、生分解性生産資材に補助制度をとというご質問についてであります。

昨今の農業を取りまく状況は、BSEの発生や無登録農薬使用問題、食品表示偽装問題などが多発する中で、食の安全・安心の確保をめぐる消費者の信頼回復が急務となっており、その分、農業の生産者の方々には、トレーサビリティシステム、いわゆる農産物の履歴を追跡できる仕組みづくりが求められるなど、非常に厳しい環境にあるものと思っております。

またお話にありましたように、WTO農業交渉の問題にもあるように輸入関税率の引下げなど、生産者にとりましては、今まで以上に厳しい時代を迎えようとしているところであります。

さらにリサイクル・環境という観点から申し上げますと、環境基本法をはじめ廃棄物の処理及び清掃に関する法律や家畜排泄物法、また、食品リサイクル法、容器包装リサイクル法の改正などにより環境問題や廃棄物の循環利用システムの構築に向けた取り組みも重要な課題となっているところであります。

ご質問の生分解性資材についてであります。ここ最近、野菜類を中心に利用され始めている生分解性マルチは、これもお話にありましたけれども、土中の水分・温度の保持、雑草の抑制などに効果が得られ、また、廃棄物の減量化にもつながり、作業面から見てもマルチのはぎ取り作業から解放されるというメリットがあるというふうにいわれております。さらに、作物の収穫後、その生分解性マルチを畑に鋤きこむことにより土中の微生物によって水と二酸化炭素に分解され、ごみを出さない環境保全型農業に適していると評価されております。

しかしながら、現段階におきましては、耐久性や腐食性の問題、さらには通気性の良さから土壌が乾く傾向にあって、低温期には生育が遅れ、逆に高温多湿期には変形・癒着するなどの心配があり、また、価格の面でも通常のポリエチレンマルチの2倍から3倍程度と割高であるなどの課題があることから、普及が進んでいないというふうにもお聞きをしているところであります。ただ、今後はこの生分解性マルチの品質改良が進むものと予測されますことから、リサイクルの次のステップとして生分解性マルチの実用性について、私どもも現在、ゆとりみらい21推進協議会の専門部会の中で検討を行っているところであります。

ご質問の趣旨であります生分解性マルチ購入に対する補助制度の創設をとということにつきましては、本年3月に農民同盟からも要請がございましたが、町では現在、平成17年度までの時限措置として農業用廃棄物の再生処理に係る経費について一部助成を行っております。

今後におきましては、ゆとりみらい21推進協議会でこの新しい生分解性生産資材の特性などを十分吟味・分析をしていく中で、補助制度の必要性や、併せて現在行っております農業用廃棄物の処理に対する運搬経費の一部助成事業につきましても、その補助金の在り方も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、長いも用生分解性ネットについてであります。これにつきましては、JA幕別町、JA札内の両農協にお願いをして、本年度併せて8件の農家において実証試験を行っているところであります。

その試験の内容につきましては、資材である生分解性ネットをメーカーから無償で提供していただき、強度や堆肥化の状況、あるいは収穫後のネットの巻取り作業などについて検証していただくというものであります。このネットにつきましても、検証の結果を分析する中で、農協やゆとりみらい21推進協議会などとも十分協議を進めていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、生産者の方々の農作業における負担軽減や農産物の粗生産額が益々増加するための施策を今後も検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、児童虐待についてであります。帯広児童相談所が取り扱った虐待相談の処理件数は、平成12年度が34件だったのに対し、平成13年度には112件と激増しましたが、平成14年度には59件とやや落ち着きを見せております。

昨年の第3回定例会においても、町内における虐待の相談状況や経過観察について述べさせていただいたところでありますが、虐待増加の背景には、親の不仲や経済的理由、核家族化により育児知識を修得しづらいことや相談相手がいないことなどにより、親に子育てのゆとりがなく、不安や負担感が強くなることなどが、主な原因となっているものというふうに考えられております。

このような中、本町においては、パパ・ママ教室や乳幼児検診などでの相談の充実や赤ちゃんクラブへの加入の働きかけを行うなど、乳幼児や保護者との接触の機会が多い保健師を中心として対応しているほか、平成13年には「子育て支援センター」を、さらに今年度からは1歳児を持つ親子を対象にした「よちよちサロン」も開設し、妊娠期から乳幼児期の夫婦に対して係りあいを深めるよう努力をいたしているところであります。

また、昨年12月には保育所、学校、医師、警察など関係者の連携を図るため、「幕別町児童虐待防止ネットワーク会議」を立ち上げ、児童虐待の予防対策や早期発見、早期対応などに取り組み始めたところでもあり、今後とも町民が気軽に相談できる体制や虐待予防等の体制の整備に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上で、古川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 古川議員。

○13番（古川 稔） 最初の生分解生産資材につきましては、対応といたしましては、ゆとりみらい21専門部会でもって検討されているということでもありますけれども、今、地域ではレタス、あるいはカボチャ等で相当使われてきているという現状でありますし、今後、なお増やす必要があるのではないかとこのように考えております。

そんな中で、先ほども出しました再生処理対策の補助金もなくなるということも含めて、早急に明年度ぐらいからはできないものかというふうに考えますが、そこら辺についてお伺いしたいと思います。

それから児童虐待につきましては、町としての考え方として取り組んでおられるという部分はわかるわけですが、これに対してやはり付近の住民といいますか、町民各地域の住民がかかわるといいますか、余りにもいくとプライバシーの問題もあるのでしょうか、昔のように道路で会えば「こんにちは」と言えるような体制といいますか、これは田舎であれば通り過ぎる子供が「おはようございます」と言われますと、我々は畑の中でびっくりして振り向いて「おはよう」と言わなきゃならないような、そういったような環境が町の地域でもできるようになれば、ある程度お互いに子育ての相談とか、あるいは問題意識を持ってそれぞれ相談される、近間に年がいった方もおられるということの中で、そういった町全体のカバーするシステムといいますか、そういったものができ上がっていくのが良いように自分は思います。

そんなことで、今後において町として、あるいは町内会として、そういったことに対して取り組む方向性はできないのか、そこら辺をちょっとお伺いしたいと思います。

それと、関係機関でネットワークされたということでもありますけれども、先ほどちょっと聞き落としましたので、失礼ですが構成メンバーをもう一度お願いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 生分解性生産資材の補助制度、来年からできないかということでもありますけれども、これらについては、先ほども申し上げましたように、今検討部会の中でいろいろな審議をいただいております。さらに、これらが補助制度をスタートすることになりますれば、当然のことながら両農協にもいろいろな面で相談をしていかなきゃならない部分もあるのだろうというふうに思っておりますので、十分、これらの実情を踏まえた中で、今後さらに協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

さらに、虐待の状況でありますけれども、確かにおっしゃられるように地域、あるいは町全体でそうした実態が把握され、そしてこうした虐待が行われないような体制づくりが何よりも望まれるのであろうというふうに思っております。いろいろな中で、特に民生委員さんなんかにはいろいろな面でお問い合わせの機会があるわけですが、今後、町内会でも取り組みが果たして可能かどうか、これからまた公区長会議等もごございますので、そうした中でもお話をお伺いしていきたいというふうにも思っております。

ます。

それからネットワークのメンバーについてでありますけれども、昨年12月に発足いたしました幕別町児童虐待防止ネットワーク会議。保育所の保母、学校の先生、それから町内の医師、さらに警察などの関係者との連携を図るといようなことから、ネットワーク会議を設置したところであります。

○議長（本保証喜） 古川議員。

○13番（古川 稔） 生分解性マルチにつきましては、今後、早急に対応していただくということで、お願いを申し上げて終わらせていただきたいと思いますし、児童虐待についてもこういうことが起こらないということが一番大事なことであろうかと思っておりますので、そこら辺の対応をしっかりとやっていただけますことをお願い申し上げます、質問を終わらせていただきます。

○議長（本保証喜） 以上で、古川稔議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩をいたします。

(11:48 休憩)

(12:57 再開)

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に永井繁樹議員の発言を許します。

永井繁樹議員。

[17番 永井繁樹]

○17番（永井繁樹） それでは通告に従いまして、障害者支援制度の充実と障害者福祉計画の主要施策の整備に関してご質問いたします。

質問の要旨に入ります前に字句の訂正をいたします。

2ページ目、④の下の方でございます「その方向性とサービス開始時期について」とございますが、「開始時期」、このところを削除いたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

最初に障害者支援費制度の充実についてお伺いをいたします。

本年4月から障害者福祉制度が変わりました。行政がサービスの受け手を特定し、サービスを決定する今までの措置制度から、障害者自らがサービスを選択し、事業者と対等の立場で契約を結び、サービスを利用する支援費制度に切り替わったのです。しかし、サービスの内容の質的低下や利用者負担の増大など、障害者の立場から見ると問題の多い制度のため、関係者から不安の声が出ていると聞いております。

支援費制度は、障害者が生活の場や必要な介護を自分で選べる事が最大の売り物です。これまでは行政が決めており、どうしても施設入所に偏りがちだったのではないのでしょうか。新制度導入の狙いは、施設を出て地域で暮らす人を増やすと同時に、家族の介護を受け自宅で暮らしている人も、仕事や趣味をもっと楽しめるようにすることです。しかし、選べるだけのサービスがないのが現状ではないのでしょうか。

そこで、以下質問をいたします。

①障害者やその家族に対する周知徹底の問題について。

②ケアマネジメント機能を最も必要としている障害者を対象とした制度なのに、その機能が存在しないのは大きな問題ではあるが、その対応策は。

③この制度の実施に当たり、基盤整備がどこまで整っているのか。

④ホームヘルプサービスの上限設定は死活問題であります。国は、上限ではなく補助金の分配基準だと弁明しましたが、財源の乏しい自治体にとって、国の基準が即上限ということになるのではないのでしょうか。その方向性とサービスについてお伺いいたします。

⑤ガイドヘルパーの派遣について。

最後に、障害者と施設・業者との間で直接契約が基本になり、行政責任が薄くなるのではないでしょ

うか。公的責任の後退で社会保障制度そのものが問われるものであります。幕別町や業者等の責務を明確にし、きちんと条例を策定していく必要があるのではないのでしょうか。

次に、障害者福祉計画の主要施策の整備について、お伺いをいたします。

平成 13 年 3 月に策定されました幕別町障害者福祉計画の中で、特に未実施で整備目標が平成 13 年から 17 年度の事業がありますが、それらの現況と今後の拡充実施整備計画にお伺いをいたします。

最初に、理解と交流の拡大に関する事業においては、広報誌による啓発活動の促進、福祉ガイドの作成・配布。ボランティアの育成。障害者が文化活動に参加しやすい環境づくり。そして、展示、録音図書、フィルムライブラリーの貸出し事業などについてお伺いをします。

次に、保健・医療・福祉の充実に関する事業においては、総合相談窓口の設置。特別健康教育。重度障害者タクシー料金助成事業。そして、盲導犬取得費の助成などについて伺うものです。

3 番目に、雇用・就労の充実に関する事業においては、身体障害者運転免許取得費補助。福祉の店の支援。障害者の雇用促進と福祉協力企業の拡大などについてお伺いをいたします。

最後に、生活環境の整備に関する事業においては、福祉のまちづくり要綱。車いす使用者、高齢者用住宅の整備。聴覚障害者等専用ファクシミリの設置。身体障害者世帯等の除雪のサービスなどについてお伺いをします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 永井議員のご質問にお答えいたします。

最初に、障害者支援費制度の充実についてであります。平成 12 年 6 月に社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律が成立し、社会福祉事業や措置制度等の社会福祉の共通基盤制度について、今後、増大・多様化が見込まれる国民の福祉ニーズに対応するための見直しが行われたところであり。この社会福祉基礎構造改革の一つとして、障害者サービスについては、利用者の立場に立った制度を構築するため、従来の措置制度から、新たな利用の仕組み、支援費制度へと移行することとなりました。ご質問にもありましたように、支援費制度においては、障害者の自己決定を尊重し、利用者本意のサービスの提供を基本とし、事業者との対等な関係に基づき障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用することとなりました。障害者やその家族に対する周知につきましては、制度開始前の平成 4 年 10 月 1 日付の広報誌や、10 月 15 日付のお知らせをもって、2 度に渡り制度の改正と今後の申請手続について周知するとともに、現にサービスを利用している利用者、あるいはその家族、さらには施設管理者に対しても個々に文書の送付をもって連絡をさせていただいたところがあります。

また、その後、担当職員が居宅サービスの利用を希望される方におきましては自宅を、施設に入所されている方におきましては施設を訪問し、移行の確認や相談を受けるなど、制度改正に伴う不安の解消に努めてまいりました。

制度が移行してから間もないということもあり、今後も広報誌での周知はもとより、各種相談や情報などの提供に努め、安心してサービスを受けることができるよう対応してまいりたいというふうに思っております。

次に、障害者を対象にしたケアマネジメント対策についてであります。障害者ケアマネジメントは障害者の地域生活を支援するため、福祉・保健・医療のほか、教育・就労等を含めた幅広いニーズと、地域の社会資源を結びつけるための調整等を行うものであります。

ケアマネジメントについては、支援費の支給決定の必要条件ではありませんが、多様化する障害者のニーズに対応していく上で、ケアマネジメントの手法を活用する場面も想定されますことから、今後検討する必要があるものと考えております。

次に、基盤整備の状況についてであります。支援費制度の開始前においては、サービス事業者の不足が懸念され、新聞などにも報道されたところがあります。

しかしながら、本年 8 月 1 日現在、管内での基盤整備の状況については、入所施設 30 か所、通所施設 11 か所、居宅サービス事業所 114 か所が北海道知事の指定を受けており、ほぼ希望するサービスが

利用できる体制が整ってきており、今後さらなるサービス事業所の増加を期待するところでもあります。

このようなことから、本町におきましても支援費制度の移行に伴い、障害者自らがサービスを選択し、ほぼ希望どおりに利用できている状況にあるものというふうに思っております。

次に、ホームヘルプサービスの上限設定問題等についてであります。障害者ホームヘルプサービスにおいては、国より補助金の交付基準が示され、それによりますと、視覚障害などその障害の特性により一月当たりの概ねの時間数が決定されることとなっております。また、この基準はサービスの「上限」を定めるものではなく、あくまでも市町村に対する補助金の交付基準であることが明記されているところでもあります。

本町といたしましては、支援費の支給決定に当たっては、国における関係法令等の趣旨を踏まえ、必要な支給量等の決定を行っていくことを基本としており、既にサービスの提供を開始しているところでもあります。現状では、相当長時間に及ぶサービスを希望している事例もなく、利用者が必要とする時間数は確保できている状況にあります。

このようなことから、「上限」が設定されましても、現在の本町におけるその影響はないものと思っておりますし、国においても支援費制度施行後の利用状況を踏まえ、今後、見直すこととしておりますことから、その推移を見守りたいというふうに考えております。

次に、ガイドヘルパーの派遣についてであります。支援費制度において、ガイドヘルパーは移動の介護としてサービスを提供するもので、屋外の移動に著しく制限を受ける視覚障害者、脳性まひ等の全身性障害者や知的障害者が社会生活上に必要な外出及び余暇活動などのために利用するものであります。

これまでは、サービスを提供するために必要な資格を有する者がおりませんでした。支援費制度が開始された本年4月以降、本町におけるサービス提供事業者の中にも有資格者を確保できたことにより、現在、町内の1名の方がこのサービスを利用している状況にあります。

今後、さらにサービスの利用を、希望する方への情報提供はもとより、事業者の参入促進の働きかけも含めた基盤整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、町や事業者の責任と条例の策定についてであります。支援費制度における町や事業者等の責務については、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法等関係法令等に明確に規定されており、町の役割としては、支援費の支給決定はもとより、障害者等に対する相談支援や必要な情報の提供、さらには利用者のサービス利用に係る斡旋、調整などが規定されております。

また、指定事業者や施設においても、国の定めた基準を満たした事業者が都道府県知事の指定を受け、適切なサービスを提供することとなっております。

サービスの苦情については、都道府県社会福祉協議会に設けられた運営適正化委員会により適切な解決を図る方法があることや、都道府県が事業者等に対する直接の指導監督を行うことでサービスの確保・維持が図られることになっており、現時点では、改めて町が条例制定を行う必要はないものというふうに考えております。

次に、障害者福祉計画についてであります。このことについては、先の第2回定例会においても述べさせていただいたところではありますが、本計画は障害のある方が地域社会の一員として生活しやすいように条件整備や基盤整備を進めるとともに、関係機関との連携により総合的な障害者福祉サービスを展開するための基本的方向を示したものであります。

本計画は68項目にわたり主要な施策としてまとめあげたものであり、うち16項目を「未実施」と位置づけ、今後、整備を図っていくものとしたところでもあります。

この「未実施」と位置づけしたもののうち、「理解と交流の拡大に関する事業」の分野については、既に「広報紙等による啓発活動」、「福祉ガイドの発行」や社会福祉協議会との連携による「ボランティアの育成」に取り組んでいるほか、「文化活動に参加しやすい環境づくり」、「点字図書等の貸出し」についても同様な状況にあるところでもあります。さらに、その他の分野においても「個別健康教育」、「雇用促進と協力企業の拡大」、「車イス使用者・高齢者用住宅の整備」などにおいて、取り組みが進

んでいるところであります。

また、「重度の障害を有する方に対するタクシー料金助成」につきましては、本年7月より、高齢者に対する外出支援サービスの中に取り込みながら、実施はじめたところであります。

なお、ご質問ありました中で、答弁のなかった残りの7項目については、平成17年度に向け、鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上で、永井議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○17番（永井繁樹） 質問に入る前に町長のお考え方、これは全般的なお考え方を最初に確認をいたしますが、支援費制度に変わってからの対応については、今のご説明の中である程度スムーズにいかれているのだろうという理解はできますが、当初、この制度が国から発案される流れの中で、かなり最初とは状況が変わって、補助金の上限設定が出たりするという事の中で、やはり国の定められた制度の中で、自治体がこういった障害者福祉を行っていく上で、相当やはりいろんな障害があるであろうと私は思います。

それで、全国的にこの支援費制度に対していろんなコメントをされている首長さんもいっぱいおられますが、我が町の岡田町長にあっては、こういった形で変化をしてきた制度に対してどのようなお考えとご批評をお持ちなのか、おおまかな形で結構ですからお伺いをしていきたい。

そして、そのことが今後の幕別町の障害者福祉にかかわっているいろんな影響があると思うのですが、その思いもありましたら併せてお答えをいただきたいと思っております。

さて、最初の質問にありました障害者に対する周知の徹底の問題ということで、今のお話の中では、やれる範囲の対応策はやられていると私は思いますが、私も当事者に100%なりきるという立場がとれないものですから、お聞きした範囲の中で、やはり障害者の中にはいろんな障害を持っておられる方がいますので、見てわかる方もいれば、見てわからない方もおられますし、聞いてわかる方もいれば、聞いてわからない方もおられますよね。そういった中で、幕別町のその周知活動の方法が、今、町長のお答えでは、ほぼきちっとやれているような印象に聞こえるのですけれども、私自身、やはりもう少しいろんな障害を持たれて複雑な状況の中で皆さんが本当に理解しているのかなという、その難しい制度の内容をですね。そのあたりについては多少疑問が残るところはあります。

それで、周知の方法をとにかく言うつもりはございませんが、やはり今後に向けてきめ細かい周知の方法というのは当然行政側で考えていく必要があると思っておりますが、現段階で私は決してよいと思いませんから、今後に向けて、さらに周知活動を充実させるということになればいろんな方法がありますが、先進地の事例も含めた中で、そういったご検討をされて検討している経緯があるのかなのか。あれば、その内容についてもお伺いをしたいと思います。

それと3番目になりますが、基盤整備についてのお答えですが、管内での対応についての施設の状況の数的な把握は十分理解するところでございますが、今後、自治体のやはり器量といいますか、自治体自らの能力を考えていくときに、幕別町内において、例えば基盤整備の中に、私が一番大事だと思うのは、例えば、在宅サービスとして考えた場合はホームヘルプサービス、デイサービス、グループホーム、ショートステイとか、この四つの主な重要なことがあると思うのですけれども、これらの一つ一つ考えていくときに、例えば私がホームヘルパーやグループホームを増やすには、現在の、例えば自治体の予算でいくと、やはりなかなか老人福祉等と比べていくと難しいものがあるのだろうと。ですから、よほど予算以外に自治体そのものの熱意と工夫、そういったものがなければ、これから障害者福祉の充実感は求められないだろうと私は思います。

それで、例えば、高齢者だけに行っている業者がございますね、現在。介護を含めて。例えばこういった業者に障害者へのサービスを、もちろん積極的に呼びかけることは大事なことでありますし、そういった対応を十分されておられるか。

それと、グループホームについてですが、グループホームもこの幕別町にやはり積極的に取り入れていこうという方針をとっていくような場合ですね、現況の中でどういう難しさがあって、どういうこと

を解決すればもっとグループホームの対応ができるのかなというところで、私は常に疑問に思っています。心配もしておりますが、行政側ではそれらについて独自に考えられた経緯はあるのか。また、どういう方法がいいのか。私は、例えば町の中には安い買い置きをすれば、そういった物件ももちろんあるのでしょうか、民間だけの力でやっていこうとなると、これはなかなか難しいものもあると思います。設置的には町の中にあつた方が私はいいと思いますので、そういった面で行政として手助けをしたり、方向性をつくっていきけるような可能性はないのかということをお聞きしたいと思います。

それと、4番目の上限設定の方向性とサービスについては、町長の大まかな説明はわかるのですが、例えば、担当部局からでも良いですから、例を挙げて説明していただきたいのですが、例えばショートステイの送迎を前提とした場合に、すべて保護者ですとか、その家族ですとかが送迎できる場面ばかり想定できないと思うのです、交通弱者も含めまして。そうした場合に、現在の厚生労働省の基準でどういう設定をされているのか、まず例をいただいて、例えばそれに対して送迎の形の中でどういった対応ができるのか、例えばできないのか。例えば町独自の制度化をすればこういったことができるのか、できないのか。例えば基盤整備の場合は漠然といわれてもちょっとわからないものですから、例えばこのショートステイの送迎の場合、現行でやられていることと、今後こういったことをやればこういう形でできるとか、そういったことを含めて例を挙げて説明していただくと非常にわかりやすいです。それをしていただければ有り難いと思います。

それから、大きく2点目につきましての各項目、それぞれ挙げましたが、私の質問の約全体の7項目が未実施ということで、平成17年までの事業計画でやっていきたいということでもわかりましたが、未実施のほかに、例えば若干実施をしているものがあるはずなのです。それで計画の全体像として未実施のものを実施するのは勿論結構ですし、一部実施のものが完全実施になっていくのか、いかないのかという問題もございますが、町長は全体としてこういった事業計画の達成度を17年度までに完全実施に踏み切れるのか。やはり、まだ未実施ですとか一部実施が残っていくのか。その辺、17年度の達成期間までのお考えをどのように持たれているのかお伺いをします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 最初に支援費制度についてのご質問でありますけれども、これは措置制度から支援費制度に変わった、これはいろいろな福祉改革の中で進められてきたものだろうというふうに思っておりますけれども、私どもがやはり一番心配するのは、こうした制度が変わることによって現にサービスを受けていらっしゃる方、あるいはこれから受けようとする方が今までの制度より不利になったり、あるいはサービスが低下したりといったことがないようにということを何よりも考えなきゃならないのだろうというふうに思っております。

さらに、これは制度改革の中ではどうしても付きまってくるのは、いわゆる財源的に受益者負担、あるいは町村負担、国の負担、それぞれの財源負担が当然支援費の中でも出てくるわけでありまして、こういった面で町負担が増えるというのはちょっと残念な気もするわけでありまして、一つの制度の改革の中で支援費制度になった、このことを受けて私どもは今言ったように町民の方、障害者の方々にそうした支援の必要な方が、本当に安心して受けられるようなサービスをこれからも続けていかなきゃならないものというふうに思っております。

それから周知の方法については、先ほども申し上げましたように、広報では2回程度でありますけれども、それぞれ担当者が施設を訪問するなどをしながら、その該当をするような方々に対しての、あるいはご家族に対してきめ細かいサービスをやったというふうには思っております。

ただ、それでなおかつ、まだ十分ではないというようなことがありましたら、このあとどんな方法がさらにあるのか。これは身体障害者福祉協会の会合にでも何回も説明もさせていただいておりますけれども、お話がありましたように、先進地なんかでさらにきめ細かいような周知の仕方があるのかどうか、その辺は研究をしてまいらなきゃならないというふうには思っておりますけれども、当初の制度の変わり目については、それなりの周知方法はやっていったのではないかなというふうには思っております。

それから基盤整備でありますけれども、グループホームのこともありますけれども、やはりこれはな

かなか行政が整備をするというのは、今の時代にあつては難しいのが現実であろうというふうに思います。そうした中で民間活力を生かした中での、あるいは福祉法人等による基盤整備がされることが一番有り難いのだというふうに思っておりますけれども、これは今申し上げましたように、今現在では私どもの町の対象者がどここの施設に入所できないというようなことはないのですけれども、やっぱり十勝全体とすれば俗に言う待機者的なものも若干はあるのだらうというふうに思いますけれども、これも措置から支援に変わりましたので、措置の場合ですと希望者はどここの施設があいたからそこへ入りなさいというようなことで措置するわけですが、今は契約ですから、あくまでもその施設に入りたいとするならば、5年でも10年でも、それこそ空きができるまでそこを待っていなきゃならないということもあるわけでありまして、いろいろな状況はありますけれども、やはり基盤整備、私どもが行政としてできるものについての協力とか支援はしていかなければならないとは思いますが、自らが設置者となって基盤整備を進めていくというのはなかなか今の時代は難しいのではないかなというふうに思っておりますけれども、熱意、あるいは工夫を重ねながら、これからもそれぞれの方向性を探っていきたいというふうに思っております。

上限設定については後ほど、担当の方から申し上げたいというふうに思います。

障害者福祉計画の17年度までの見込みであります。今、7項目が未実施ということをお願いいたしましたし、実施されておりますものすべてが完全実施になっているわけではありません。ただ、この中でも、例えば例を挙げますと、盲導犬の助成なんていうのは実は載っているわけですが、実際に話を聞いてみますと、盲導犬がそうあちこちにいるわけでもないわけですし、その盲導犬1匹を購入されるといって何百万もその人がかかる。それに町が支援をするとしても、その障害者自体が大変な負担になるということになると、これは本当に17年度までにできるのかなといわれると、私もちょっと考えなきゃならない部分もあるのかもしれないし、今の段階ですべてができる、あるいは一部実施で完全実施までいかないで終わる部分、幾らかは当然出てくるのだらうと思っておりますけれども、前段申し上げましたように、できる限りの努力をしながら取り組みをこれからも進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） ホームヘルプサービスの上限設定の事に関してでありますけれども、4月から支援費制度が始まりました。4月から6月までの第一四半期、この状況をみてみますと、現在ホームヘルプサービス10人の方が受けておられるという状況になっております。この10人の方の合計をいたしますと、およそ540時間ということになりまして、10人のそれぞれの月の平均を見ていきますと、支給決定はされたけれどもまだ使用しませんという方もいらっしゃる、その方は0時間ですが、一番多い方でも56時間ということで、0時間から56時間という幅があるわけでございます。ただ、全体で割り返しますと一人当たり一月18時間というのが、今現在の状況でございます。

国の上限設定の基本的な考えにおきましては、例えば一般障害者に対しましては、月おおむね25時間ということ。さらには視覚障害者特有のニーズを持つ方に対してましては、月おおむね50時間。あるいは、さらにもっと障害の程度が重たいというのでしょうか、全身性障害者の場合については、月おおむね125時間というような設定をされているところであり、現状、これらと上限設定との兼ね合いを考えて見ますと、町の持ち出しそのものというのは単費で大幅に超えるというものではないのだらうというふうに思っております。

続きましてショートステイの具体的な事例という事でございますが、特養札内寮さんにおきまして、身体障害者のショートステイのサービスを受け入れていただいております。札内寮さんにおきましては送迎バスを利用するということが可能なわけで、送迎の加算もこれについていくことになっております。ショートステイそのもののすべての事業所が送迎を行っている、サービスを提供できるという状況にはないというふうに聞いておりますけれども、町内におきましてはこういうような状況になってございます。以上でございます。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○17番（永井繁樹）最後に総括的な確認をさせていただきますが、今までのご答弁を総合して理解しますと、幕別町においては措置制度から支援費制度になったとしても大きく状況は勿論変わっていませんし、問題なくやれているという形の理解がどうしても今の答弁の中ではできるのです。また、それであれば、勿論私も嬉しいことですし結構なことなのですが、将来的に見た場合、現行では今そうですが、これから何年という形の中で経っていきます。もちろん、支援費制度も始まったばかりですから、国の方も見直すという状況ではありますが、将来的に支援費制度の一つの基準にはなりますけれども、この方法だけで果たして幕別町の自治運営の中で、本当に生涯福祉が満足いくほどできるのかというのが一番の私の心配するところなのです。細かいところにつきましては、特に質問をこの場所ですつもりはございませんが、町長にお聞きしますが、これから例えば合併も抱えながら自治運営をしていくときに、この障害者に対する福祉制度というのが果たして、例えば、片方老人福祉制度と比べた場合に、私は決して、確かに対象人口も少ないですけれども、その内容が本当に充実したものかどうかというのは、どこの立場で考えるかによって満足度は違いますから、そういったことも含めて町民がお聞きになった時に、今後の幕別町の施策はこうなのだよと、こういう方向に間違いなくいくよということが町長の頭の中にあられると思いますので、最後にその辺のことをきちっとお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫）先ほど来申し上げておりましたように、措置制度から支援費制度が変わって、今の状況を申し上げたわけでありましてけれども、先ほども申し上げましたように、やはり私どもは行政の立場から障害者の方々が、制度が変わってもやはり自分たちの思うこと、あるいは自分たちが望むことがやはり制度の中でいかされていく、そのことがやはり一番大事なことなのだろうというふうに思いますし、私どもも行政としてやるべきこと、あるいは民間にお願いすべきこと、いろいろな制度の中でそうした障害者の方々の福祉向上度合いを図っていかなければなりませんし、先ほど来のお話にもあります、ノーマライゼーションの中で障害者の方々が同じように健常者と一緒に社会参加の中で生活をしていただける。そのことがやっぱり我々は何よりも望むものでありますし、そのための施策なり支援を行政として進めていかなければならないのだろうというふうに思っております。

確かに支援費制度、今スタートしたばかりで、これからいろいろな課題ですとか問題も、あるいは生じてくることもあるかもしれませんし、あるいはまた、障害者の皆さんの方からこういった制度、あるいはこういった矛盾、あるいは新たな制度といろいろなことも要求もあるのかもしれませんけれども、そういったものも含め押さえていきながら、いろいろな関係団体、あるいは障害者の皆さん方との協力連携を図りながら福祉を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、永井繁樹議員の質問を終わります。

次に、前川敏春議員の発言を許します。

前川敏春議員。

[5番 前川敏春]

○5番（前川敏春） それでは通告に基づきまして質問をさせていただきます。

まず、はじめに町道における用地内の自生木伐採処理についてであります。

町道も実延長69万3,059メートルのうち、改良率が63.9%、舗装率54.1%と着実に整備が進められ、道路状況も本当に良くなってきているわけでありましてけれども、しかしながら、改良、舗装されてから10年、20年と経過すると自生木が成長して大きな交通障害となり、また、冬期間の路面の凍結による事故の危険性、除雪、草刈などの障害等、また、景観にとっても好ましくないというふうに思うわけがあります。

以上のような観点から2点についてお伺いをいたします。

①といたしまして、町として道路環境美化月間なるものの位置付けを試みてはどうかということであります。

②といたしまして、環境整備の一環として各地域に自生木等の処理についての協力要請をしてはどうかということであります。

次に、敬老会、敬老祝金についてであります。今、まさに幕別町も高齢化が進んでいる現状にあります。75歳以上の敬老会招待者数2,111人のうち、出席される方が1,000人強と聞いております。会場も、今、本当に限界状態であることと思うわけですが、このような現状の中で、私は、敬老会は町の発展に寄与していただいた方々のご労苦をねぎらう大事な町の集いであると考えております。ただ、私はもう少し出席率の向上を図りながら、会場も2会場ぐらいで行う方策をとっていくことが必要だというふうに思いますし、高齢者の方々が本当にくつろいでいただくことが前提になければならないと思うわけです。

次に、祝金についてであります。今の厳しい財政状況の中、高齢化時代を向かえ、ご高齢の方も大変多くなり、祝金も年々増加しているわけですが、私は今の状況を思うときにやはり祝金制度の見直しを図って、ご高齢者が多くなっている現状の中で総体的に少しでも高齢者福祉の方で活用をして、福祉の充実を図っていくことが最も必要なことではないかなというふうに考えているところでございます。

今、まさに1町2村の合併協議も進行しているわけですが、この中で整合性を図りながら協議がなされていくことと思いますが、このような現状の中で、町として次年度からどのような考えを持っておられるのかお伺いをするところでもあります。以上であります。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前川議員のご質問にお答えいたします。

最初に、町道用地内の自生木伐採処理についてであります。

町道用地内の自生木、いわゆる支障木の伐採処理につきましては、現在、町職員と委託業者により町道のパトロールを随時行っておりまして、町道敷地内の自生木により、見通しが悪く、交通安全上支障と思われる箇所について、状況を見ながら枝落とし、あるいは伐採等の作業を進めているところであります。

一年間に処理している自生木処理の延長は、例年、10キロから13キロ程度であります。

したがいまして、改良済みの町道で申し上げますとおおむね5年で一巡するような計画で対応しているところでありました。農村部においては町道の維持管理が十分でない状況にあると思っているところがあります。依然として厳しい財政状況にありますことから、これらの費用拡充も難しいものがあり、地域の皆様の理解とご協力を得て、道路環境が維持できればより望ましいものであろうというふうに思っております。

前川議員ご提言の「道路環境美化月間」及び「各地域に自生木等の処理の協力要請」などの在り方について、今後、関係する公区長さんと協議・検討をしてみたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、敬老会及び敬老祝金についてであります。敬老会につきましては、毎年9月に75歳以上の方を対象に、長寿を祝福し永年のご労苦に感謝の意を込め、札内スポーツセンターで開催しているところであります。平成14年度の開催状況は対象者が2,006人で、このうち出席者が945人、出席率にしますと47.1%でありました。本年度におきましては対象者が124人増えまして、2,130人と見込んでおります。このうち何人来るかはわからないわけですが、年々増えていること自体は間違いないところであります。

また、敬老祝金につきましても80歳以上の方を対象に支給をいたしておりまして、80歳から89歳までの方に1万5,000円、90歳以上の方に2万円として、平成15年度の対象者は合わせて1,023人、支給総額は1,971万7,000円を予定しております。

敬老会や敬老祝金の今後の在り方につきましては、既に老人クラブ連合会や幕別町介護保険運営等協議会などにおいても協議をさせていただきながら検討を進めているところでありますが、特に敬老会につきましては、収容人員の関係上、手狭となっておりますことから、分散開催や地域開催、あるいは

対象年齢の引上げ、さらには喜寿・米寿といった祝い年を対象とした方法など、多方面からの見直しが必要であろうと考えております。

本町の今日の発展を築いていただいた皆様方の永年のご労苦に感謝の意を込めつつ、一方、時代に即応した敬老会と敬老祝金制度を構築していかなければならないだろうというふうに思っております。今後とも関係機関の意見を聞かせていただき、協議を進めた中で対応してまいりたいというふうに考えております。

以上で、前川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 前川敏春議員。

○5番（前川敏春） 今、町長から答弁の中でおおむね理解はしております。その中で1点だけ再度お聞きをしたいわけでありまして、自生木との関係であります。それぞれの機関と公区長との相談もいいのですけれども、どうか行政の方から遠慮なく地域に発信をしていただきながら、やっぱり地域活動の中で一つのそういうことがあって行政地域の結びつきがだんだん狭まってくるという、近くて遠い存在じゃなくて、近くて近い存在になるような努力をこういう時代だからこそしていかなければならないのではないかなというふうに私は考えております。

そんな中で、どうか行政の中でも地域に頭を下げるところは下げて、協力していただけたところは協力いただいて、やっぱり地域活動の中の一環として進めて、これには地域そのものの地域の中の生活道路であり、農産物輸送の道路、これはやっぱり地域の人たちが大事にしていかなければならないことだと思いますから、そういう面も含めた中でどうか遠慮なく地域の方に要請をいただきながら、またそれに地域の人たちも答えていくような環境づくりをしていく方が、私は最高のことではないかなというふうに感じております。

この1点対しまして、もう一度町長のお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 大変有り難いご提言をいただきましたので、内部でも十分検討をさせていただき、地域にお願いすべきところはお願いし、また協力していただくべきところは協力していただくというように、これからも進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（本保証喜） 以上で、前川敏春議員の質問を終わります。

この際、14時まで休憩をいたします。

(13:45 休憩)

(14:00 再開)

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

[3番 野原恵子]

○3番（野原恵子） 通告に従いまして、2点についてお伺いいたします。

先に、難病医療制度の改善について。

原因が不明で治療方法が確立していない難病のうち、特定の疾患については治療が極めて困難で医療費も高額であることを考慮し、医療費の負担軽減が行われております。難病患者は一生医療機関とかかわっていかねばなりません。平成15年3月の資料によりますと、幕別の難病患者は359名となっております。そのうち重症患者は13名です。当初、医療費の患者負担分は国が負担し無料でしたが、1989年5月から重症患者とスモンなど4つの病気以外に患者の一部負担を導入し、今回の改悪でさらに負担が重くなります。10月から所得によりまして自己負担額が7段階になりますが、所得額の算定対象者が必ずしも患者本人でないため、生計中心者が患者本人の場合、半額。そうでない場合は倍額となり、患者が生計中心者と認められるかどうかで自己負担額が大きく変わり、負担が3倍、4倍となる難病患者

者も生まれます。

また、申請手続も複雑になり、患者や家族にさらに大きな負担を強要する結果となります。難病であるため仕事も収入も不安定な患者が多く、医療費の自己負担増は生活が大変困難になります。したがって、次の質問をいたします。

1、町として難病患者に対する支援策を講じること。

1、国や道に改善策を求めていくこと。

次に、介護保険、居宅介護費用の委任払いについて。

介護保険では、要支援、要介護の認定を受けた方の日常生活上の自立を支援するために、在宅サービスを行っております。その中で福祉用具の購入は限度額が10万円以内、住宅改修費は限度額20万円以内の範囲で支給されます。1割は自己負担となり9割が保険給付されますが、現状では一旦、業者に全額支払わなければなりません。様々な経済状況のもと、全額支払いが困難な方もおります。

また、申請してから給付額が本人に支払われるまで日数がかかります。そのため、利用したいときにすぐに利用できない場合もあります。

したがって、次の質問をいたします。

居宅介護住宅改修費、福祉用具購入費は委任払制度にすること。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

最初に難病医療制度についてであります。国におきましては、昭和48年に特定疾患治療研究事業の推進により、原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち特定疾患については、治療が極めて困難であり、かつ、その医療費も高額であることから、特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに患者の医療費の負担軽減を図ることとし、事業の実施主体である都道府県に対し、財政的支援を行ってきているところであります。

このたび、国は本年10月から実施要綱の一部を改正することとしており、その中で患者負担限度額については、所得及び治療状況等に応じた7階層区分としたものであり、北海道においても国の要綱に準じて事業の改正を図ることとしているものであります。

本町におきましては、独自の助成施策として、既に特定疾患患者の方々に対して通院費の助成を実施させていただいているところでありますが、国や北海道に対しましては、今後、これら事業関係者などの意見を十分にお聞かせいただき、実態を把握した上で、必要な対処をまいりたいというふうに考えております。

次に介護保険制度での居宅介護費用の委任払についてであります。ご承知のとおり、介護保険法では、介護サービス費の支給につきましては、サービス提供事業者が知事の指定を受けていることから、利用者が利用料の1割を負担し、残りの9割を保険者が事業者を支払う「現物給付」を行うことを基本としております。

しかしながら、住宅改修や福祉用具については、知事の指定を要しない事業者も含まれておりますことから、費用の全額を一旦支払いいただき、保険給付分を保険者から返還する方法、いわゆる「償還払」の方式となっているところであります。

このような中、費用の全額を立て替えることが難しいといった相談も受けておりますことから、国の本制度の考え方を今一度検討するとともに、関係機関等の意見もいただき条件が整備が整えば、来年度からでも取り入れていくということで、今、内部で既に検討に入っているところでありますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

以上で、野原議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○3番（野原恵子） 難病患者の医療費制度の点について再質問いたします。

10月から医療制度が変わるということで、この制度の周知徹底がまだされていないのではないかと思います。と言いますのは難病患者さんの方にこの制度のことをお聞きしましても、まだよくわからない

のだという声もありますので、そういう点はきちっと周知徹底されることが必要ではないかというふうに考えます。

それと、この制度は保健所が把握しているという点があります、難病患者さんとか。そういう点では、やはりきちっと町も把握しまして、保健所の保健師さんと幕別町の保健師さんとも連携をとりながら、その周知徹底も必要ではないかというふうに思います。

それと、来年度からはこの制度は、患者さん本人に今までは申請の時期ですよというお知らせをしていたのですけれども、来年度からはそれがなくなるということでは、申請漏れが起きたりとか、そういうことも考えられるということでは、そのサポートもきちっと必要ではないかと思います。

また、この一番この生計主体者が患者である場合は半額だけれども、家族の場合は倍になるというふうになります。そうしますと医療費が3倍、4倍になる患者さんもおります。そのサポートが特に低所得者の場合は、そういうところが必要ではないかというふうに考えますので、その点お聞きいたします。

それと、国、道に対する要望というか、そういうところでは患者さんから不安の声が随分と聞かれております。その中では、この10月に申請が間に合わない場合には医療費の有効期間を延長するなどの対応策も考えてほしい、これは道に対する意見でもあります。

また、生計中心者の認定は、本人申請を基本にしてほしい、こういう声も聞かれております。また、症状が軽くなった患者さんなのですけれども、そういう方が途中から病状が悪化を確認された場合には、遡って公費の負担の対象になるように、その徹底を図ってほしい、こういう声も聞かれております。重症患者さんは、幕別は13人という資料なのですけれども、そういう方は、今医療費は無料なのですけれども、そういう人たちの申請の場合には、必要のない所得や階層の記載を必要ないのではないかということで、そういう記載をしないしてほしいという要望も出されております。こういうところでは、きちっと自治体から国や道に意見を上げていくということが、難病患者さんの要望でもありますので、そこをきちっと意見を上げていくことも必要だと思いますので、その点についての考えをお聞きしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 難病の問題、今ご質問にありましたように、その難病の患者の対応は帯広保健所が窓口といたしますか、事務局といたしますか、対応しているということで、周知の方法になんかについても当然のことながらその難病患者の認定を受けている各個人に対しては、保健所の方から通知は出して、それぞれの申請をなさし、手続をなさしというようなことの周知は言っているのだろうというふうに思っておりますので、私ども町村の立場で特にどう周知について申し上げるようなことはないのかなと思っております。

それからもう1点、今までいろいろなことがありました。1カ月1万4,000円限度であったのが、2万3,000円になるとか、いろいろな制度の改正がなされるわけですが、これはこれから10月1日から改正をされるということでもありますので、私どもは先ほど答弁で申し上げましたように、これらの事業の展開が今後どんなふうになっていくのか。そして今、お話にありましたようないろいろな意見や実態を把握した上で、町村として出すべきこと、やるべきことというのは、今後対応をしていかなければならないというふうに思っておりますけれども、今時点、制度が改正されてスタートするということでもありますので、しばらくはそういった状況、推移を見ながら、またそういう行政として町村としてやらなければならないことがあれば対応していきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○3番（野原恵子） 今、これは保健所の方から患者さんの所に通知がいくのではないかというお答えだったので、この資料によりますと、その患者さんのところに書類がいった中では、来年度から保健所より更新の申請のお知らせはしませんと明記されているのです。そうすると、いろいろな事情でそのときに申請しなければ医療費の助成を受けられないという状況も生まれる可能性があるということで、そこはしっかりと町と保健所との、保健師さんとの連携をとりながら、難病患者さんにはそう

いうところのサポートも必要ではないかと私は思うのです。そういう点で、今後の対応として早め早めに対応が必要ではないかということで質問をしておりますので、その点はいかがでしょう。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私も勉強不足で、保健所から私どもの町に来て、お宅の町にはこういう難病患者の方がいらっしゃるのではというようなことが来ているのかどうかは私もちょっと把握していませんけれども、少なくとも本人への周知というのは当然のことながら保健所がやるべき仕事であろうというふうに思いますけれども、その中で町としてどのようなかかわり方ができていくのか、これはちょっと私も今はわかりませんが、本来は保健所が今言ったように周知をし、そして患者さんが更新手続をするというのが、今までいろいろな制度のやり方だと思っておりますけれども、それが、中身が来年から通知がいかないから云々ということについて、ちょっと私も詳しくは把握していませんけれども、ちょっと勉強をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

次に、豊島善江議員の発言を許します。

豊島善江議員。

[1番 豊島善江]

○1番（豊島善江） 通告にしたがい、2点について質問いたします。

1点目は、母子医療の拡大についてです。

訂正があるのですが、「無料」と書いてありますが、初診時一部負担金が、お金がかかるものですから無料ではありませんので、訂正をしたいと思います。

母子医療の拡大について質問をいたします。道の事業で母子家庭医療給付事業が実施されています。この制度は町では母子家庭等医療費助成制度として実施され、子供は入院・通院が、初診時一部負担金を除き助成となりますが、母は入院のみとなっています。幕別町の近隣の帯広市、音更町、また広尾町、大樹町では、この道の制度を拡大し、母の通院も助成の対象としています。母子家庭の収入は一般世帯に比べて2分の1という困難さがあり、母本人が具合が悪くなくても我慢をして悪化させてしまうという実態も見られます。生活のすべてが母親にかかっている母子家庭では、母親が健康であるということがとても重要であり、そのための支援が必要です。町が制度の拡大をし、母の通院も助成の対象とすべきではないでしょうか。

2点目に、防災対策の強化についてです。8月の台風10号は、北海道や十勝に大きな被害をもたらしました。また、今年も14万人以上の死者、行方不明者を出した関東大震災から80年、阪神淡路大震災からは8年が経ちました。20世紀の終わりから21世紀にかけて大きな地震が相次いでいます。1994年から2002年までに、世界で発生したマグニチュード6以上の強い地震は780ありますが、その2割を超える160が狭い日本列島に集中しています。日本列島は、地震活動期に入ったといわれていますが、災害対策の基本として、地震や豪雨、火山活動などの自然現象による被害を拡大させないようにするという視点が何よりも求められます。国と自治体、住民が協力をして、被害を最小限に抑える対策の強化が必要です。

1点目。阪神淡路大震災では、大地震発生による直接の犠牲者の8割から9割以上は、圧死など住宅の倒壊によるものでした。家屋の倒壊による圧死を防止するためには、耐震性を確保することに集中して取り組む必要があります。公共施設や住宅の耐震化を急ぐべきではないでしょうか。

2点目。被害を抑えるために、家庭でできる防災対策。また、地震や台風などのときの避難場所や連絡体制などが書かれた防災マニュアルのようなものを各家庭に配布して、啓蒙すべきではないでしょうか。

3点目。災害時にはすばやい非難が命を左右しますが、障害を持った人や高齢者など、自力では非難できない人への対策についてどのようにとられているのでしょうか。

4点目。1998年に阪神大震災をきっかけに、被災者生活再建支援法がつくられました。しかし、所得

制限などがあり、支給されたのは被害世帯のおよそ2割程度といわれています。しかも、これは住宅再建などには使えないなどの制限がありました。住宅再建に公的支援をの声が被災地を中心に全国に広がっています。制度の拡充を国に求めるべきではないでしょうか。以上です。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 豊島議員のご質問にお答えいたします。

最初に、母子医療の拡大についてであります。母子家庭の方々への医療費の助成につきましては、昭和48年10月に北海道が補助制度を創設したことに伴い、幕別町におきましても「幕別町重度心身障害者及び母子家庭等児童医療費の助成に関する条例」を制定し、その後、改正を重ねて今日に至っているところであります。

制度創設時におきましては、母子家庭の児童、義務教育終了前の児童に対して、入院に係る医療費を対象として始まったものでありますが、その後、昭和54年1月から児童の通院を対象とし、併せて母の入院も対象に加えたところであります。

ご質問いただきました「幕別町独自で母の通院も助成対象に」という拡大策についてであります。対象者の医療費負担が軽減されることは、確かに喜ばれることだろうというふうには理解をしておりますが、本制度における北海道の補助率につきましても、従来3分の2であったものが、平成12年度から30分の1ずつ減少となり、今年度は30分の16、平成16年度からは2分の1という、補助率が下がってきております。

加えまして母子家庭医療費助成の対象者が年々増加し、医療費が増大している状況を鑑みますと、制度の安定的な運営を図る観点からも、給付対象要件の拡大を図ることには慎重な対応が必要ではなかろうかというふうに考えております。

次に、公共施設・住宅の耐震化についてであります。阪神淡路大震災後の平成7年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が制定されまして、耐震診断、耐震改修の促進が法律化されたところであります。

この法律におきましては、昭和56年以前に、いわゆる新耐震基準以前に設計、建築された建物のうち、3階建以上かつ1,000平方メートル以上の建築物については、その建物の所有者に対し努力規定ではありますが、耐震診断、耐震改修を促進することが規定されております。

また、このほかに文部科学省におきましては、構造・規模に関わらず、新耐震基準以前の校舎等の耐震診断、耐震改修を促進する施策が推進されているところであります。

本町におきましても、これらに該当する建物としては、役場庁舎をはじめ各学校等がありますが、ご承知のとおり耐震改修を前提とした耐震診断には数百万円を要しますことから、各自治体でも財政的な問題がこれらの推進の大きな障害となっているところであります。

しかしながら、安全・安心なまちづくりを推進する上で、大変重要なことであろうというふうには認識をいたしております。実は現在、準備を進めておりますが、庁舎内関係部局に「耐震化推進検討委員会」を今設置いたしまして、耐震化に関して具体的な検討を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、被害を抑えるために家庭でできる対策などについてでありますけれども、災害の拡大防止や軽減を図るためには、常日頃から各家庭においても避難の方法、家族との連絡方法の確認、さらには、食糧・救急用等非常持ち出し用品の備蓄など、平常時からの備えを行うことが大切なことと思っております。町ではこれまでも、防災訓練や洪水時に避難場所などを掲載したハザードマップを配布してきたところでありますし、各公園に避難場所を記載した看板を設置してきたところであります。今後におきましては防災会議等のご意見もありますことから、防災のしおりの的なものを作成して、各家庭に配布してはどうかというようなことで、今、準備を進めているところであります。

次に、障害を持った方や、高齢者など自力で避難できない人の対策であります。当然のことながら災害はいつくるかわからないというわけでありまして。住民の皆さんにおいては、「自らの身の安全は自らが守る」このことが防災の基本であるとされております。また、普段から隣近所との相互協力関係や

災害弱者への配慮も必要とされておりますし、災害時においては、これらの人たちはもとより負傷者の方々も救助することになりますことから、公区や地域の方々の助け合いの心により、救助等の協力をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

次に、被災者に対する生活支援についてであります。自然災害で住宅が全壊などの被害を受けることは誠に残念なことであり、大変悲しいことだと思っております。本町では、「災害弔慰金の支給に関する法律」の規定に準拠し、災害により死亡した遺族に対して、また負傷等の場合には災害弔慰金を支給しておりますし、必要があれば災害援護資金の貸付も行っているところであります。

また、お話にもありましたように、「被災者生活再建支援法」により、自立した生活を開始するための必要な経費として、最高で100万円の支援金が支給されることになっております。

このほかにも、日本赤十字等から生活物資が支給されることになっており、町といたしましても被災者に対してはできる限りの意を用いていることが必要であろうというふうに思っております。

国に対しては、町民が必要とする要望事項があった場合には、それぞれ適切に対処してまいりたいというふうに考えております。

以上で、豊島議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 豊島議員。

○1番（豊島善江） 1点目の母子医療の拡大についてですが、今、慎重にというようなことでご答弁がありました。私は、この母子家庭の実態というものを町長はどんなふうにお考えてなっているのかなということちょっと聞きたいと思うのですが、実際にどんな収入で暮らしているのかというふうになりますと、以前の80年代というのは一般の世帯の45%ぐらいの収入だったそうなのです。ところがずっと不況が続く中で、98年度には、ついに一般世帯の35%の収入で暮らしている。そういうデータが出ています。合わせて仕事の仕方にしても、今は80年代当時の4倍がパート、臨時職員という不安定な働き方をしているという、そういう実態が出てきているのです。

そういう中で、実際にお母さんたちから話を聞きますと、なかなか正職が見つからないだとか、あっても時間給で七百何ぼで働いていて、それでもびっしり仕事がないから、朝行って、また夜も行って、それでも追いつかないという、そういう現状に、今母子家庭は、すべてがそうだとは言いませんがあるというのが実体なのです。

それで、そういうところをそういう中で母親が病気になると、これは本当にその家庭にとっては子供の行き場所がなくなるということで大変な状況になるのですが、それをやはり何とか支えてあげたいというのが、やはりこの母子医療のこういう制度だと思っております。道はこういう形で、入院だけの助成をしていますが、全道的には通院まで助成しているというところが70以上あるのです。そういうことから考えても、今、慎重に考えなくてはいけないというようなこともいわれているのですが、やはり慎重に考えつつも、この生活実態にもっと目を向けるべきではないかと思うのですが、その辺お聞きしたいと思います。

それから、2番目の防災対策についてですが、①の公共施設住宅の耐震化を急ぐことが必要だということなのですが、これは、地震の場合ほとんどは、この間の宮城沖の地震のときにも1万棟を超える住宅に被害が出たというふうに報告があったのですが、その中で倒れているのが、やはり1981年以前に立てられた建物なのです。倒れている学校もやはりそうなのです、実際に。だから急ぎなさいということで私も何回も繰り返し質問しているのですが、そこで全国的には、例えば静岡県だとか、横浜、それから川崎なんかでは無料の耐震診断制度というのが作られたそうです。どの程度かはちょっと私もわからないのですが、そして、県で1戸当たり30万円の補助金で補強工事をしている。これが静岡県だそうです。それから横浜では540万円の補助限度額、上限を決めて補助をしているというふうなことも出ていました。

だから、一つには国にしっかりと求めることと併せて、やはり道に対しても、そういう制度を創設しなさいということも併せてつくっていくべきではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

それからもう一つ。耐震の検討委員会をつくるということで、今もお話がありましたが、これはもう始められて、例えば学校の耐震のことについても、もう進められるのではないかなと思っているのですが、状況はどうかその辺もお聞きしたいと思います。

それから2番目の被害を押しやるためにということで、家庭でできる対策などということで質問したのですが、今、町長のご答弁では、防災のしおりなどを計画しているようなご答弁でした。私は、ここで提言になるのですけれども、以前にもハザードマップが配られました。大変大きくて立派で、ちょっと家の中に貼っておくには大きくて使いこなせないというような内容でした。

それで、例えば、今もやっていますけれども、ごみの資源回収のときに壁にちょうど貼れるぐらいの大きさで、わかりやすく色分けして書いてありましたけれども、そういうような感じで、避難場所だとか、連絡体制、それからそういう災害を防ぐためには家ではこんなこともできるよというようなことも入れて、いつでも見られるようなところに、常時貼っておけるようなものがやはり一番ふさわしいのじゃないかと思うのです。ある統計が出ていましたけれども、数年間の間で何らかの被害だとか、地震だとかにあった、そういうところの地域は非常にこういう被害を押しえようという意識は高いけれども、しばらく何十年もなかったという地域は、非常にそういう意識が低くなっているのだということもでてくるのです。この幕別あたりにしてみますと、大雨の被害なんかはそんなには大きくはないのですけれども、ありますけれども、地震のというのは比較的少ないと思うのです。だから、そういう点では、やはりそういう啓蒙するものが必要ではないかということをお聞きしたいと思います。

それから3番目。これは、公区と地域にお願いしたいという話でしたが、それだけで本当に大丈夫なのかということがちょっと非常に不安なのです。この間台風10号のときにも日高の方で、孤立してしまつて屋根に置き去りにされたというような人たちもいました。そういうことも考えますと、町が何かあったときに、パトロールカーを出したり様々なことで呼びかけをします。だけれども、それでは対応できない人たち、例えば耳が不自由な方たちだとか、それから一人暮らしの歩けないお年寄りの方だとか、そういう方たちは、公区でももちろんそういう目配せをしながら、やはり町で何らかの組織的な体制を取ることが必要ではないかと思うのですがいかがでしょうか。

それから4番目の被災者に対する生活支援。これは、再建の制度がつくられましたが、非常に不十分だということで、今、様々な自治体からも声が上がっていますし、例えば鳥取県などは、独自に国のそういう支援策では再建できないということで、独自に再建の制度をつくって補助をするということも始めています。そういうことから言えば、しっかりと復興できる、生活が成り立つということと併せて、住む場所も確保できるというような制度を、国やはり強く要求するべきだと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の母子家庭の医療に係ってでありますけれども、いろいろ母子家庭の実態についてのご説明をいただきました。私も大変な状況があるのだろうと思いますけれども、母子家庭といっても一律ではないということも、これまた現実にはあるのだろうというふうに思っております。そして、この母子家庭医療の最初は、先ほども申し上げましたように、まずは母子家庭の子供、児童の医療費を救おうと、これは最初の制度ができた原点でありました。

その次に、先ほど言いましたように子供の通院費。それを今度、子供の通院と親の入院に変わってきたと。さらに今言われているのが、親の通院の拡大も認めていくということであろうかと思っておりますけれども。これはなかなか町村が、ほかをやっているわけですからうちができないということにはならないのかもしれませんが、やはり本来であれば、いわゆる国なり道の制度の中で進めていただく、拡大していただくというのが本筋であろうというふうに思っておりますけれども、北海道も大変財政状況が厳しい中で、なかなか私どもも、そこまで医療費を拡大ということもまた、言いづらい部分もあるわけでありまして、確かにそういった母子家庭の実態、一面では医療費だけでなくて雇用の問題とかいろいろな部分にもあるのだろうというふうに思っておりますし、また、母子家庭の医療費につきましても、先ほどお話にありましたように全道で69町村ぐらいが拡大をしているという実態もありますので、

こういったところは果たして道がどういうふうを押さえるのか。町村がやってくれるのだから、そうやって広げてやってもらえばいいのだというのか、逆に町村がそこまでやっているのだから、道として捉えてやっていくというふうになるのか。この辺の判断はなかなか私どもではわからないわけでありませうけれども、そういった機会があれば、道に対しても要請なり制度の拡充といったことについての話もするべきかなというふうには思っていますけれども、なかなか町村単独でこれ以上増やしていくというのは難しいのかなというふうにも実は思っております。

それから、無料耐震がある。あるいは、1戸30万とか500万の助成をしている府県があるということですが、これもなかなか今言ったように、災害が発生している箇所、度々災害が発生しているようなところについては、本当に真剣になってといいますか、身に迫られてやってこうやっている部分もあるのだろうと思いますけれども、なかなか先ほども申し上げましたように、この耐震の調査についても、何せ先立つものがお金だものですから、わかっていながらもなかなかやっていないというのはどの町村も実態だというふうに思います。

しかし、そうは言っても、学校ですとか役場という公共施設が、地震のために一番先につぶれているのは、これまた困ったものだということにもありますので、正直言って板ばさみになっているのが状況なのですけれども、何とかこの中でも、国の中で財源的な措置、例えば特別交付税に措置するとか、あるいは学校に関しては文部省の中の何ぼかの補助制度みたいなものが本当につくられることが難しいのかどうかということも、実は何回も言われているわけなのですけれども、一つの調査に何百万かけて、そしてその結果やるとしたら、また何千万、何億という改修をするということになりますと、これはわかっていながらもなかなか調査に踏み切れないという、痛し痒しの面があるのですけれども、そういった財源的な目安も見込みながら、検討委員会の中で何とかということで今スタートをしようとしているところでもありますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから防災のしおりの的なものが、ここにこういう防災のしおりの的なものがあるのですけれども、これはちょっと壁には貼れませんけれども、中には避難場所の一覧ですとか、火災だ、台風だ、あるいは地震だといった場合の対応とか、もう一つは災害弱者の安全のために日頃から気を付けておかなければならないことということ、まとめたものをできたら今、各戸に配布したいということで準備を進めているというようなことで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、弱者対策。本当に大雨がきたから非難をしてくれですとか、地震がきてどうですかというようなことも、行政でもやれる範囲というのはどうしても限られるというふうに私は思うのです。やっぱり一番近いのが隣の人であり地域の人たちだ。その人が一声、声を掛けていただく、どうなさっているのということがやはり防災、あるいは災害救助にしても大事なことではないかなというふうに思っていますし、現に何カ所かの公区では、そういった防災組織をつくった中で公区で対応されている地域もあるやに聞いておりますけれども、そういったことをこれからは私どもの立場からは、公区長さん何かにもいろいろお願いをするようなことで進めていくことが大事ではないかなというふうに思っております。もちろん、行政がやらなきゃならないことについて行政がやるのは当然なことだろうというふうに思っております。

また、被害者の生活支援。これも当然のことながら町村だけではやりきれないわけですから、国なり道なりにそうした要望を機会があるごとに進めていかなければならないものだというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 豊島議員。

○1番（豊島善江） 1番目の母子医療の拡大なのですが、そうですね、1番は是非道に対して強く求めていただくということ、進めていただきたいと思っております。

それともう一つは、私がなぜ敢えてこれを取り上げたかといいますと、幕別というのは、音更だとか帯広だとかの交流がすごく大きいです。幕別の人が帯広に行っていたり、働きに行っていたり、また帯広から幕別に移ってくるという若い方なんか結構いらっしゃいます。そういう方たちから、どうして幕別に来たら母子家庭のお母さんの医療費がかかるようになったらというふうなような素朴な疑問が出

されたのです。本当に医療費がかかるようになってからは、具合が悪くても病院にもいけないという、そういう声が非常に出てきたものですから今回も取り上げたのですけれども、やはり、この制度自体は児童の医療、もともとはそれを助成するというそういう出発点だったかもしれませんが、実際にはその児童をきちんと暮らすように見ているのは母親なのです。母親が不在になるとその子供も育っていかないというのがありますから、ここはやっぱり本当に財政的に大変な面がたくさんあると思うのですけれども、実際には所得制限もあるわけですから、この制度には。そういう点ではやはり私は拡大をするべきだということで強く求めたいと思います。

それから、2番目の防災対策の強化なのですが、これもすべての項目が私は本当に急がなければいけない中身だと思うのです。というのも、この間、9月1日が防災記念日だったということでいろいろな新聞を読みますと、政府の地震調査委員会の長期評価という中で、発生確率の高い自身の中に十勝沖だとか、根室沖だとか、北海道が含まれているのです。こういうこともありますし、また幕別には活断層もあるということが阪神淡路大震災の後に問題になりましたよね。そういうことも考えますと、一日も早くこの耐震診断、そして耐震化というのを財政面も含めて国に強く要望するという、その姿勢を強く貫いていただきたいと思います。

これは、答弁いりません。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 母子医療についてであります。

お話がありましたように、少子化対策、子育て支援、そういった意味で母子家庭のお母さん方に通院の医療費が助成できるということは、これは大変すばらしいことだと思いますし、私はそのこと自体を決して否定するものではありません。

ただ、これは道に要望する。これも確かにそういう一つの手法だと思いますけれども、先ほども申し上げましたように、道は逆に補助金をだんだん削減をしてきている状況にありますし、道財政も非常に厳しい中であって、私どももなかなか言いづらい部分もあるわけでありまして。

一方で、今、お話がありましたように、お母さん方の現状を見ると医療費用の助成が子育て支援やいろいろな面に寄与するのだろうというふうにも思って、これも大変私としてはつらい部分もあるわけでもあります。また、お話にありましたように、確かに1市3町帯広圏がいろいろな面で共同している事業なんかを進めていますから、帯広、音更から転入してきたら今みたいな話があるのだろうというふうにも思います。逆に言えば、うちから行ったときに、またうちのいいところもきっとあるのだろうというふうにもやっぱり思っております。

決して否定するものではございませんけれども、今の状況の中ではなかなか難しいのであろうと。ちょっと調べて聞いて担当の方に確認しますと、まだ200人ぐらい対象がいるのではないかと。これはこれで、国保の関係だけでいいまでも、医療費を無料にすれば700、800万かかるのだろうというようなことも言われております。これが、高いか、安いかは別にしましても、こうした財政状況の中でありましますので、私も十分その思いだけは胸におきますけれども、今すぐなかなか実現はとなりますと難しい面もあるのだろうということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 以上で、豊島善江議員の質問を終わります。

この際、15時まで休憩をいたします。

(14:43 休憩)

(15:00 再開)

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に堀川貴庸議員の発言を許します。

堀川貴庸議員。

[7番 堀川貴庸]

○7番（堀川貴庸） 通告に従いまして、次のとおり質問いたします。

まず、十勝圏道営シルバーハウジングモデル事業についてであります。

この件につきましては、本年6月の町政執行方針の中で、平成16年度から18年度までの3か年で40戸程度の建設計画を予定しているようでありますが、各自治体においても近年のユニバーサルデザイン志向の高揚、産業界におきましてもシルバー事業全般に渡って活況を呈していることから、多方面に及ぶ配慮が不可欠と考えます。

高齢者人口の比率が益々高まる中で、地域の高齢化社会に対応し、かつ、高齢者の住宅生活そのものを改善、充実したものにすることが必要と考えますが、以下の点につき、町長の見解をお伺いいたします。

一つ目に、当該事業についての導入目的。

当該事業の具体的な計画の進め方について。

また、40戸程度の供給とありますが、道と町の負担割合について。

次に利用、若しくは利用予定者に対する周知の方法とその申請方法は簡潔にすべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、さらには、町営の、あるいは町独自のシルバーハウジング事業の計画も同時に取り組むべきと考えますが、いかがなものでしょうか。

二つ目については、工業団地についてであります。

テクノポート・リバーサイド幕別の用地造成及び札内清柳大橋のハード的な側面は整備されたものの、企業の進出には景気低迷、グローバル化等の諸事情により、工業地域の有効活用がなされていない現況にあると考えます。また、従前よりの千住地域等の工業団地等にも、まだまだ開き土地が散見され、なお一層の企業誘致活動が求められると考えますが、以下の点につき、町長の見解をお伺いいたします。

まず、見通しはどうかでしょうか。

また、販売価格帯などに見直しをする時期が到来しているのではないのでしょうか。

そして、ある程度のこれから企業誘致活動に優遇措置を用意するときに、既に拠点を置いている企業に対しての配慮は考えておられるのでしょうか。

以上、質問を申し上げます。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 堀川議員のご質問にお答えいたします。

最初に、十勝圏道営シルバーハウジングモデル事業についてであります。

1点目の十勝圏道営シルバーハウジングモデル事業の導入目的についてであります。ご承知のとおり高齢化が進み本格的な高齢社会を迎え、住宅事情あるいは価値観の変化、核家族化などにより高齢者の一人暮らしや高齢者世帯等が増加してきております。

また、高齢者は加齢とともに身体的・精神的機能が低下し、日常生活に様々な支障が生じ、重大な事故・介護状態の起因となつてきていることから、高齢者が安心して居住生活ができるよう支援体制を整えることが重要な課題となっております。

このような観点から、国においては高齢者単身・夫婦世帯が自立して安全に快適な生活ができるように住宅施策と福祉施策の連携のもとに、入居者の自立した生活を支援するための生活相談、安否の確認等を行う生活援助員を配置し、ケアサービスを受けられる住宅の供給を行う、シルバーハウジング・プロジェクトを実施いたしております。

北海道においては、「北国にふさわしい豊かなすまいづくり」を進めることを目的として策定された北海道住宅マスタープランに、シルバーハウジング・プロジェクトの推進を重点的施策として位置付け、「北海道住宅シルバーハウジング推進方針」を策定し、北海道新長期総合計画の地域生活経済圏を供給単位として整備を図ることとし、これまで五つの圏域の整備を行ってまいりましたが、残る十勝圏が未整備となっておりますことから、本町の第4期総合計画における「住宅・住環境」及び「高齢者福祉」に掲げる施策を推進する上で重要であること、また関連する事業効果などから十勝におけるモデル事業を本町で行うことが望ましいとの考えから、この事業を導入することとなったものであります。

次に、事業の具体的な計画の進め方、あるいは道と町の負担割合についてであります。この事業は北海道が実施するものであり、現在承知している計画では、16年度を初年度としておおむね3か年計画で40戸を建設し、内、シルバーハウジングは15戸であります。残り25戸については特定入居者用となっており、また建設費、管理費とも道が負担するものでありますことから、町負担は伴わないものであります。

ただ、これはシルバーハウジングには生活相談員という方を配置しなければなりませんけれども、こうした費用は町負担ということになるかというふうに思っております。

次に、利用者に対する周知及び申請方法の簡素化についてであります。シルバーハウジングは北海道が定める管理方針により必要な事項が定められておりますが、周知方法については現在行っております町の「おしらせ公報」で周知を図っていきたいと考えております。

また、申請方法については従来の公営住宅入居申請書等のほか、申込者の状況がわかる日常生活状況申立書を提出していただくことになっておりますが、申請の負担軽減を図ることから、できる限り簡素化を図ることが必要だろうというふうに思っております。

次に、町営シルバーハウジング事業の計画も同時に取り組むべきとのことですが、今年度当初予算において住宅マスタープランの策定費を計上し、現在策定に向け作業を進めているところであります。

住宅マスタープランは、地域独自の課題への取り組み、あるいはこれからの住宅施策を推進するための住宅事情等に係る分析、住宅課題の整理、対策の基本的方向、具体的施策の方針を基本的事項として定めるとともに、地域の実状にあつた個別的事項を施策の基本として作成するものであります。

この個別的事項として高齢者等に係る住宅供給関係の中で、具体的施策の展開として町のシルバーハウジングのあるべき方向性を明らかにし、事業の展開については、道のモデル事業の状況を見ながら、今後、取り進めていきたいと考えておりますのでご理解願いたいと思っております。

次に、リバーサイド幕別、札内東工業団地にかかる企業誘致の見直し、販売価格帯などの見直しについてであります。今日の経済社会情勢の中、地域経済の活性化や雇用創出等の波及効果を期待して、これまで企業訪問やダイレクトメール、町のホームページ等を通じて工業団地への企業誘致活動に努めておりますが、依然として厳しい状況にあるものと受け止めております。

その一方で、昨年3月札内清柳大橋の開通を機に帯広・釧路方面への交通アクセス、利便性が一段と向上しましたことに伴い、平成14年度、15年度の2か年で食品製造業など5社が進出したしております。

また、現在も数社から引き合いがあり、成約に向け交渉させていただいているところであります。

今後の見直しにつきましては、このような厳しい経済社会情勢ではあります。企業訪問やあらゆる情報手段を活用して、土地開発公社と連携しながら引き続き誘致活動に努めてまいります。

また、販売価格帯などの見直しにつきましては、土地開発公社が工業団地を分譲する際、分譲に要した費用、いわゆる土地取得費や造成費、維持管理費等、さらには管内の状況等を考慮して分譲価格を算出しております。ご承知のこととは思いますが、土地開発公社は「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、行政施策を円滑かつ効率的に推進するために、公共用地の先行取得や、住宅用地・工業団地の取得、造成及び処分等の事業を行い、地域の秩序ある整備と福祉の増進に寄与することを目的に設立された特別法人でありますので、土地開発公社において、工業団地の取り巻く環境や経済情勢等を勘案した上で、価格等について決められていくものというふうに思っております。

次に、優遇措置に伴う既存企業に対する配慮についてであります。現在、町条例により土地を除く固定資産税相当額を、低工法等の適用を受ける期間を含めた一定の要件のもとに、工業団地内は5年間を助成いたしております。また土地取得資金として1億円以内の融資斡旋等の支援策を講じております。そうしたことから、既存企業も含めた新たな優遇施策の考えは持っておりませんが、今後とも立地企業の育成・支援に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上で、堀川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 堀川議員。

○7番（堀川貴庸） このシルバーハウジング事業については、道のモデル事業ということではありますけれども、その背景とこの事業を導入するに至った経緯、若しくは目的、計画については、ほぼ理解することはできました。

また、同時にこの事業の成功に向けた取り組みを図っていくということは、大変重要であるということでの共通の認識を持っていることはわかりました。

そこで、既存の公営住宅の維持管理、そしてチェック業務をしっかりと行っていただくことも強く要望いたしますが、ただ、これからの安心、安全、心豊かな高齢化社会を築く上で、このモデル事業のようにユニバーサルデザインを取り入れた町づくりに視点を持っていくことが必要不可欠となっていることは間違いないところだと考えておりますし、そのように都市計画マスタープランでも考えておられるという答弁をいただきましたので、そのように策定していただきたいと思っております。

また、そこで隣の帯広市では、既に住環境のユニバーサルデザイン化という分野で、その支援策として各種のユニバーサルデザイン工事に対応して、50万円から500万円まで無利子にて貸付を行っております。このたびの事業の供給戸数では非常に限定的であると捉えておりますので、入居希望者も数多く現れることも予想されますし、前述の帯広市のような住民に対する支援策も一つの政策ではないかと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

あるいは、町としても独自のシルバーハウジング事業を構築することに再確認したいと思っておりますが、いかがなものでしょうか。

さて、町長の答弁にもありましたように、これからも工業団地の企業誘致活動には、既に拠点を置いている企業にとっても、新たに拠点を置こうとしている企業にとっても、細心の注意を払っていきながら、引き続いてその有効利活用に大いに努力を重ねていただきたいと思っております。

各地で産業用地の確保、産業の活性化、あるいは産業の育成を大きな理念として造成及び開発を繰り返してきたことと思っておりますが、とりわけ町民の多くは、このテクノポート・リバーサイド幕別、この役割に期待を寄せているものと考えます。なぜなら清柳大橋の開通は、これからの幕別町にとって十勝の核都市である帯広市との交通アクセスを一層便利にし、企業が企業を呼んでいくような、まさに町の活性化と将来性には役立つものとしなくてはならないからだと考えております。

そこで、清柳大橋から札内新道一体の地域については、これからの町の発展の起爆剤的な地域として、これからどのように都市計画を進めていこうとされているのか。住宅、商工業、農用地のバランス。またその整備についてどのように進めていかれる考えがおりなのか。

さらには、その場限りの、あるいは行き当たりばったりの行政なのではないかとの少なからず批判がある中で、今までのような考え方に捉われることなく、景気動向、あるいは社会経済情勢など、あらゆる視点に立ちながら発想の転換もしていくことが必要ではないかと考えますが、その辺の町長のご見解をご説明お願いいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目のユニバーサルデザインにかかわって、帯広市では民間住宅、あるいは施設整備についての貸付制度があるのだけれども、本町においてはどうかということでもあります。

ユニバーサルデザインを、これからもいろいろな公共施設やいろいろな整備を進める中で、当然ながら活かしていかなければならないということは私どもも同じ考えでおりますし、先ほど来お話にありますマスタープランの中でもそういった計画を持っております。

ただ、個人的な住宅を建設するという中で、このユニバーサルデザインを取り入れるから貸付制度をというようなことは、今の段階ではちょっと考えてはおりませんが、町の施設を整備する中では当然そうしたことを踏まえた中で整備をしていきたいというふうに思っております。

さらに、町のシルバーハウジングの今後の計画については、先ほども申し上げましたように、今策定中の住宅マスタープランの中で十分協議をさせていただいて方向性を見いだしていきたいというふうに思います。

それから、いわゆる札内新道沿線の土地利用についてでありますけれども、この件については先般の議員協議会でしたでしょうか、あのときに担当の方から説明をさせていただきましたように、一体商業地域ですとか、あるいは工業地域だとかいろいろな中で、沿線一体の開発は今後進めていきたいということでもありますので、これらについてもマスタープランの中で位置付けをしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 以上で、堀川貴庸議員の質問を終わります。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

[2番 中橋友子]

○2番（中橋友子） 通告に従いまして、2点について一般質問を行います。

まず1点目は、町財政の見通しの在り方と任意協議会についてであります。

自治体の在り方を問う、我が町幕別と忠類、更別との任意協議会に基づく住民説明会が8月に開かれました。自治体の合併、若しくは分離、自立は一度決定されますと少なくとも半世紀以上、その体制が続いていくというのがこれまでの歴史です。

したがって、協議の在り方、そして住民への説明は少なくともこの半世紀を視野において、町の将来計画と財政計画を示す必要があります。

しかし、今回行われた説明会の資料を見ますと、合併推進のための特別措置がある15年間の一般会計の財政分析を基に説明が行われています。ここには建設事業費は省かれておりますし、地方債も未定とする一方で、合併特例債はしっかりと組み込まれておまして、問題が多く含んでいると考えます。これでは住民の正しい判断が保障されず、合併誘導とも受け取れます。

町長は、これまでこの問題につきまして繰り返し、強制合併は許さずに住民の判断で決めると表明されてきました。そのためには、まず住民に対して判断に必要な公平で公正な情報をより多く提供することが大切ではないでしょうか。今後の協議会においては、現在地方財政の将来の不透明さは確かにありますが、住民自治を守るためにはその目的である住民サービスの向上を柱に据えて、十分な時間をかけ、総合的、長期的な見通しと計画を持ち、その基に財政分析を行うことが必要です。そしてそれを住民すべてに公表、また周知徹底の努力を行った上で住民投票などの判断を仰ぐ、そういう方向に進むべきではないでしょうか。所見を伺います。

次、2点目は、成人病検診と予防接種の改善であります。

健康を保持し、日常生活が安心して送れるようにするためには、予防医療の果たす役割が大変大きく欠かせません。早期発見、早期治療により、命が守られる例が数多くある一方で、今でも発見が遅れ、手遅れの事態、特に若年層に少なくありません。現在、町で取り組んでいる成人病検診は集団検診が中心となっていますが、より検診の機会を多くし、町民の健康を保持するために、婦人科検診で現在実施しているのと同様に医療機関での実施と費用の支援を行うことが効果的と考えます。

また、乳幼児の予防接種についても同じく集団検診が中心で、三種混合など、体調不良等で機会を逸することも多いと聞き、日常的に管内の医療機関で受けられるよう、費用と制度の改善も含め求めたいと思います。以上です。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

最初に、町財政の見通しと任意合併協議会についてであります。

ご質問の趣旨は、先月の27日と29日に開催をいたしました住民説明会に関するものと思われませんが、先の住民説明会におきましては、8月21日に設置された「幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会」の設置に至ります経過や任意協議会における協議内容、あるいはスケジュール等につきまして、町民の皆様にご報告をさせていただくとともに、任意協議会で協議を進めるに当たってのご意見・ご要望をはじめ、広く合併に関してのお考えをお聞きしたところであります。

任意協議会を設置するに当たって、住民の判断材料の提供が不足しているのではとのことでありますが、任意協議会とは、そもそも合併を前提とするものではなくて、合併した場合、しない場合のまちの姿を検討し、その情報を住民に提供することが目的であります。

しかしながら、検討するといいましても当然のことながら限界があるわけでありまして、ご質問のありましたように、半世紀を視野においた将来計画や財政推計につきましては、極めて不可能に近く、仮に50年後の推計を示したとしても、私どもとしては現実性が薄く信頼性に乏しい。とても行政といたしましては、責任を持って提供できる情報にはなりえないのではないかというふうに考えております。

任意協議会における協議事項等につきましては、先の町議会臨時会の補正予算審議の中でもお答えいたしましたように、合併に関する基本的な協議項目や住民に身近なサービス・負担の方向性、さらには財政シミュレーション、新しい町、新町の将来像などにつきまして、可能な限り明らかにし、これをダイジェスト版として取りまとめ全戸配布した上で、再度、住民説明会を開催する予定であります。

したがいまして、このダイジェスト版をもちまして、合併に向け、今後の具体的な協議を行う場である法定協議会設置の是非についての判断材料になるものというふうに考えているところであります。

なお、住民投票の件につきましては、現在のところ考えておりませんので、ご理解を賜りたいと思っております。

次に、成人病検診の改善についてであります。「成人病」は、従来、がん、心臓病、脳血管疾患を総称した呼び方でありましたが、現在ではこれら疾病のほかに、糖尿病、骨粗しょう症など、主として生活習慣に起因する病気については「生活習慣病」という表現に改まってきているところであります。

「生活習慣病」は、全国的にも罹患する方が多く、今後もその増加が懸念され、本町においても町民の健康保持という観点から、検診への取り組みが非常に重要なものとなっております。

現在、集団検診におきましては、平日はもとより、土・日曜日の検診や早朝検診の実施など、普段の生活や勤務に支障のないように受診できる体制に配慮しているところであります。

また、人間ドック・基本健康診査・子宮がん・乳がん検診などにおいては、医療機関での個別受診への助成も行っており、特に人間ドックについては、今年度より医療機関を拡大し、より受診しやすいように配慮したところであります。

このように、受診者の利便性と健康の保持のため、集団検診とともに個別検診の導入を図ってきてはおりますが、例えば、胃がん検診だけを個別で実施することにつきましては、十勝管内においてもその体制をとっている自治体は現在のところ未だない状況にあります。これは、一つには受入先となる医療機関との調整が難しいこと。二つ目には、検診費用が集団検診に比べ非常に高いこと。三つ目には、集団検診の方が多人数を対象とできる利点があること。こういったところに要因があるものというふうに思われます。

このようなことから、本町においては、さらに個別による医療機関での検診を拡大実施することは、非常に難しい状況にあるものというふうに思っております。

次に予防接種の改善についてであります。現在、定期予防接種のうち、三種混合、ポリオ、BCGの予防接種につきましては、集団接種方式を取り入れて実施しているところでありまして、例えば、三種混合の接種におきましては、所定月、月2回の接種日を設定して年6回やっているわけですけれども、7歳6か月まで受けることが可能な予防接種となっております。体調不良などにより接種機会を逸した場合でも、予防接種の効果の観点からは連続して接種しなければならないというのではなく、次回の接種方法については、保健師がその相談や指導に当たっているところでもあります。

また、接種方法別の受診率を比較した場合、個別接種方式に比べて集団接種方式の方が非常に高く、その受診率も80%を超えている状況にありまして、このことは乳幼児の健康を守るという観点からも、非常に効果のあるものというふうに思っております。

本町の予防接種の体制につきましては、全てを一括して医療機関へ委託するという方法ではなく、それぞれの予防接種の特質に合わせ、より効果の高い方法を取るよう配慮いたしているところであります。

また、持病や疾病などにより個別接種が望ましいと判断される子供については、医療機関へ委託するなどの対応をいたしている状況にあります。

このようなことから、今後も予防接種の効果や国の動向などを十分に踏まえながら、当面は現状の方法を継続することで対応してまいりたいというふうに考えております。

以上で、中橋議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） 再質問を行わせていただきます。

まず、1点目の財政の見通しと、それから任意協議会の問題についてであります。私はこの任意協議会におきまして、入り口として開かれた住民説明会、なぜ南部とだったのかというようなことが中心だったろうと思いますが、その趣旨そのものを否定してお尋ねをしているわけではありません。

そこで、そのとき出された資料が、これは、なぜかということになれば結局根拠を示していくということになります。根拠を示していく資料としてみた場合に、非常に不十分だというふうに自分としては認識をいたしました。その点で今回の質問に至ったということをお含みいただきたいと思います。

まず、非常に地方財政が不透明で、私は任意協議会そのものの立ち上げも、今の時期にやって大丈夫なのかというような思いもありまして、ずっと望んでまいりました。

しかし、この情勢の中で進んでいくということでありましたから、取り組まれてきたということでもありますけれども、この中で一番まず問題に思ったのは、各町村の歴史ですとか、そういうのはそこに書いてあるとおりに思うのですが、一番住民が心配もし、町が一番エネルギーも注いでいる財政問題について当初から資料として載せてきているのです。

それで、まず驚いたことには、この合併した場合、合併しない場合のシミュレーションまでしっかりと出されているのです。町長は前段のなぜ至ったかという説明だとおっしゃいますけれども、シミュレーションの16年分まで出しているのです。そこに対しての説明というのが私は不十分だというふうに思うのです。

そのシミュレーションの出し方が、当然ここにありますように、一目瞭然、町民がわかるようにグラフを使って出しているのですけれども、まず三町が合併しなかった場合のシミュレーションというのをグラフに出されまして、これは今から合併特例債が、特例債そのものは10年間ですが、経過措置のある15年、平成32年まででブツツと切られているのです。それから、同じく独立した場合もそうです。

私が思うには、少なくともうちの町が、今後、財政的にどんなふうになっていくのかといったときに、この合併の問題でいえば、特例、特例というのは特別なことで、ここだけを含めて資料を出して、「さあ、入り口はこうですよ、住民のみなさんどうですか」ということにはなっていないと思うのです。そんな半世紀を見据えてやることは不可能なのだ。逆にそれは正しくなることになるというふうにおっしゃいますけれども、現実にこういう問題に取り組んでいる自治体の中には、しっかりとこういった特例債がある特別な期間だけを視野に入れて住民に説明するというのではなくて、20年、30年の町づくりの在り方も含めながら検討もし、そしていろいろな方向も出して、この道を選んだらこうなるということも含めて、長期で出して判断を仰ぐというやり方が、私は全部がやっているということではありませんけれども、そういう入り口での論議のスタートしている、こういうところの方がずっと誠実だと思うのです。

しかも、なぜそういうふうに言うのかといいますと、合併しない場合のシミュレーションというのは基金もなくなるし、財政的には破綻なのだというような16年間だけのグラフを三つの町、ドンドンと出して、その裏に、合併したらバラ色なのだよというふうに描けるような逆向きの資料を裏側に出して、そして比較して、このまま論議してください、ここが入り口ですよというような資料に現実になっています。

こうなると、本当に住民が正しい判断を仰いでいくときに、正しい資料になっていくのかということになりますよね。

問題なのは、合併したときには、この合併の特例債がある期間だけが問題じゃなくて、その後のどう

いう財政措置が来るかということも、何も 50 年見通さなくてもすぐ後のことで、その特例債がなくなった後の財政措置がどうなるかなんていうのはもうここまできたらわかるわけですから。少なくともそういうところを含めて、しっかりと提示をして、住民に判断を仰いでいくという姿勢がまずは問われるのではないのでしょうか。どうですか。

入りの論議としてはそういうことなので、まずその点でご答弁をいただきます。

それと検診についてです。いろいろ集団検診を行いながら、医療機関での限られた拡大というのも行っていることは承知をしております。

後段でおっしゃられました三種混合、予防接種のことでありますが、確かに一定の期間、そして7歳6か月までの間の優遇措置というふうにも言われていますが、これは3回接種して月に1回というような形の接種ですね。そこには根拠があって、専門的な効果というのも図られた上で設定されていると思うのです。

ところが、これを3回集中して3か月の間でやっていかなかったら効果がまた元に戻るといって、なくなってしまうということもありまして、多くの方はこの期間を逃すと、その足りない分を医療機関で補っている実態があります。かかりつけの小児科でやれば、当然集団では無料で行われても、1回に4,000円近くお金がかかっているという報告も聞いております。そういうところを、ただ7歳6か月まで受ければいいのだからいいのだということではなくて、きちっと予防接種の内容、効果、それらも把握された上で可能な限り、きちっと受けられる機会をつくっていくというのが大切な姿勢ではないでしょうか。

成人病検診につきましても、いろいろなこと、成人病だけじゃなくて、今、町長がおっしゃられたように糖尿や骨粗しょう症も拡大されてやっているということも押さえております。

ただ、本当に早期発見の入り口というのはここの成人病検査にあるわけですから、どこの医療機関でも気軽に受けられる状況というのは、何も集団検診と対比して良い悪いということではなくて、そういうふうには拡大をしていった方がより効果的ではないのでしょうか。いかがですか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 合併問題にかかわる財政シミュレーションでありますけれども、これは先ほども言いましたように、今、財政のシミュレーションを皆さんに公表できる範囲内、今言った、合併すれば10年間ももとあった町村の交付税を確保しますよ。あるいはそこから5年間で減額していきますよ。そういったところは一定の見通しの中で財政シミュレーションができるわけですが、ただ、それ以降については、それじゃ16年目からは何ぼ下がって行って、どのような額になっていくかというあたりのシミュレーションを算出するのが難しいのであろうというふうに私どもは思っているわけでありまして、それが果たして根拠があるものになるのか、通常でいけば大体そこで15年間で元に戻るわけですから、もとに戻ったような数字が出してくるのかなという気もしますけれども、これらについても果たして本当にどの程度下がっていくのかという根拠は、現実的に難しいものがあるのだらうというふうに思っております。

これは決してバラ色だけのシミュレーションをしているわけじゃないし、合併を推進するための誘導のシミュレーションをしているわけでは私どもはないと。あくまでも、現実で可能な限りのシミュレーションをしているのだというふうに思っておりますので、これは受ける側がいろいろな感覚で受けるというのは、これは人によっては違うのかもしれませんが、私どもとしてはできる限りのことをさらに今後も、より現実に近いようなシミュレーションができれば、それはそれで、また出していかねばならないとは思っています。

今回出したのは、あくまでも合併10年、そしてそれから5年後というような範囲の中でシミュレーションを出して、資料として提出したというのが実態だらうというふうに思っております。

予防接種については先ほども言いましたけれども、効果については1回やって、休んでそれで全く効果がなくなるわけではないというふうに押さえているようでありまして、ですからその7歳6か月までの間にそれなりの接種を受けていただければ十分であらうというふうなことで、これも人によっては

いろいろと違うでしょうし、病気によって受けられなかったり、あるいは都合が悪くてその日に受けられなかったりといういろいろな事情があるのだと思いますけれども、その辺は保健師あたりと相談をしていたらある程度の指導もあるのだらうというふうにも思っていますけれども、必ずしも3回続けて受けなければならない、1回やって1回休んだら、また次のときから3回続けなきゃならないのか、その辺の詳しいことは私にはわかりませんが、そういったことについての手法なんかは、ある程度保健師の方で押さえているのだらうというふうにも思いますけれども。

それから成人病は先ほどもちょっと言いましたけれども、確かに自分の都合のいい時に病院で受ければいいというのは確かにそうなのかもしれませんけれども、なかなかそれを受けてくれる病院ですとか、それと先ほど言いましたように、集団検診と個人の病院で受ける場合にも相当の単価の開きがあります。

そういったことで、例えば集団検診で胃がんを受けた場合は4,000円が、個人が病院へ行って受けると1万5,700円だと、こういう大きな差が現実にあるものですし、そして集団でやる方がより効率的というのは、先ほどの比較ではないかもしれませんが、現実的にやはり集団の方がそういった面で効率が上がるというようなことでこういう手法をとっているわけでありましてけれども、なかなかこれを個別にとなると難しい問題もたくさん出てくるのかなというふうにも思っております。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） 合併にかかわるシミュレーションの在り方をどう受け止めるか、受け止める側の違いというようなこともおっしゃられましたけれども、私は少なくとも町民に合併の問題をお知らせしていくときに、今回は本当のさわりといいますか入り口だと思うのです。これから、ダイジェスト版のしおりを出されるとおっしゃっておられますので、相当分析された細かなものが町民の方に渡されていくというふうにも思うのです。

それで、そういうことは理解しながらも、そういうふうに出されたときには、本当に合併した場合に私たちの暮らしが、我が町がどうなっていくのか、ここがたどり着くようになるのが資料を出していく役割ですね。そうやってきますと、今、本当に私が問題だと思うのは、町長は16年間だけはっきりしているからそれを書いたのだと、その後は本当にどうなるかわからないということなのだと思いますけれども、少なくともこの16年、私はここにもってきていますけれども、この16年で合併しなかったらこんなに下がるのだという資料がガンガンと出て、した場合はこうですよという昇りあがりの資料を見て、こっただけで判断したら絶対合併した方が良くなると思われませんか。そうですよ。

そして、問題は、こういう財政執行をした影響というのは必ずこの後からついてきますよね。

例えば、この合併した場合のシミュレーションにただし書が5個ありまして、一つには平成17年度合併の特例債である基金造成のための特例債、16億5,000万円を入れました。これ、合併特例債16億5,000万円入れて、この棒グラフは作られたのだと思うのですけれども、合併特例債というのは、町長もずっと答えられていましたけれども、事業費の95%だけ見ると、そのうちの交付税措置は70%と言っておられましたよね。そうすると、残りの最初から我が町の負担としてはその95%ですから、5%あるわけですし、しかも、95%のうちの70%までしか見てももらえないと。それを掛けて足していくと、3割は我が町の負担になってくるのじゃないですか。そういうことは、もう入れてしまえば出ていくということも必ずつながってくる。

だから、私は、町民にとってきちっと判断を仰ごうと思えば、こういうことになるけれども、その結果うちの負担としてはこういうことにもなるのだよということまで見せていかないと。ここでブツツと特例債があるところでブツブツ切って出していけば、これだけの判断で、そこまでは町民の方は見えてきません。それで町民がよし悪しの判断をすれというのを望む方が無理に、難しくなります。そう思うのです。

だから、私はむしろそれだったら出さなかった方がいいと思う。こういうのは出さないで、本当に町長が言われるように全部練り上げて練り上げて出そうとしているのなら、こんな中途半端なものを出さないで、きちっと練り上げたものを根拠に基づいて、住民にわかるように周知徹底をする。ここが大事

ではないでしょうか。

だって、完全に入り口のところで、町長、目的のところの2番目に、「合併は前提としたものではありません。住民の皆さんの情報提供が目的です」というふうになるのであれば、住民の方が本当に合併によってどうなるかというのを描けるような情報を提供すべきだと私は思います。

ここで地方債のことも、それから建設費のことも入っていないということも申し上げましたけれども、そういう点でも、もっともときちっと最大限、可能なものを含んで書いていくことが大事ではないでしょうか。

しかも、私はもう一つ思ったのは、ちょっと特例債のことでもう一言申し上げますけれども、1ページ目の一番頭の方に、合併による特例債ってありますよというふうに書いて5項目出しているのですが、そのうちの1項目、今、特例債のことは申し上げました。

こういうふうに合併すると有利な手法といいますか、財政措置がありますよということで示されていたと思うのですが、これとて全部、合併のために必要なお金ですから、入ってきた分だけ使っていくものですね。住民の暮らしの向上とか、そういうことに直結していくというふうにはならない。これをやっぱり最初にもってきて、こういうものもあるから、そして特例債を最初を書いて、合併しなかった場合の下に下がっていくグラフを出して、やった場合には上に上がっていくって、こういう資料は、私は大変住民にとっては判断を誤る中身だというふうに思います。いかがですか。

○議長（本保証喜） 町長。

○町長（岡田和夫） ちょっと誤解があるようなのですけれども、今言われた合併特例債、それは合併していろいろな事業に使うために借り入れるための合併債ではないのです。

これは、合併債を合併した町に貸付して、それは基金として積みなさいという合併債ですから。それが16年度以降平準化していくときに、その間に積んだ基金を財源として当てなさいということですから、それを借金して全部使ってしまったということではなくて、借金した分そのまま基金として残る分がそこで言っている合併特例債ですから、それがちょっとまだ勘違いされているのじゃないかと思います。それは交付税で見られるのは7割かもしれないけれども、その金は残るということは、現実基金として積み立てていくということですから。借りた分は。

ですから、借金ではあるかもしれませんが、金は基金として残っているということですから。

それからもう一つ言われたように、16年まで出したときに、合併したらバラ色で、合併しなかったら下がっていく。それはそのまま事実ですから。その事実を表にして出して、合併しなかったら間違いなく下がっていくわけですし、合併するから優遇措置で何とか交付税もこういうふうに確保できるというのが事実ですから、それを住民の皆さんにお示するというので、決して作為的にやっていることではありません。

それともう一つは、そこで出しているシミュレーションは、あくまでも1町2村が持ち寄ってそれぞれの町が積み上げてきたものですから、それを今度のダイジェスト版の中では、合併した場合、あるいはそれもどうなるかというようなことを、1町2村の協議の中でダイジェスト版の中で、また新たな資料として示していくということでありまして、決して誘導しているとか、作為的に表を作っているということではないということは、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

これで一般質問は終結いたします。

[散会]

○議長（本保証喜） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

(15:48 散会)

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成15年第3回幕別町議会定例会
(平成15年9月10日 9時58分 開会・開議)

開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）

議事日程の報告（会議規則第21条）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
5番 前川敏春 6番 助川順一 7番 堀川貴庸
- 日程第2 議案第55号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第56号 幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第57号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第58号 幕別町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第59号 辺地総合整備計画の策定及び変更について
- 日程第7 議案第69号 幕別町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第70号 幕別町ふれあい交流館条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第60号 平成15年度幕別町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第61号 平成15年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第62号 平成15年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第63号 平成15年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第64号 平成15年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第65号 平成15年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第66号 平成15年度幕別町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第67号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第17 議案第68号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

会 議 録

平成15年第3回幕別町議会定例会

1. 開催年月日 平成15年9月10日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 9月10日 9時58分宣告
4. 出席議員 全議員
5. 出席議員 (22名)
議長 本保証喜
副議長 瀬瀬太郎
1 豊島善江 2 中橋友子 3 野原恵子 4 牧野茂敏 5 前川敏春
6 助川順一 7 堀川貴庸 8 乾 邦広 9 小田良一 10 前川雅志
11 杉山晴夫 12 佐々木芳男 13 古川 稔 14 坂本 偉 15 芳滝 仁
16 中野敏勝 17 永井繁樹 18 伊東昭雄 19 千葉幹雄 20 大野和政
6. 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治 収 入 役 小野成義
教 育 長 沢田治夫 総務部長 新屋敷清志 企画室長 金子隆司
民生部長 石原尉敬 経済部長 中村忠行 建設部長 三井 巖
教育部長 藤内和三 札内支所長 瀬瀬良征 総務課長 菅 好弘
企画参事 羽磨知成 企画参事 飯田晴義 町民課長 熊谷直則
税務課長 久保雅昭 保健福祉センター所長 佐藤昌親
農林課長 増子一馬 商工観光課長 本保 武 土木課長 田中光夫
土地改良課長 土井昌一 施設課長 小野典昭 水道課長 前川満博
都市計画課長 高橋政雄 糠内出張所長 横山義嗣 会計課長 堂前芳昭
車両センター所長 橋本孝男 学校教育課長 飛田 栄 生涯学習課長 長谷 繁
監査事務局長 森 広幸 農業委員会事務局長 長屋忠弘
7. 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
8. 町提出議案
議案第55号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第56号 幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第57号 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例
議案第58号 幕別町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
議案第59号 辺地総合整備計画の策定及び変更について
議案第69号 幕別町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
議案第70号 幕別町ふれあい交流館条例の一部を改正する条例
議案第60号 平成15年度幕別町一般会計補正予算（第5号）
議案第61号 平成15年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第62号 平成15年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第63号 平成15年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
議案第64号 平成15年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
議案第65号 平成15年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）
議案第66号 平成15年度幕別町水道事業会計補正予算（第2号）
議案第67号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第68号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

9. 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

10. 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

5番 前川敏春 6番 助川順一 7番 堀川貴庸

議事の経過

(平成 15 年 9 月 10 日 9:58 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（本保証喜） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5 番前川敏春議員、6 番助川議員、7 番堀川議員を指名いたします。

[付託省略]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第 2 議案第 55 号から、日程第 17 議案第 68 号までの 16 議件につきましては、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略し本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって日程第 2 議案第 55 号から、日程第 17 議案第 68 号までの 16 議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[一括議題]

○議長（本保証喜） 日程第 2、議案第 55 号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例。日程第 3、議案第 56 号、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の 2 議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 議案第 55 号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例、並びに議案第 56 号、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

行政報告でも申し上げましたとおり、近年の厳しい経済情勢や他町村の状況などに鑑み、過日、報酬審議会に適正な額についての諮問をいたしたところではありますが、「諮問どおり可とする」旨の答申をいただきましたことから、特別職の給料改定について、ご提案申し上げるものであります。

条例改正の内容についてであります。当分の間の措置として 3% を減額しております附則第 12 項を削除し、また、別表第 1 の給料月額を約 7% 削減するものであります。

町長につきましては現行より 6 万 6 千円減の 872,000 円に、助役につきましては 5 万 3 千円減の 711,000 円に、収入役につきましては 4 万 7 千円減の 629,000 円に改定するものであります。

次に議案説明資料の 2 ページをご覧くださいと思います。

教育長の給料につきましても、前段ご説明申し上げました同じ理由から、第 2 条第 2 項の給料月額を、4 万 7 千円減の 629,000 円とし、先ほどと同様に当分の間の措置として定めております附則第 4 項を削

除するものであります。

なお、両条例とも施行月日は平成 15 年 10 月 1 日からとするものであります。

以上、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、2 議案について一括質疑を許します。

中橋議員。

○2 番（中橋友子） 昨今の経済情勢を反映されまして、このような措置をとられたというふうに理解をいたします。その上で、特別職というふうにもいいながらも、こういう施策というのは、職員全体にも与えてくる影響が生まれるというふうに察しております。その辺はどのように踏まえられまして、この施策の実施に踏み切られたのか、お尋ねをいたします。

○議長（本保証喜） 西尾助役。

○助役（西尾 治） 毎回、職員の給与についてはご答弁をさせていただいておりでございます。国家公務員の人事院勧告に基づきまして、給与改定を行っているところでございまして、現状ではそれ以上のことも考えておりませんし、それ以下のことも考えてはおりません。

○議長（本保証喜） ほかにございせんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 55 号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第 56 号、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 57 号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第 57 号、幕別町総合介護条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案の説明資料の 3 ページをお開きいただきたいと思います。

このたびの改正につきましては、地方税法が本年 3 月に改正されましたことから、介護保険料に関する申告の見直しを行うものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

上場株式等取引報告書の提出義務等を定めております、地方税法の附則第 35 条の 2 の 4 が削除されましたことから、本条例につきましては第 13 条中の関連規定を改めるものであります。

次に議案の方の 3 ページにお戻りいただきたいと思います。

附則に規定をいたしております本条例につきましては、平成 16 年 1 月 1 日から施行し、改正前の条例第 13 条の規定は、平成 16 年分までの介護保険料については、なおその効力を有するとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第58号、幕別町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第58号、幕別町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案の説明資料4ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、明野ヶ丘スキー場のリフトを更新し、ペアリフトを新たに設置することに伴いまして、スキー場リフト使用料の見直しを行うものであります。

改正の内容につきましては、別表第1スキー場リフト使用料にありますように、現行のリフト使用1回券の大人50円を100円に、小人30円を60円に、回数券、11回券でございますが、大人500円を1,000円に、小人300円を600円にそれぞれ改正し、新たに半日券を設けまして、その使用料を大人1,500円、小人900円とするものであります。

リフトの使用料金の見直しに当たりましては、施設の整備費用、毎年度の維持管理経費、さらには十勝管内及び道東方面の主なスキー場のリフト料金を調査させていただき、設定をさせていただいたところではありますが、明野ヶ丘スキー場につきましては初心者が楽しむファミリーゲレンデ的要素が高いスキー場でありまして、また、町民の利用者も多いことから、他のスキー場と比べ低料金に設定をさせていただいたところでもあります。

明野ヶ丘スキー場の利用者の多くは2、3時間の利用者が多いということから、新たに半日券を設けさせていただいたものであります。

なお、本条例の施行月日は本年10月1日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

永井議員。

○17番（永井繁樹） ただいまの説明の中で半日券の対応なのですが、今の説明からでは、なぜ半日券という設定なのか。1日考えた時に、午前の半日もあるし、午後もあるでしょうし、夜もありますね。どういう対応をするために、この半日券という設定をされているのかということと、他のスキー場では、例えば1日券ですとか、ナイター券とかございますから、対象者が初心者であってもその利用効率といいますか、利用しやすいことを考えた時に、もう少し細分化する必要があったのではないかと思います。この状態の中で出てきていないというのはどういう検討の結果出てきたのか、お聞きをいたします。

○議長（本保証喜） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） まず1点目の半日券なのですが、これは、言葉は半日ということになっていますが、実際は4時間ずつになります。休日の場合、朝の9時から夜9時までになります。それを三

つに割っていきます。一つは朝9時から午後1時まで、それから午後1時から午後5時、それから午後5時から午後9時までと、この3種類になります。

この設定理由なのですが、スキー協会とも十分協議をいたしました。それで、一般のファミリーグレンデ以外のレジャースキー場とでもいいでしょうか、そういうところというのは、休憩施設、食事をする施設、いろんなものがそろっております。そういう場合は滞在時間が長くなるのですが、本町のスキー場の場合は、大体長くて2、3時間ということです。利用の実態に合わせて設定をしたということです。

それから、2点目の1日券、ナイター券の設定はしなかったのかという件なのですが、これも前段申し上げましたように、滞在時間が短いということが主な理由です。1日券を設定しますと、先ほど言いましたような短い滞在時間では使いきれないということなのですね。そうしますと、せっかく買っただけでも無駄になってしまうだとか、そういったことがございますので、ご提案のような設定にさせていただきました。

○議長（本保証喜） ほかに。

豊島議員。

○1番（豊島善江） 2点お聞きしたいのですが、今この使用料ですか、回数券の料金なのですが、以前に比べて、すべて倍ということになっています。これまでも整備だとか維持管理だとかは、それに要する費用はかかったと思うのですが、今回、そういうものも含めてこういうふうには倍にしたいという説明なんかもありましたけども、とりわけ子供たちが利用するに当たっては、倍になったということは非常に影響が多いのではないかと思うのですが、その辺のようにお考えになっているのかということが一つと、それからもう一つ、いろいろな体育施設の場合、例えば学校関係で使うだとか、少年団で使うというような場合には、減免というのですか、そういうのがとられていると思うのですが、その辺のことはどうなっているのか、2点お聞きしたいと思います。

○議長（本保証喜） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） 料金設定についてです。今回、積算の内容なのですが、工事費は除いて維持管理費で計算をしております。現在のリフト、ティーバーリフトなのですが、この維持管理費を利用人数、有料の分ですね、有料の人数で割り返していきますと、130円ちょっとになります。今度新設するリフト。同じように計算してまいりますと、166円ですか。という計算になります。ただ、10円きざみの料金設定というのはお客さんにとっても不便であろうということがあります。

それと、ファミリーグレンデという性格上、利用しやすい料金体系ということで、計算上は160円を超えますが、料金設定は100円にさせていただくということです。

それと、子供たちへの対応なのですが、条例には出てまいりませんが、利用細則の中で減免の基準を決めてまいります。従来どおり、小・中学生に関しては、シーズンのパスといいますか、そういうものを発行いたします。それを持ってスキー場へ行っていただければ、結果として無料で乗れるということです。町内の小・中学生です。

あと、少年団とか、そういったことも、結果、そのパスによって無料になるということでもあります。

○議長（本保証喜） ほかにございませんか。

前川雅志議員

○10番（前川雅志） 使用料金の設定のところではありますが、細かい話になりますが、町民の利用率向上のために、シーズン券など、ほかの町村のスキー場にはあると思うのですが、そういったことをお考えはないのかお聞きしたいと思います。

○議長（本保証喜） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） その辺についても、スキー協会とも十分相談はいたしました。相談の相手として、なぜスキー協会かということなのですが、あそこでスキー学校の開催、それからスキー場のパトロールもやっていただいております。人の動きですとか、そこら辺が1番良くわかっていらっしゃるのがスキー協会ということで、運営に関しても細かくご相談をさせていただきました。

その結果、シーズン券を使うような、先ほど申し上げましたように、子供は結果として無料になりますので、大人ですね、シーズン券ということになりますと。ある程度上達してきますと、幕別のスキー場だけいらっしゃるわけではなくて、十勝管内にも幾つかございます。うちのスキー場がどちらかといえば初心者向けということで、シーズン券を発行しても、シーズンいっぱい、ずっとうちのスキー場にいらっしゃるということはまずないのではないかと。実際、今までもそういったケースというのはさほどないということで、シーズン券を設定いたしましても、結果として使い切れない。であれば、回数券ですね。その辺が実際に訪れる回数としては、使いやすい設定になるのかなということでシーズン券は設けませんでした。

○議長（本保証喜） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第59号、辺地総合整備計画の策定及び変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第59号、辺地総合整備計画の策定及び変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案の5ページをお開きいただきたいと思います。

「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づきまして、古舞・美川の2辺地に係る総合整備計画を策定するとともに、駒島・新和・南勢・明倫の4辺地に係る総合整備計画の変更をするものであります。

6ページの別紙をご覧くださいと思います。

はじめに、1の策定の関係であります。古舞・美川の辺地総合整備計画を、5か年を計画期間として策定するものであります。

策定内容につきましては両辺地ともに、明倫糠内簡易水道統合事業といたしまして、明倫簡易水道と糠内簡易水道を統合するとともに、水量を確保するために、明倫簡易水道の浄水場施設を更新するものでありまして、明倫簡易水道の給水区域が古舞・美川地区にもまたがりまことから、それぞれの辺地総合整備計画に計上するものであります。

次に、2の変更の関係であります。既に議決をいただいております駒島・新和・南勢・明倫の4辺地の計画を変更するもので、カッコ内が変更後の数値であります。

まず1番目の駒島辺地でありますけれども、弘和3号線整備事業と駒島7線整備事業の2本につきましては、道営南幕別畑総事業で実施をしております農道整備事業でありまして、設計変更等に伴う事業費の増額が原因でございます。

次の駒島簡易水道配水管布設替事業につきましては、道営畑総事業の農道拡幅工事に伴いまして、配水管の移設布設替えが必要になりますことから追加するものであります。

2番目の新和辺地であります。道営軍豊畑総事業で実施をいたしております新和浄水施設の改修事業につきまして、事業費の確定に伴い、事業費が若干増額いたしましたことから変更するものであります。

次に、3番目の南勢辺地につきましては、新和辺地と同様でありまして、新和簡易水道の給水区域が南勢辺地にもまたがりまことから、同じように計画を変更するものであります。

最後の明倫辺地につきましては、先ほど、1の策定で申し上げました古舞・美川辺地と同様でありまして、明倫簡易水道に係ります浄水場の整備事業を追加するものであります。

なお、この計画により事業を実施いたしますと、辺地対策事業債の対象となりまして、その元利償還金の8割が普通交付税で措置されることとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[一括議題]

○議長（本保証喜） 日程第7、議案第69号、幕別町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例、日程第8、議案第70号、幕別町ふれあい交流館条例の一部を改正する条例の2議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第69号、幕別町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例及び議案第70号、幕別町ふれあい交流館条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

昨日、お配りしております議案説明資料の1ページ、2ページをお開きいただきたいと思います。

幕別北ふれあい交流館につきましては、幕別鉄北地区のコミュニティの拠点として、さらに高齢者の介護予防、福祉の向上及び健康増進を図ることを目的といたしまして、道の「介護保険関連サービス基盤整備費補助事業」の採択を受けまして、建設を行っているものであります。平成15年12月中に建物部分と外構の一部分が完成する予定となっております。

外構工事の全体が完成しますのは、平成16年度となりますけれども、1月中には備品等の搬入を行い、平成16年2月1日からご利用していただくことと考えております。

このようなことから、議案第69号、幕別町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例では、第3条の表に「幕別北コミュニティセンター 幕別町旭町18番地7」を加えるものであり、また議案第70号、幕別町ふれあい交流館条例の一部を改正する条例では、第2条の表に「幕別北ふれあい交流館 幕別町旭町18番地7」を加えるものであります。

なお、施設の概要であります。集会室、和室3室、調理室、事務室からなります鉄筋コンクリート造り、平屋建て、550.72㎡であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、2議案について、一括質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第69号、幕別町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第70号、幕別町ふれあい交流館条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第60号、平成15年度幕別町一般会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役(西尾 治) 議案第60号、平成15年度幕別町一般会計補正予算(第5号)につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,195万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億6,245万1,000円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページでございます、第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

債務負担行為の補正以下につきましては、4ページをお開きいただきたいと思います。

債務負担行為補正追加でございます。

今、ご可決をいただきました幕別北コミュニティセンターが、来年2月から供用開始されることに伴いまして、管理委託業務につきまして、債務負担行為により、今回の場合につきましては4年2か月となりますが、長期計画を結ぼうとするものでございます。

ごみの分別収集業務委託料についてでございますが、歳出の中で詳しくご説明をさせていただき予定でございますけれども、4月から実施しております資源回収に係ります分別収集につきましては、当初の予定量を約2倍の量で住民の方から出されている状況がございまして、当初、ごみ収集車1台、運転手1名、乗務員2名。この内容によりまして契約を結んだところでございますが、実際の収集に当たりましては、地区によっては、場合によって3台の車両を必要とするような実態にございまして、年間およそ600トンを集める契約内容とかなりの差異が生じておりますことから、今回、新たに債務負担で追加をさせていただきまして、契約の変更を行おうとするものでございます。

次に、第3表地方債の補正でございますが、幕別北コミュニティセンターの外構、糠内農道整備事業として2,580万円を追加するものでございます。

それでは最初に歳出からご説明を申し上げます。

13ページをお開きいただきたいと思います。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、5目一般財産管理費、383万円の追加でございます。修繕料として追加いたしますのは、庁舎のポーチ、ブラインド、中央会館等にかかわる修繕料であります。

6目近隣センター管理費、2,990万円の追加でございます。委託料につきましては、幕別北コミュニティセンターの2か月分の管理委託料。工事請負費につきましては、近隣センター外構工事につきましては、千住のふれあい交流館、近隣センターにかかわります駐車場の整備、近隣センターの改修工事につきましては、あかしや南近隣センターのトイレの改修でございます。コミセン外構工事につきましては、今、ご可決いただきました北コミセン、ふれあい交流館にかかわります外構工事でございます。

次に、3項戸籍住民登録費、次のページになりますが、1目戸籍住民登録費、126万円の追加でございます。備品購入として公的個人認証サービス機器の購入でございます。公的個人認証サービス制度につきましては、都道府県と市町村の連携により、これを希望する住民に全国どこに住んでいる人に対しましても、安い費用で電子証明書を発行するサービスであります。

現在、いろいろな申請、契約などには印鑑証明書を添付して本人確認を行っているところでございますけれども、それと同じようにインターネット等による申請時に電子証明書を添付し、その申請が本人からの申請であることを確認するためのものであります。この電子証明書の発行は都道府県知事が行い、その申請受付、本人確認や電子証明書の本人への提供を市町村窓口で行う旨、平成14年12月13日交付されました電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の第3条に規定をされているところでございます。この法律の施行に向けて、認証サービス機器の設置を行い、11月までに仮データセンターとの通信試験を完了させ、12月1日から行われる全国統合テストに間に合うよう準備を進めるため、今回補正予算を計上させていただいたものです。このテストが順調に過ぎますと、来年、今の予定では1月中旬頃から本格稼働される予定でございます。

今回の備品購入につきましては、この業務を代行して行います指定認証機関となる予定であります財団法人地方自治情報センターから、各市町村につきましては、1セット分63万円の助成があるところでございますが、本町にとりましては、幕別と札内支所両地区への設置が必要ということから、単独機としても1台分63万円、2台分を設置しようとするものでございます。

次に5項統計調査費、1目統計調査費84万2,000円の追加でございます。住宅土地統計調査にかかります調査員の増、準備費の増に伴います補正でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、63万円の追加でございます。国民健康保険特別会計事務費分の繰り出しでございます。

5目老人福祉費、145万3,000円の追加でございます。役務費、備品購入につきましては、緊急通報用電話器の設置、購入に係るものでございまして、10台分の増設でございます。今、町に保有している台数につきましては173台、7月末で設置している台数が171台ということで、残り2台となりましたことから、新たに10台を追加するものでございます。

23節の償還金利子及び割引料につきましては、老人措置費に係ります精算還付金でございます。

2項児童福祉費、3目常設保育所費、21万2,000円の追加でございます。償還金利子及び割引料、過誤納還付金でございますが、保育料につきましては所得税額の確定に伴いまして保育料の額の決定をさせていただいているところでございますが、所得税額が減額修正されたことによりまして、保育料の還付が必要になりますことから、過誤納還付金として追加するものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費、152万1,000円の追加でございますが、個別排水処理特別会計に対する繰出金でございますが、設置基数の増に伴います繰り出し出でございます。

6目水道費、3,338万4,000円の追加でございます。今年度普通交付税におきまして、水道事業会計におきます高料金対策として普通交付税が措置されたものでございまして、3,268万9,000円の2分の1が普通交付税で措置されておりまして、さらにその2分の1を一般会計から増額し補助するものでございます。

28節につきましては、簡易水道特別会計への繰出金でございます。

2項清掃費、1目清掃総務費、2,510万円の追加でございます。前段、債務負担行為の追加で説明申し上げましたが、当初、契約時点でおきましては、年間の資源ごみ収集量を毎月54トン、12か月648トンを集める計画で、4トン資源車1台、運転手1名、作業員2名の内容によりまして、委託契約を結んだところでございますが、今、4月から7月末まで平均しますと、月平均98.3トンの資源収集量がございまして、この推移でいきますと、およそ年間1,200トン近くに及ぶものというふうに推計をいたしているところでございます。当初648トンでございますので、およそ2倍の収集量に当たる状況でございます。このようなことから、実質としては資源車1台で収集するのが、現在、困難でございます。最低でも常に2台の収集車、さらに地区によりましては、収集量の多い地区については3台を使って現在収集をいたしているところでございます。今、週4日で収集業務に当たっていただいておりますことから、特に収集量の多い札内北地区につきましては、収集日を週4日から5日に増やし、地区を分けまして、今、収集の効率化を図っていきたい。10月から週4日を1公区につきましては5日に回数増にすること。さらには、当初みていた積算内容よりさらに1台の資源車、さらには運転手、作業員2

名、それらの人員を加えた中で、契約変更をいたしたく、債務負担行為でご説明したとおり補正をするものでございます。

なお、このことによりまして、先ほど一般質問等でもございましたように、可燃ごみ及び不燃ごみの収集量につきましては、当然のことながら下がってございまして、可燃・不燃を合わせますと、月平均で約 70 トン近い収集量の減となっております。さらには、昨年まで町独自で資源回収、資源ごみを集めておりました量が、約月平均 36 トンございましたので、合わせますと月平均 98.3 トンの増はあるものの、不燃・可燃、あるいは昨年資源収集で集めた量を換算しますと、ほぼ昨年よりも若干ごみ総体としては減量化されている状況にあるのかなというふうに、現段階では思っております。

続きまして、6 款農林業費、1 項農業費、1 目農業委員会費 72 万円の追加でございます。農業者年金業務にかかわります事務費の追加でございます。

5 目畜産業費、1,018 万 7,000 円の追加でございます。18 節の備品購入費につきましては、公社貸付牛、事故牛の繰上償還にかかわります補正でございます。

19 節の負担金補助及び交付金、家畜ふん尿処理施設設置促進事業補助金でございます。当初、2,000 万円の当初予算でご議決をいただいているところでございます。現在、実施あるいは申込件数が 21 戸、総額 2,984 万 8,000 円、1 戸当たり平均しますと 142 万 1,000 円の補助の額がほぼ確定したような状況でございますので、不足する分 984 万 8,000 円を今回追加をするものでございます。

ふん尿対策として、幕別町の状況でございますが、平成 14 年度末、対象戸数 131 戸のうち、67 戸整備済みでございまして、整備率が 51.1%。15 年度末の予定でございまして、131 戸のうち、今回の町の事業等を合わせまして、96 戸の整備が終わる予定でございまして、整備率でいきますと 75.6%、15 年度末でなる見込みでございます。

次に、8 目農地費、6,549 万 7,000 円の追加でございます。

次のページになりますが、工事請負費につきましては、明渠補修工事として、古舞幹線排水路ほか 3 地区の明渠補修工事でございます。

19 節の負担金補助及び交付金でございますが、道営事業の償還金及び団体営事業の償還金 5,969 万円を借換えするものでございます。現在、道営事業あるいは団体事業の借入れ利率につきましては、3.1% から 4.95% の間で借入れを行っているところでございまして、今回、借換えする利率につきましては、1% を予定いたしております。3.1%、4.95% から 1% に変わるによりまして、317 万 9,000 円の利子の軽減につながるというふうに試算をいたしているところでございます。

9 目の土地改良事業費、1,200 万円の追加でございます。糠内農道整備特別対策事業負担金でございますが、道の事業として、巖橋の架替工事が事業採択となりましたことから、平成 15 年度から平成 18 年度の 4 か年により、巖橋の架替整備を行おうとするものでございます。今の計画時点では、巖橋の架け替えが延長 151 メートル、架け替えに伴います据付け道路等の関係でございますが、884 メートルを整備するものでございまして、全体事業費としては、10 億 6,000 万円ほどが全体事業費として今見込んでいるところでございます。

次に、8 款土木費、1 項土木管理費、3 目道路管理費 200 万円の追加でございます。就労センターに対する委託料でございまして、雨水柵、支障木等の整備にかかわります委託料でございます。

2 項道路橋梁費、2 目道路新設改良費、補正額はゼロでございますが、今回、札内西大通りの調査設計委託料、道路用地買収。これらを補償補填及び賠償金に組み換えをするものでございます。地権者の対応の中で、補償が先行するというので地権者協議が整いましたことから、車庫と庭木等、必要な補償費を前段で処理するものでございます。

3 目道路維持費、3,500 万円の追加でございます。次のページになりますが、15 節の工事請負費 3,500 万円の追加でございます。道路舗装補修工事につきましては、千住 15 号、青葉団地道路、あるいは猿別西線、相川 20 号線、共栄町道路、あるいは下水道関連の舗装補修、これらの工事を実施するものでございます。乳剤の防塵処理工事につきましては、主に軍岡大豊線、千住 2 線の整備でございます。道路補修工事につきましては、雨水柵、歩道補修、路肩補修等が主な内容となっております。

3項の土地計画費、1目都市計画総務費、841万円の減額補正でございます。

13節の委託料でございますが、北栄地区街路事業等効果調査委託料でございます。今、北栄の土地区画整理事業に伴いまして、新たな国道との連絡街路の整備を実施する予定でございますが、この整備手法として、住宅宅地関連公共施設等総合整備事業の補助採択を受けるべく準備を進めているところでございますが、補助採択に当たりましては、事業効果等を予め測定し、それらの内容を提出する必要がございますので、事前にそれらの調査を実施しようとするものでございます。繰出金につきましては公共下水道会計への繰出金の減でございます。

4項住宅費、2目住宅管理費、1,414万7,000円の追加でございます。これは道営住宅にかかわります管理委託金の歳入に伴う整備でございますが、主に道営住宅の塗装工事ほかを実施するものでございます。

3目の公営住宅建設事業費、1,901万円の追加でございます。委託料につきましては、平成16年度実施を予定しております旭町の公営住宅の建替工事、2棟12戸。今、本町地区に実施をしたいということで考えてございます。現在、土地の購入につきましては幕別町農協と協議を進めているところでございまして、本町7番地ほか1、元の農協さんの東側に当たります購買がありました地点の土地でございまして、今の時点では1,839.89㎡を取得したいというように考えてございます。取得単価につきましては、現在、坪当たり6万1,800円で協議を進めているところでございます。

次に、工事請負費でございますが、緑町公営住宅の解体工事でございますが、建替整備に伴いまして、6棟24戸を取り壊しするものでございます。

なお、この用地につきましては、全体面積として3,370㎡でございます。公共用地として今後、利用する予定がございませんので、これにつきましては、およそ10区画程度の宅地として今後、土地開発公社とも協議をしながら、分譲するような方向で検討を進めたいというふうに考えているところでございます。

次のページになりますが、10款教育費、5項社会教育費、3目保健体育費、500万円の追加でございます。運動公園内に散水施設の設置工事をするものでございます。現在、リンクの造成、あるいは芝への散布等につきましては、河川からの水を取ることが現状では禁止をされておりますことから、すべて水道水を利用させていただいているところでございますが、利用時期によりましては、水道水の供給量にも支障を来すような状況がありますことと、運動公園内で試掘を行ったところ、一定の水量が確保できる見込みでございますので、運動公園内にリンク、あるいは芝への散布用の散水施設を設置しようとするものでございます。

なお、このことによりまして、今後、水道使用料等の縮減にもつながるということになってまいります。

次に、12款職員費、1項職員給与費、1目職員給与費、131万9,000円の減額補正でございます。先ほどご議決をいただきました特別職の報酬改定に伴います給料、職員手当、共済費等の減額補正でございます。

次に歳入でございますが、5ページをお開きいただきたいと思います。

歳入、9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、1億66万2,000円の追加でございます。本年度の普通交付税の決定額でございますが、50億2,753万9,000円。今回1億66万2,000円を措置しておりますので、決定額との差額につきましては1,752万1,000円。これだけが留保財源となっているものでございます。

なお、この決定額につきましては、対前年度比6.5%の減でございます。

次のページになります。

11款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林業費分担金5,969万7,000円の追加でございます。先ほど歳出でご説明しました借換えにかかわります分担金、歳入では借換えの分として5,969万7,000円を借入れするものでございます。

13款国庫支出金、3項国庫委託金、3目農林業費委託金、380万円の追加でございます。明渠の整備

にかかわります国営土地改良事業の国庫委託金でございます。

次のページ、8ページになりますが、14款道支出金、2項道補助金、2目民生費補助金、102万6,000円の追加でございます。緊急通報システムにかかわります介護予防等の補助金でございます。

3項道委託金、1目総務費委託金、84万2,000円の追加でございます。住宅土地調査にかかわります統計調査分の委託金でございます。

3目土木費委託金、1,414万7,000円の追加でございます。道営住宅にかかわります道委託金の追加補正でございます。

15款財産収入、2項財産売払収入、2目物品売払収入、33万9,000円の追加でございます。公社貸付牛、事故牛にかかわる繰上償還分でございます。

次のページになりますが、18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、4,429万4,000円の追加でございます。平成14年度繰越金でございます。

19款諸収入、5項雑入、4目雑入、135万円の追加でございます。農業者年金の委託料、公的認証サービス機器に係る助成金でございます。

次のページになりますが、20款町債、1項町債、1目総務債、1,500万円の追加でございます。コミュニティセンターの外構にかかわる町債の補正でございます。

3目農林業債、1,080万円の追加でございますが、巖橋等の農道整備にかかわる地方債の追加でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

伊東昭雄議員。

○18番（伊東昭雄） 21ページの道路維持費でございますが、先ほど15号の舗装補修と聞いたのですが、もしそうでなければ取下げにしますけれども。先ほどの説明で15号と聞いたので、もし15号の維持補修ということであるならば、昨日の一般質問の時にオーバーレイをして舗装工事をすると言いましたけれども、このオーバーレイもこれに含んでいるのか、それとも舗装に関係なく、今の痛んだ所をやるのか、それをお伺いします。

それと併せて、10日ほど前に補修をされたのですが、あの工事は幾らかかってやられたのか、お聞きいたします。

○議長（本保証喜） 土木課長。

○土木課長（田中光夫） 道路維持費につきましては、先ほど説明のとおり、千住15号線、昨日の答弁のとおり、千住15号線の舗装についても含まれてございます。

それと、いろいろな路線の説明が入ったわけでございまして、昨日説明のとおり、今回一部を整備するものでございます。

それと15号線の一部については、穴埋めということでございますが、これについては通常の中で、危険箇所については車両センターの方で、通常の維持の中で補修をしております。そういう部分については具体的に幾らという積算はしておりません。

○議長（本保証喜） 伊東議員。

○18番（伊東昭雄） 全体はわかりましたけれども、併せて10日ほど前にオーバーレイしましたね、15号。あれを幾らかかったかということもお聞きしたのですけれども。それ、お聞かせ願います。

○議長（本保証喜） 土木課長。

○土木課長（田中光夫） それについては、年間の維持の委託契約の中で実施しております。

○議長（本保証喜） 伊東議員。

○18番（伊東昭雄） 年間で委託をされているというのであれば、あの工事をやった後に、一応確認をされたのか、それとも委託をされているならば、随時痛んだら補修をしていくという。その内容についてはどのような契約をされているか、再度お聞きいたします。

○議長（本保証喜） 車両センター所長。

○車両センター所長（橋本孝男） 私どもの方で、町道の維持管理につきましては、パトロールを含めまして委託業者の方に、年間を通して委託をしております。状況が悪い所につきましては、職員がパトロールをし、あるいは作業内容につきましては、町職員と現地に委託業者と一緒に行きまして、指示をし、実施をしているところであります。以上です。

○議長（本保証喜） ほかにございますか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、11時10分まで休憩をいたします。

（10：53 休憩）

（11：10 再開）

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔一括議題〕

○議長（本保証喜） 日程第10、議案第61号、平成15年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算、日程第11、議案第62号、平成15年度幕別町介護保険特別会計補正予算、日程第12、議案第63号、平成15年度幕別町簡易水道特別会計補正予算、日程第13、議案第64号、平成15年度幕別町公共下水道特別会計補正予算、日程第14、議案第65号、平成15年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算、日程第15、議案第66号、平成15年度幕別町水道事業会計補正予算の6議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第61号、平成15年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億7,196万円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページにございます第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

5ページをお開きいただきたいと思います。

歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、63万円の追加でございます。電算システムの改修委託料でございますが、国保制度の改正、見直しに伴います電算プログラムの修正にかかります委託料でございます。

歳入は、前のページになりますが、7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、63万円の追加でございます。

以上で、国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

議案第62号、平成15年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ446万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,658万2,000円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、7 ページ、8 ページにございます第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

10 ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございますが、4款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金、129万5,000円の追加でございます。介護給付にかかります国庫負担分。この分につきましては、過年度分を介護保険料で一部立替えをしている状況にございまして、その分、過年度分として国庫負担金歳入として入ってまいりますことから、介護保険料で立て替えた部分を積み立てるものでございます。

次のページになりますが、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金316万9,000円の追加でございます。この償還金利子及び割引料の部分につきましては、国の事務費分に係るもの、道支払基金の給付費等の確定に伴います精算還付金となるものでございます。

9 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございますが、4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、446万4,000円の追加でございます。過年度の精算に伴う負担の増でございます。

以上で、介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

12 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第63号、平成15年度幕別町簡易水道特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ197万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,220万9,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、13 ページ、14 ページにございます第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

17 ページをお開きいただきたいと思います。

歳出、1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費、197万円の追加でございます。需用費、修繕料につきましては、排水ポンプ、送水ポンプの修繕にかかります追加でございます。原材料費につきましては検定満了期の取替えにかかります50個分を追加するものでございます。

歳入でございますが、15 ページをお開きいただきたいと思います。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、69万5,000円の追加でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、127万5,000円の追加でございます。平成14年度の繰越金でございます。

以上で、簡易水道特別会計の説明を終わらせていただきます。

18 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第64号、平成15年度幕別町公共下水道特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,983万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,178万6,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、19 ページ、20 ページにあります第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

地方債の補正でございますが、21 ページをお開きいただきたいと思います。

地方債の補正、変更でございます。公共下水道建設事業として、今回、1,590万円を増額するものでございます。雨水設計、雨水管の新設等にかかります事業費の増に伴う起債の変更でございます。

25 ページをお開きいただきたいと思います。

歳出、2款事業費、1項下水道施設費、1目下水道建設費、1,676万2,000円の追加でございます。委託料につきましては桜町、あかしや町にかかります雨水幹線の設計にかかわる委託料でございます。工事請負費につきましては、北町雨水柵の新設等にかかります増額補正でございます。補償補填及び賠償金につきましては、あかしや町の水道管等の移設にかかります補償費の増額補正でございます。

2項下水道管理費、1目浄化センター管理費、100万円の追加でございます。沈砂池のブロック修繕

が追加の内容でございます。

2目札内中継ポンプ場管理費、94万5,000円の追加でございますが、沈砂池の清掃委託にかかわりませ増額補正でございます。

3目管渠維持管理費、113万円の追加でございます。汚水管等の清掃委託料、さらには今後の降雨に対応するための排水ポンプの借上料が追加の中身でございます。

次に歳入でございますが、22ページをお開きいただきたいと思ひます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1,041万7,000円の減額補正でございます。

次のページになりますが、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1,435万4,000円の追加でございます。平成14年度分の繰越しです。

7款町債、1項町債、1目都市計画事業債、1,590万円の追加でございます。

以上で、公共下水道特別会計の説明を終わらせていただきます。

27ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第65号、平成15年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,428万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,867万4,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、28ページ、29ページにあります第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思ひます。

地方債の補正でございますが、30ページをお開きいただきたいと思ひます。

個別排水処理施設整備事業として変更するものでございまして、1,090万円の増額をするものでございます。事業費の増に伴います起債額の変更でございます。

34ページをお開きいただきたいと思ひます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、18万4,000円の追加でございますが、需用費の印刷製本につきましては、納付書の印刷にかかわりませ追加補正でございます。

2款事業費、1項排水処理施設費、1目排水処理施設費、1,410万円の追加でございます。平成15年度の実施予定につきましては40戸の整備を予定してございましたけれども、40戸を上回る申込件数がございます中で、特に新築住宅6戸分については、今年度実施する方向で新築住宅6戸分を追加するものでございまして、今回、この補正を行いますと15年度では46戸の整備を行う計画でございます。

次、歳入でございますが、31ページをお開きいただきたいと思ひます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、152万1,000円の追加でございます。

次のページになりますが、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、186万3,000円の追加でございます。

6款の町債、1項町債、1目排水処理施設整備事業債1,090万円の追加でございます。

以上で、個別排水処理特別会計の説明を終わらせていただきます。

36ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第66号、平成15年度幕別町水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

第2条でございますが、3条予算にかかわりませ水道事業収益、既決予定額4億6,358万5,000円に3,268万9,000円を追加し、4億9,627万4,000円と定めるものでございます。

支出の方でございますが、既決予定額5億6,368万3,000円に97万6,000円を追加し、5億6,465万9,000円に定めるものでございます。

次に4条予算にかかわりませ資本的収入・支出でございますが、資本的収入、既決予定額1億1,085万円に3,410万円を追加し、1億4,495万円と定めるものでございます。

資本的支出でございますが、既決予定額2億9,950万9,000円に3,410万円を追加し、3億3,360万9,000円に定めるものでございます。

次のページになりますが、企業債の限度額の変更でございますが、今回、3,190万円の増額を図るものでございます。

次、39ページをお開きいただきたいと思います。

3条予算にかかります水道事業費を、2項営業費用、1目原水及び浄水費、70万円の追加でございます。明倫の浄水場にかかります遠隔監視装置に故障が生じまして、今現在、更新事業を進めている最中でございます。11月に完成を予定しておりますので、現在、費用をかけて修繕をすることが無駄遣いになるということもございまして、3か月間につきましては遠隔装置を利用しないで、直接浄水場に1日3回通っていただきまして、浄水場の監視を行っていただく。そのための委託料を追加するものでございます。

2目の配水及び給水費、27万6,000円の追加でございます。札内配水池の屋根塗装工事負担金。これは企業団で実施するものでございまして、企業団で実施する2分の1が幕別町の負担になりますことから、その負担分を追加するものでございます。

前のページに戻っていただきまして、収入でございます。

1款の水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金、3,268万9,000円の追加でございます。一般会計でご説明しましたように、今年度、普通交付税で高料金対策として認められましたことから、高料金対象の補助金2分の1には普通交付税の措置、2分の1については一般会計から繰入れするものでございます。

次に、資本的収入・支出でございますが、41ページをお開きいただきたいと思います。

1款の資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費、3,410万円の追加でございます。配水管の布設といたしましては、千住3線、札内7号団地にかかります配水管の布設を行うものでございます。配水管の移設につきましては、あかしまや団地道路1号にかかります下水道関連の水道管の移設工事でございます。

前のページをお開きいただきたいと思います。

1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、3,190万円の追加でございます。配水管の布設整備にかかります企業債の追加補正でございます。

6項負担金、1目負担金、220万円の追加でございます。水道管の移設にかかります下水道会計からの負担金でございます。

以上で説明をおわらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、6議案について、一括質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第61号、平成15年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第62号、平成15年度幕別町介護保険特別会計補正予算は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第63号、平成15年度幕別町簡易水道特別会計補正予算は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第64号、平成15年度幕別町公共下水道特別会計補正予算は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第65号、平成15年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第66号、平成15年度幕別町水道事業会計補正予算は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第67号、公平委員会委員の選任について同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長(岡田和夫) 議案第67号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本件は現公平委員会委員の加藤正則氏が、本年9月30日をもちまして任期満了となりますことから、引き続き同氏を選任いたしたく、同意を求めるものであります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の5ページに記載をいたしておりますので、ご参照いただき、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(本保証喜) 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し直ちに採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は、21名であります。

投票用紙を配布いたさせます。

投票用紙の配布もれはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(本保証喜) 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検させます。

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は○印を、本案を否とする諸君は×印を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

○事務局長（高橋平明） 議席番号とお名前を申し上げます。

1 番豊島議員、2 番中橋議員、3 番野原議員、4 番牧野議員、5 番前川敏春議員、6 番助川議員、7 番堀川議員、8 番乾議員、9 番小田議員、10 番前川雅志議員、11 番杉山議員、12 番佐々木議員、13 番古川議員、14 番坂本議員、15 番芳滝議員、16 番中野議員、17 番永井議員、18 番伊東議員、19 番千葉議員、20 番大野議員、21 番額額議員。

○議長（本保証喜） 投票漏れはありませんか。
（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に野原議員及び牧野議員を指名いたします。

よって、両議員の立会いをお願いいたします。

投票の結果を報告いたします。

投票総数 21 票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 21 票であります。

反対 0。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 17、議案第 68 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 議案第 68 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本件は現教育委員会委員の山口勝氏が、本年 9 月 30 日をもちまして任期満了となりますことから、新たに沖田道子氏を任命いたしたく、同意を求めるものであります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の 6 ページに記載をいたしておりますので、ご参照いただき、ご同意賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（本保証喜） 本件は人事案件でありますので、質疑討論を省略し直ちに採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は、21 名であります。

投票用紙を配布いたさせます。

投票用紙の配布もれはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検させます。

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は○印を、本案を否とする諸君は×印を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

○事務局長（高橋平明） 議席番号とお名前を申し上げます。

1 番豊島議員、2 番中橋議員、3 番野原議員、4 番牧野議員、5 番前川敏春議員、6 番助川議員、7 番堀川議員、8 番乾議員、9 番小田議員、10 番前川雅志議員、11 番杉山議員、12 番佐々木議員、13 番古川議員、14 番坂本議員、15 番芳滝議員、16 番中野議員、17 番永井議員、18 番伊東議員、19 番千葉議員、20 番大野議員、21 番額額議員。

○議長（本保証喜） 投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に前川敏春議員及び助川議員を指名いたします。

よって、両議員の立会いをお願いいたします。

投票の結果を報告いたします。

投票総数 21 票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 21 票、反対 0。

以上のおおりに、賛成が多数であります。

よって、本案は原案のおおりに可決されました。

[休会]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議事の都合により、明 11 日は休会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、明 11 日は休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（本保証喜） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は 9 月 12 日午後 2 時からであります。

（11：43 散会）

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成15年第3回幕別町議会定例会
(平成15年9月12日 13時58分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
8番 乾 邦広 9番 小田良一 10番 前川雅志
(諸般の報告)
- 日程第2 認定第1号 平成14年度幕別町一般会計決算認定について
- 日程第3 認定第2号 平成14年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第4 認定第3号 平成14年度幕別町老人保健特別会計決算認定について
- 日程第5 認定第4号 平成14年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第6 認定第5号 平成14年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
- 日程第7 認定第6号 平成14年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
- 日程第8 認定第7号 平成14年度幕別町公共用地取得特別会計決算認定について
- 日程第9 認定第8号 平成14年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
- 日程第10 認定第9号 平成14年度幕別町水道事業会計決算認定について
- 日程第11 発議第9号 道路整備に関する意見書
- 日程第12 発議第10号 北海道新幹線の建設促進を求める意見書
- 日程第13 発議第11号 平成16年産畑作物政策価格等に関する要望意見書
- 日程第14 陳情第3号 「教育基本法の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情
(総務文教常任委員会報告)
- 日程第14の2 発議第12号 教育基本法の堅持を求める意見書
- 日程第15 市町村合併調査特別委員会調査報告（中間）
(市町村合併調査特別委員会)
- 日程第16 議員の派遣について
- 日程第17 議員派遣報告
- 日程第18 常任委員会所管事務調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第19 閉会中の継続調査の申出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会 議 録

平成15年第3回幕別町議会定例会

1. 開催年月日 平成15年9月12日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 9月12日 13時58分宣告
4. 出席議員 全議員
5. 出席議員 (22名)
議長 本保証喜
副議長 瀬瀬太郎
1 豊島善江 2 中橋友子 3 野原恵子 4 牧野茂敏 5 前川敏春
6 助川順一 7 堀川貴庸 8 乾 邦広 9 小田良一 10 前川雅志
11 杉山晴夫 12 佐々木芳男 13 古川 稔 14 坂本 偉 15 芳滝 仁
16 中野敏勝 17 永井繁樹 18 伊東昭雄 19 千葉幹雄 20 大野和政
6. 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治 収 入 役 小野成義
代表監査 吉川 宏 教育委員長 辺見政孝 教 育 長 沢田治夫
総務部長 新屋敷清志 企画室長 金子隆司
民生部長 石原尉敬 経済部長 中村忠行 建設部長 三井 巖
教育部長 藤内和三 札内支所長 瀬瀬良征 総務課長 菅 好弘
企画参事 羽磨知成 企画参事 飯田晴義 町民課長 熊谷直則
税務課長 久保雅昭 保健福祉センター所長 佐藤昌親
農林課長 増子一馬 商工観光課長 本保 武 土木課長 田中光夫
土地改良課長 土井昌一 施設課長 小野典昭 水道課長 前川満博
学校教育課長 飛田 栄 生涯学習課長 長谷 繁 図書館館長 平野利夫
監査事務局長 森 広幸 農業委員会事務局長 長屋忠弘
7. 職務のため出席した議会事務局職員
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
8. 議会提出議案
発議第9号 道路整備に関する意見書
発議第10号 北海道新幹線の建設促進を求める意見書
発議第11号 平成16年産畑作物政策価格等に関する要望意見書
陳情第3号 「教育基本法の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情
発議第12号 教育基本法の堅持を求める意見書
市町村合併調査特別委員会調査報告(中間)
議員の派遣について
議員派遣報告
常任委員会所管事務調査報告
閉会中の継続調査の申出
9. 町提出議案
認定第1号 平成14年度幕別町一般会計決算認定について
認定第2号 平成14年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
認定第3号 平成14年度幕別町老人保健特別会計決算認定について
認定第4号 平成14年度幕別町介護保険特別会計決算認定について

- 認定第5号 平成14年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
認定第6号 平成14年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
認定第7号 平成14年度幕別町公共用地取得特別会計決算認定について
認定第8号 平成14年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
認定第9号 平成14年度幕別町水道事業会計決算認定について

10. 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

11. 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

8番 乾 邦広 9番 小田良一 10番 前川雅志

議 事 の 経 過

(平成15年9月12日 13:58 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（本保証喜） これより本日の会議を開きます。

「議事日程」

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

「会議録署名議員の指名」

○議長（本保証喜） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 乾 議員、9番 小田 議員、10番 前川雅志 議員を指名いたします。

「認定第1号～認定第9号 一括議題」

○議長（本保証喜） 日程第2、認定第1号、平成14年度幕別町一般会計決算認定から日程第10、認定第9号、平成14年度幕別町水道事業会計決算認定までの9議件を一括議題と致します。

お諮り致します。本件については提案理由の説明を省略し、委員会条例第7条第1項の規定により、議長及び議員選出監査委員を除く全議員をもって構成する「平成14年度幕別町各会計決算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思っております。

なお、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与するものといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。したがって本件については、議長及び議員選出監査委員を除く全議員をもって構成する「平成14年度幕別町各会計決算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とし、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与することに決定いたしました。

「付託省略」

○議長（本保証喜） お諮り致します。日程第11、発議第9号から、日程第13、発議第11号までの3議件については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。したがって、日程第11、発議第9号から、日程第13、発議第11号までの3議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

「発議第9号」

○議長（本保証喜） 日程第11、発議第9号、道路整備に関する意見書を議題といたします。提出者の説明を求めます。

千葉幹雄 議員。

○19番（千葉幹雄） 道路整備に関する意見書の提出でございます。朗読をさせていただきたいと思っております。

発議第9号、平成15年9月12日、幕別町議会議長本保証喜様、提出者幕別町議会議員千葉幹雄、賛成者幕別町議会議員前川敏春。

道路整備に関する意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

道路整備に関する意見書。

道路は道民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であり、高規格幹線道路から道民生活に最も密着した市町村道に至るまで、北海道の道路網の整備は道民が長年にわたり熱望してきているところであり、中長期的な視野に立って体系的かつ計画的に整備が推進されるべきものである。

しかしながら、広大な面積を有し都市間距離も長く、自動車交通の占める割合の高い北海道の道路整備は、受益者負担という制度趣旨に則り、着実に行われているもののいまだ十分とはいえず、本道各地域の「活力ある地域づくり・まちづくり」を支援し「良好な生活環境の創造」「安全で安心できる郷土の実現」を図る上で、より一層重要となっている。

特に高規格幹線道路のネットワーク形成は、道内の「圏域間の交流・連携の強化」「地域経済の活性化」「救急医療・災害時の代替ルートの確保」さらには、我が国における「安定した食料供給基地・観光資源の提供の場」として、その役割をしっかりと担うための最重要課題である。

よって、国においては、北海道の道路整備の実状を十分踏まえた上、引き続き、計画的かつ早期に整備が図られるよう次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記、1、平成15年度以降の5箇年間に於いて、投資規模38兆円を目安として、所要の道路整備費を確保することにより、長期的視点に立った道路整備を一層推進すること。

2、高規格幹線道路のネットワーク形成は国土政策の根幹にかかわるものであり、国の責任において計画的な整備を図ること。特に本道の高速道路ネットワークの早期形成を図ること。

3、受益者負担という制度趣旨に則り、道路整備を強力に推進するため、自動車重量税を含む道路特定財源はすべて道路整備に充当すること。また、道路整備が円滑に実施できるよう、地方の道路整備財源を一層充実強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成15年9月12日、北海道中川郡幕別町議会、提出先衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、行政改革・規制改革担当大臣。

以上でございます。よろしくご審議を賜りたいと思います。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮り致します。本意見書案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（本保証喜） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本意見書案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。したがって本意見書案は、原案のとおり可決されました。

「発議第10号」

○議長（本保証喜） 日程第12、発議第10号、北海道新幹線の建設促進を求める意見書を議題と致します。提出者の説明を求めます。

千葉幹雄議員。

○19番（千葉幹雄） 同じく朗読をさせていただきたいと思います。

発議第10号、平成15年9月12日、幕別町議会議長本保証喜様、提出者幕別町議会議員千葉幹雄、賛成者幕別町議会議員前川敏春。

北海道新幹線の建設促進を求める意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

北海道新幹線の建設促進を求める意見書。

北海道新幹線は、全国新幹線鉄道整備法に基づき、昭和48年に整備計画路線と決定された、いわゆる整備新幹線5路線のうちの一つであり、これまで東北各県とも連携しながら、道民挙げて建設要望活動を繰り広げてきた。

この結果、昨年1月、日本鉄道建設公団総裁から国土交通大臣に工事实施計画認可申請が提出され、着工に向けて大きな一歩が踏み出されたところである。

計画決定後30年を経た現在、全国においては、南は鹿児島から北は青森まで整備が明確となっているにもかかわらず、北海道新幹線は全く手つかずの未着工路線となっており、国土を縦断する高速交通体系の骨格が未完成となっている。

よって、国においては、国土の骨格をなし、広域的な交流や地域間相互の交流・連携強化に欠かすことのできない北海道新幹線について、全国新幹線網の整備の必要性を十分に踏まえ、下記のとおり一日も早い着工について強く要望する。

記、1、北海道新幹線（新青森・札幌間）の全線フル規格での一日も早い着工と10年以内の完成。

2、東北新幹線新青森の開業と同時に、新函館までの暫定開業。

3、公共事業費の重点配分などによる建設財源の確保及び地域負担に対する財源措置の充実・強化。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成15年9月12日、北海道中川郡幕別町議会、提出先衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。

以上でございます。よろしくご審議を賜りたいと思います。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮り致します。本意見書案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり決定いたしました。

「発議第11号」

○議長（本保証喜） 日程第13、発議第11号、平成16年産畑作物政策価格等に関する要望意見書を議題といたします。提出者の説明を求めます。

永井繁樹 議員。

○17番（永井繁樹） 発議第11号、平成15年9月12日、幕別町議会議長本保証喜様、提出者幕別町議会議員永井繁樹、賛成者同じく古川 稔議員、同じく乾 邦広議員、同じく中橋友子議員、同じく佐々木芳男議員。

平成16年産畑作物政策価格等に関する要望意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成16年産畑作物政策価格等に関する要望意見書。

北海道及び十勝管内の畑作農業は、WTO（世界貿易機関）体制化で農産物の関税化や市場原理を活用した制度への移行に伴い、国産需要の低迷と市場価格の低下などから畑作の合理的輪作体系が崩れ、農業所得は減少し、畑作経営にも悪影響を与えております。

こうした中で、WTO農業交渉は大枠合意に向けて大詰めを迎えており、交渉に当たっては、日本提案の実現を図ると共に、日本農業の存続のため、国内対策として経営全体を捉えた所得安定政策の早期具体化や環境等直接支払政策の確立が必要不可欠であります。

一方、麦・大豆生産は自給率を向上させる作物として国が奨励しているが、水田転作の増加で麦・大

豆の作付が増加し、需給のミスマッチが生じ、畑作麦・大豆への政策支援が求められております。

については、国及び政府機関は新たに畑作経営全体を捉えた農業経営安定・所得補償政策を早期に導入すると共に、平成16年産畑作物価格等について生産者の再生産と所得が確保されるよう下記の通り要望致します。

記、1、WTO農業交渉において、「多様な農業の共存」を基本理念とする日本提案の実現を図ること。また、国内農業生産の維持を可能にする適正な国境措置や国内支持に関する適切な起立を確保するモダリティを確立すること。

2、国内農業・農村の持続的発展を期するため、環境保全型農業等に対する直接支払いや経営全体を捉えた経営所得安定政策の早期法制化などを図ること。

3、16年産の麦作経営安定資金及び大豆交付金単価、甜菜最低生産者価格、原料馬鈴薯基準価格については、生産意欲が持て、再生産と所得が確保されるよう現行水準以上とすること。また、15年産馬鈴薯澱粉買入基準価格については、農家手取りを確保するため、現行の査定歩留を堅持し、現行価格水準以上とすること。

4、国産麦の良品安定生産や民間流通の円滑化を図るため、需給及び生産条件に即した実需者と国による奨励措置を拡充すること。

5、国内大豆の生産増大に伴い、全量引取など販売体制の強化を図ると共に、将来にわたり安定的な交付金財源を確保すること。

6、甜菜・甜菜糖の関係者の協同した取り組みの推進に当たっては、甜菜・甜菜糖のトータルコスト低減が図られるよう施策の充実を図ること。

7、馬鈴薯澱粉の新規用途開発及び澱粉工場の省エネ型悪臭防止・廃水処理施設の整備や副産物の有機資源活用などを公的な環境保全型事業として推進し、国費で支援すること。

8、WTO農業交渉において、雑豆のアクセス数量12万トン、これ以上拡大しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出致します。

平成15年9月12日、北海道中川郡幕別町議会、提出先衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣。

以上であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮り致します。本意見書案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり決定いたしました。

「陳情第3号 委員会報告」

○議長（本保証喜） 日程第14、陳情第3号、「教育基本法の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情を議題と致します。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長古川 稔議員。

○13番（古川 稔） 平成15年9月12日、幕別町議会議長本保証喜様、総務文教常任委員長古川 稔。総務文教常任委員会報告書。

平成15年6月10日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記、1、委員会開催日、平成15年6月13日、20日、7月25日（3日間）。

2、審査事件、陳情第3号「教育基本法の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情。

3. 陳情の趣旨、中央教育審議会は、「教育改革国民会議」の報告を受け、「今後、政府においては、本審議会の答申を踏まえて、教育基本法の改正にとりくむことを期待する」との最終答申をまとめ文部科学大臣に提出しました。

今回の答申は、諮問から1年4ヶ月、中間報告から約4ヶ月という極めて拙速な論議でまとめられたものであり、しかも中間報告に対して、議論が百出していたのにもかかわらず、抜本的な問題についてはほぼ無修正のまま急速な審議によって答申が行われ、国会においても答申に対する異論が出ておりません。

国民が教育の荒廃に心を痛めていることは事実であり、いま必要なのは日本国憲法の精神に則り、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成」と「普遍にして個性ゆたかな文化の創造」を掲げた現行教育基本法の理念と原則を生かすための教育整備であり、学校、家庭、地域においてお互いに協力しながら努力を行うことであると考えます。

この状況をご理解いただき、憲法と一体をなす教育基本法を堅持し、人格の形成をめざすという、本来の教育の目的を達成するための施策を充実することについて関係機関に対し意見書の提出を求める。

4. 審査の経過、審査にあたっては、陳情にかかる現状について慎重に審査がなされた。

個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成と普遍にして個性ゆたかな文化の創造を掲げた、教育の理念と原則を堅持し、本来の教育の目的を達成するための施策を充実すべきとの観点から全会一致で結論をみた。

5. 審査の結果、「採択」すべきものと決した。

以上であります。

○議長（本保証喜） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮り致します。陳情第3号、「教育基本法の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情は、委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。したがって本件は、委員長報告のとおり採択とすることに決定致しました。

○議長（本保証喜） 追加日程表配布のため暫時休憩致します。

（暫時休憩）

（追加日程配布）

（再開）

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

「発議第12号 付託省略」

○議長（本保証喜） ただ今、お手元に配布致しました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、委員会付託を省略し本会議で審議致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって意見書案を日程に追加し、委員会付託を省略し本会議で審議することに決定致しました。

「発議第12号」

○議長（本保証喜） 日程第14の2、発議第12号、「教育基本法の堅持を求める」意見書を議題といたします。

お諮り致します。

本件は、先に報告のありました総務文教常任委員会報告の陳情の要旨と同じような内容でありますので、提出者の説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。したがって提出者の説明・質疑討論を省略し、ただちに採決いたします。

お諮り致します。発議第12号、「教育基本法の堅持を求める」意見書案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり決定致しました。

「特別委員会報告」

○議長(本保証喜) 日程第15、市町村合併調査特別委員長より、市町村合併に関する調査の中間報告書が提出されておりますので、お手元に配布してあります。

後刻ご覧頂きたいと思います。

「議員の派遣」

○議長(本保証喜) 日程第16、議員の派遣の承認についてを議題といたします。

お諮り致します。

来る9月29日、3町村(幕別町・更別村・忠類村)議会市町村合併調査特別委員会合同による3町村の施設視察に全議員を、10月16・17日、幕別温泉ホテル緑館で開催される十勝町村議会議長会主催による平成15年度管内町村議会議長研修会に副議長を、11月6日、音更町で開催される十勝町村議会議長会主催による平成15年度管内町村議会議員研修会に全議員を、優良市町村行政視察に10月7日から10日まで民生常任委員全員を、10月28日から31日まで総務文教常任委員全員を、11月10日から13日まで産業建設常任委員全員をそれぞれ派遣したいと思います。なお、目的、派遣場所等につきましては、お手元に配布のとおりであります。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、以上のとおり派遣することに決定いたしました。

「議員派遣報告」

○議長(本保証喜) 日程第17、議員派遣報告については、これまでに実施されました議員派遣の結果報告書をお手元に配布してあります。

後刻ご覧頂きたいと思います。

「委員会所管事務調査報告」

○議長(本保証喜) 日程第18、総務文教・民生及び産業建設常任委員長より、所管事務調査報告書が議長宛に提出されておりますので、お手元に配布してあります。

後刻ご覧頂きたいと思います。

「閉会中の継続調査申出」

○議長(本保証喜) 日程第19、閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長から、所管事務調査に係る事件につき会

議規則第七十五条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮り致します。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの校あり)

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

「閉議・閉会宣告」

○議長（本保証喜） これで本日の日程は全部終了致しました。

会議を閉じます。

これをもって、平成15年第3回幕別町議会定例会を閉会致します。

(14:29 閉会)